

官報

号外

平成二十年五月二十九日

○第百六十九回 衆議院會議録 第三十四号

平成二十年五月二十九日(木曜日)

議事日程 第二十二号

平成二十年五月二十九日

午後一時開議

第一 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、西村智奈美君外二名提出)

第三 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 国家公務員制度改革基本法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、西村智奈美君外二名提出)

日程第三 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 国家公務員制度改革基本法案(内閣提出)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長東順治君。

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(東順治君登壇)

○東順治君 た、だいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

近年、悪質な訪問販売等による消費者被害が増加しており、特に高齢者に対して到底必要とされないほど多量の商品売りつける事例や、悪質な勧誘行為を助長するようなクレジット業者による不適切な貸付枠の設定などが問題となっておりま

す。本案は、このような悪質商法対策を充実強化するため、法律の規制対象となる商品やサービスなどについて、政令により指定する方式から、原則としてすべての商品やサービスなどを適用対象とする方式に変更するとともに、訪問販売につい

て、通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の申し込みを撤回することができる等の制度を創設するほか、個別の契約ごとに貸付枠の設定を行うクレジット業者について登録制度を導入し、加盟店の勧誘行為に関する調査等を義務づけるとともに、不正な勧誘行為があった場合には消費者にクレジット契約の取り消し及び既に支払った金額の返還請求を認める等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月十五日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、翌十六日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、参考人から意見を聴取するなど慎重な審査を重ね、昨日質疑を終了いたしました。質疑終了後、採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、西村智奈美君外二名提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、西村智奈美君外二名提出、児童扶養手当法の一部を改正する法律案、日程第三、内閣提出、児童福祉法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長茂木敏充君。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案及び同報告書

児童福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔茂木敏充君登壇〕

○議長(河野洋平君) たいだいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、西村智奈美君外二名提出の児童扶養手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、母子家庭の所得の状況が改善されていない現状にかんがみ、児童扶養手当の支給開始後五年を経過した場合における減額措置に係る規定を削除するもので、第百六十八回国会に提出され、今国会に継続されたものであります。

次に、内閣提出の児童福祉法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、次代の社会を担うすべての子供が健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、家庭的保育事業等を法律上位置づけること、

第二に、養子縁組を前提としない養育里親の制度化及び小規模住居型児童養育事業の創設を行うとともに、入所児童の虐待防止の規定を設けること、

第三に、次世代育成支援に係る事業主行動計画の策定の義務づけの範囲を拡大すること等であります。

本案は、去る五月二十日本委員会に付託されたものであります。

本委員会では、両案について、五月二十一日提案理由の説明を聴取し、二十三日質疑に入り、昨二十八日参考人から意見を聴取するなどの審査を行った後、質疑を終局いたしました。質疑終了後、西村智奈美君外二名提出の法律案について、内閣の意見を聴取し、採決を行った結果、賛成少数をもって否決すべきものと議決し、次いで、内閣提出の法律案について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、内閣提出の法律案に対して附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第二、西村智奈美君外二名提出、児童扶養手当法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第三、内閣提出、児童福祉法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 国家公務員制度改革基本法案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第四、国家公務員制度改革基本法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長中野清君。

国家公務員制度改革基本法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中野清君登壇〕

○中野清君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国家公務員一人一人が、その能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行することとするための国家公務員制度改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国家公務員制度改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進するもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、議院内閣制のもと、国家公務員が内閣、内閣総理大臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすこととするための措置を講ずるものとしております。

第二に、採用試験について、多様かつ優秀な人材を登用するための措置を講ずるものとしております。

第三に、官民の人材交流の推進とともに、官民の人材の流動性を高めるための措置を講ずるものとしております。

第四に、国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保し、及び育成するための措置を講ずるものとしております。

第五に、職員の倫理の確立及び信賞必罰の徹底のための措置を講ずるものとしております。

第六に、職員が意欲と誇りを持って働くことを可能とするための措置を講ずるものとしております。

第七に、内閣人事庁を設置するものとし、このために必要な法制上の措置は、この法律の施行後

一年以内を目途として講ずるものとしております。

第八に、国家公務員の労働基本権のあり方については、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示してその理解を得ることが必要不可欠であることを勘案して検討することとしております。

第九に、国家公務員制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする国家公務員制度改革推進本部を置くこととしております。

本委員会は、去る五月九日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日渡辺国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、五月十四日から質疑に入り、参考人からの意見聴取を行うなど慎重に審査を行いました。

二十八日には、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案により修正案が提出されました。

その主な内容は、幹部職員の人事管理の内閣による一元化を明確化するための措置を講ずること、政務専門官を置く旨の規定及びその他の職員の国会議員への接触制限に関する規定を削除し、政官関係の透明化を含めた政策の立案等の責任の明確化等に関する措置を講ずること、定年を段階的に六十五歳に引き上げることを検討すること、内閣人事庁の設置にかえて、内閣官房に内閣人事局を置くこと、労働基本権に関する規定を改めること等であります。

本修正案の趣旨説明を聴取した後、原案及び修

正案を一括して質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。順次これを許します。塩川鉄也君。

(塩川鉄也君登壇)

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の国家公務員制度改革基本法案並びに自民党、民主党、公明党提出の修正案について、反対の討論を行います。(拍手)

我が国の国家公務員制度は、戦後、日本国憲法のもとで、国民全体の奉仕者として、公務の民主的かつ能率的な運営を保障することを目的としてきました。ところが、歴代自民党政権のもとで、こうした理念は実現をされず、公務員の労働基本権を制限し、政官財癒着の行政を行ってきたま

た。キャリアと呼ばれる特権官僚は、国民のために奉仕するのではなく、与党政治家や財界、業界に奉仕し、その見返りとして、天下りなどみずからの特権を拡大してきたのであります。そして、その害悪は、薬害や官製談合の腐敗、汚職など、今日も噴出し続けているのであります。

こうした政官財癒着内閣制ともいふべき構造にメスを入れる公務員制度改革が求められているのであります。

ところが、今回の法案は、反対に、政官財癒着体制を一層強化するものとなっております。

官民人事交流の規制緩和は、官民の垣根を取り

払って、営利を目的とする民間企業が行政に入り込むことを本格的に進めるものであります。内閣府原子力安全委員会事務局の規制調査官のポストが、原発メーカーである三菱重工業、三菱電機、日立製作所の指定席となつて私を私は指摘しましたが、こうした官業の癒着がさらに拡大することは明らかであります。

官業の癒着を断ち切るためには、天下りの規制こそ必要です。ところが、昨年の国公法の改悪で二年間の規制さえ取り払い、自由化をされ、本法案には何の規定もありません。

次に、キャリア制度の問題です。

渡辺担当大臣は、キャリア制度を廃止すると言いますが、法案は、幹部候補制度と結びついた総合試験を導入するとしています。これは、現行のキャリア制度を法定化することで、特権的高級官僚制度を強化するものにほかなりません。

また、縦割り行政の弊害の是正を口実として、幹部職員の内閣一元管理の強化を強調しています。これは、国民への奉仕ではなく、政権党の意向に沿った官僚組織を生み出す懸念があります。

消費者行政の縦割りなど、省益優先と言われる弊害が今日噴出ししているのは、族議員がばつこする自民党政権のもとで、省庁ごとに政官業の癒着が恒常化しているからにほかなりません。ここにメスを入れることこそ、縦割り弊害を大もとから正す道にほかなりません。

指摘しておかなければならないのは、今回の国家公務員制度改革が、財界が求める構造改革の一環として持ち出されていることです。この間、小泉・安倍内閣が、政治主導、官邸主導と称して、国民に痛みを強いる労働法制の規制緩和や後期高

齢者医療制度の導入を推進してきたのであります。

最後に、労働基本権の回復を明記していないことは重大です。

基本権の回復は、既にILOから三度の勧告を受け、政府の専門調査会でさえ、協約締結権を与すべきであるとしています。にもかかわらず、この公務員制度改革の根本問題をあいまいにした本法案は、断じて認めるわけにはいきません。

なお、修正案も、この骨格を変更するものではありません。

以上、反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 江崎洋一郎君。

(江崎洋一郎君登壇)

○江崎洋一郎君 自由民主党の江崎洋一郎でございます。

私は、自由民主党を代表いたしまして、内閣提出の公務員制度改革基本法案及び修正案、以下両方をあわせて本法律案と呼ばせていただきますが、これにつきまして、賛成の立場から討論を行うものであります。(拍手)

我が国の公務員制度は、委員会での審議においても言及があったように、明治以降、規格大量生産型の近代工業社会を確立する過程で形成されました。明治以降の近代化、戦後の復興、高度経済成長の過程において、我が国の成功はもちろん官僚機構だけが要因ではありませんが、官僚機構が重要な役割を果たしてきたことは事実であります。しかし、残念ながら、その後、官僚機構は次第に輝きを失い、今や国民からの信頼を大きく損なっております。これは、官僚機構が硬直化し、高度経済成長期までのみずからの成功体験に埋没

してしまつた結果ではないでしょうか。

今、我が国の社会経済は、大きな構造変化にさらされております。グローバル化の進展などに加え、他国でも経験したことのない急速な少子高齢化が進行しつつあります。政府が、迅速にすぐれた政策を打ち出すことができるかどうかで、国の行く末を大きく左右される状況にあります。公務員制度も、新たな時代に対応できるものに革新しなければならぬことは必然であります。制度改革の必要性が指摘されて久しい中、もはや猶予は許されません。

かつて、福沢諭吉翁は、政府の官吏を粗略にせざるは、その人の身のとうとくにあらず、その人の才徳をもつてその役儀を勤め、国民のためとうとき国法を取り扱うがゆえにこれをとうとぶのみとの言葉を残しました。残念ながら、その後、いつの間にか、官僚を官僚であるがゆえにとつとび、特別扱いするような風土ができ上がつてしまつたのではないのでしょうか。我々は、公務員は国家のためにあるというこの福沢翁の当たり前の教えを、公務員制度の原点として常に胸に刻みつつ、改革に取り組む必要があると考えます。

本法案は、採用から退職まで、公務員の人事制度全般に係る抜本的な改革方針を定める法案として、提出に至つたものであります。

しかし、国会提出の後、マスコミでは何度も成立困難との報道がなされ、見通しは容易に立ちませんでした。しかし、こうした状況を打破できたのは、福田総理の強いリーダーシップが示されたことによるものであります。また、自由民主党、公明党、民主党の方々が共通の認識を持つて、真の政治主導実現のために議論を尽くされ、

修正協議、そして合意に至つたことは、まことに喜ばしい限りであります。こうした経緯を踏まえ、私は、本法案に全面的に賛成いたします。

本法案は、まず何よりも、政治主導を確立し、議院内閣制のもとでの国家公務員の役割を明確に定める画期的なものであります。

そして、公務員の人事プロセスを抜本的に改革するものであります。本法案によれば、公務員は、採用の後、一定の期間を経て幹部候補に選抜されると、複数の府省にまたがって人事異動を重ね、また、民間企業や地方の現場の経験も積みながら、幹部候補として育成されます。また、幹部職員は、内閣人事局が一元的に、適格性審査と候補者名簿の作成を担ふこととなります。民間で長く経験を積んだ人材、一たん役所から民間に転出した人材なども、幹部職員に大いに登用されるようになります。

こうした改革により、各省仲間の利益ばかりを考える官僚でなく、政府全体を見渡す視野と見識を持ち、現場の事情も肌でわかる官僚が育成、登用されるようになります。また、官民の垣根を越えて多様な人材が政府に集まり、異なつた経験や知識をぶつけ合いながら、新たな政策をつくり上げていくことも可能になります。まさに、新たな時代に対応できる公務員制度になるものと考えます。

また、政官の接合については、記録の作成、保存その他の管理を行うことにより、官僚の行き過ぎたロビーイング活動をコントロールし、官僚内閣制との批判がある現状を変えていくことができます。さらに、これに伴つて、政治家の側も官との関係の確な対応が求められ、政治の側の改革

を促すきっかけにもなると考えます。

今回の法律案は基本法、いわばプログラム法であり、改革はこれからが本格的なスタートとなります。世界でも経験のない少子高齢化を初め、新たな時代に対応した経済社会システムを構築、運営していくためには、新たな官僚機構が必要であります。

変革の手段を持たない国家は自己保存の手段も持たない、これは十八世紀のイギリスの政治家エドモンド・バークの言葉でございますが、今の日本ほど、変革の手段を持つことができるかどうか、が厳しく問われている国家はありません。

この法律のもとで、新たな時代の変革に対応できる、すぐれた官僚機構をつくり上げることが強く期待し、私の討論とさせていただきます。

(拍手)

○議長(河野洋平君) 泉健太君。

(泉健太君登壇)

○泉健太君 民主党の泉健太でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、たいま議題となりました国家公務員制度改革基本法案に対する修正案及び修正部分を除く政府提出原案につきまして、賛成の立場から討論を行います。

(拍手)

まず、基本法案の審議並びに修正協議をめぐつては、政府内でのさまざまな曲折はございましたけれども、一時は基本法案の成立が危ぶまれながら、各政党実務者の努力によって修正案が合意を見ましたことは、大変喜ばしく存じております。

さて、公務員制度改革の目的は、縦割りで閉鎖的な官僚組織を透明で効率的なものへと改め、多

様、有能な人材を大いに活用することによって、真に国民の利益となる行政組織をつくることにあります。

同時に、そのことは、政と官のいびつな関係を見直し、官僚が国会と内閣をコントロールする官僚主導内閣から、国民の信託を受けた政治家が官僚と内閣をコントロールする政治主導内閣、本来の意味での議院内閣制へと改める霞が関改革を抜きにしては実現できないことを意味しております。これらの趣旨にかんがみれば、当初の政府原案については、向かうべき方向性ははっきりと示されず、不十分な点が多々見られました。

民主党では、これら公務員制度改革の趣旨及び改革すべき具体的方策について、党内で幾度にもわたる議論を重ね、霞が関改革・国家公務員制度改革重点事項を取りまとめました。また、本法案については、内閣委員会審議、そして与野党修正協議の場において、修正すべき点について主張を重ねてまいりました。

その結果、民主党の主張する意見もその大半を取り入れながら、衆議院内閣委員会にて与野党共同修正案が提出、可決されるに至つたのであります。

以下、修正案及び修正部分を除く政府提出原案について、賛成の理由を申し述べます。

賛成の第一の理由は、法案修正によって、内閣人事局が設置されることになるとともに、幹部職人事の名簿作成について、内閣官房長官にて一元的に作成される形態へと改められることであります。

政府提出原案では、幹部職員の人事について、原則的には各府省が候補者名簿を作成し、必要が

ある場合のみ内閣も名簿を作成できるとされておりました。すなわち、各府省の官僚がみずから人事権を握り続けるということによって、既得権益を擁護しやすい制度となっておりました。

しかしながら、民主党は、官僚の既得権益の打破のため、とりわけ幹部職員の人材については内閣による一元管理が必要であるとの主張を重ねてまいりました。

その結果、修正案におきましては、幹部職員の候補者名簿の作成は内閣官房長官が行うとされ、政治による民主的コントロールが作用しやすい仕組みへと改められることになったのであります。賛成の第二の理由は、法案修正によって、政と官の接触制限を行わないということにしたことです。

もちろん、大臣の意思に反して行われる官僚のロビーイング活動は許されるものではございません。一方で、官の保有するさまざまな情報が遮断されるという可能性もあるため、政官接触を禁止にするのではなく、接触に関する情報を公開することによって、より透明化が図られると考えます。

言うまでもなく、公務員は国民全体への奉仕者ですから、その業務の遂行にあつては、国会による適切なコントロールが必要であります。社会保険庁のさまざまな年金記録問題、また道路予算の無駄遣いも、民主党が官僚組織と予算執行を継続して追及することによって初めて明るみになったものであり、国会、とりわけ野党が行政をチェックすることの重要性はだれもが同意することだと思ひます。政官接触制限によって、これら官僚にとつて都合の悪い情報は隠ぺいされる可能性があることを民主党は主張してまいりました。

本来、制限すべきは、許認可や補助金の交付に關して、また公共事業の発注などが絡む法案などについて、一部議員とそれに応じる官僚によって官僚が政治的調整にばつこすることであり、また政治家が行政に介入するいわゆる口ききでありまして、それらの問題を、接触の記録を広くオープンにして透明化することによって防いでいかななくてはなりません。また、これにより、官僚のロビーイング活動にも抑制効果が期待できます。

修正案においては、これら民主党の主張が認められ、政官接触に係る条項が削除されるとともに、接触記録の作成、保存、公開など、透明化のための措置について規定されるに至つたのであります。

賛成の第三の理由は、法案修正によって、国家公務員の労働基本権に關し、協約締結権について、国民の理解のもとに「自律的労使関係制度を措置する」とはつきり明記がされることとなつたことであります。

民主党は、国民の公共の福祉の向上のため、多種多様な公共サービス需要に効果的、効率的にこたえるためには、公務員の働きがいやモラルを向上することが必要であり、そのためには働く者の基本的な権利を回復することが重要であると主張してまいりました。しかしながら、政府原案では、協約締結権について、便益及び費用を含む全体像を提示してその理解を得ることが必要不可欠であることを勘案して検討すると、あいまいなわからにくい表現にとどまつており、この点について修正がなされることになつたのであります。その他、硬直的な人事制度の温床となつていりるキャリア制度を廃止することや、公務員が本来の

職場で自己の能力を最大限発揮できるよう定年延長を検討することなど、いずれも民主党が主張してきた趣旨が大きく取り入れられており、修正案及び修正部分を除く政府原案には賛成をすることが妥当であると考えたものであります。

なお、民主党がかねてより強く主張してまいりました再就職あっせん、そして天下りの禁止については、残念ながら修正案には盛り込まれておりません。長年この天下り問題の徹底追及を行つてきた我が党としては非常に残念ではございますが、この公務員制度改革という重要改革課題は今後とも引き続き取り組んでいかななくてはなりませんし、そして、この天下りについては、政権交代によつてこそ解決をされるものと判断をし、我が民主党は今後とも熱意を持って取り組む所存であります。

今後は、修正された基本法に基づいてしっかりと詳細な制度設計が進められ、国民の期待にこたえる公務員制度改革が実現するよう強く求め、私の賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 榎屋敬悟君。

〔榎屋敬悟君登壇〕

○榎屋敬悟君 私は、国家公務員制度改革基本法案に対する修正案を含む原案に対して、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

まず初めに、今回の法案の修正作業に当たりましては、法案の成立に向けた福田総理の強い御決意のもと、自民党、公明党そして民主党の間で法案成立を前提とした真摯な修正協議が行われたところでありまして、関係者の大変な御努力に対し、まずもって深甚の敬意を表したいと思ひます。

思い返せば、平成十二年の行政改革大綱、そして翌年の公務員制度改革大綱以来、今日まで、与野党を超え、多くの国会議員の手によつて時代に即応して我が国の公務員制度をつくり直そうとの努力が行われてまいりました。

関連法案の骨子まで策定し頓挫したような紆余曲折を経て、昨年六月、まず能力・実績主義の導入や再就職規制を柱とした国家公務員法の改正が行われたわけでありまして、その際、いわゆるパッケージとして今後の公務員制度改革の基本を示す法律案を作成し、今国会に提出するということが閣議決定されてきたところでありまして、本日、修正の形で採決されるということは、今日までの改革作業を後戻しにはできないという野党を超えた政治の合意が示されるわけであります。大いに歓迎をしたいと思ひます。

賛成する第一の理由は、今回合意された修正案を見ても、改革の基本方針として、政治主導を明確にした上で、内閣一元管理のもと、上級幹部職員にふさわしい新人事制度を導入しようとしている点、また、内閣の重要政策の企画立案等に従事する職員を国家戦略スタッフとして機動的かつ柔軟に任用、配置できる仕組みや、各府省大臣を直接補佐する政務スタッフを置くことなどが明記されている点であります。

これらは、時代の要請に応じ、国家的見地から総合的、戦略的な企画立案を行い、機動的、効率的な行政サービスの提供を実現するとして提言された平成十三年の公務員制度改革大綱にうたわれた内容そのものでありまして、まさに今後の五年に向けた一歩前進の法案だと考えるからであります。

同時に、私は、真の政治主導を確立するためには、こうした改革にあわせ、優秀な役人を縦横に使いこなせる政治の力こそ必要であり、政治家改革こそ必要ではないかと自戒をしているところでもあります。政官接触の部分削除されたことも、そうした観点から理解をしたいと考えております。

賛成する第二の理由は、定年の引き上げについて具体的に明記された点であります。

私も公明党の調査によりまして、一種職員、勤奨退職者の平均年齢は、政府の方針にもかかわらず、遅々として上がらない実態があり、省庁によつてはその取り組みに大きな格差があるのも事実であります。天下り問題に対応するためにも避けて通れない課題であります。今回の基本法案に明記されたことにより、各省庁の格段の取り組みを期待したいと考えております。

賛成する第三の理由は、法案第十二条において、政府の専門調査会で整理された言葉、たと理解をしておりますが、「自律的労使関係制度を措置する」とされた点であります。

若干法文の言葉として熟度に欠ける点を懸念はするわけですが、私も公明党としても、新たな能力・実績主義が導入されている点、社会保険庁など不適切な労使慣行が明らかにされてきた点などを踏まえると、総合的な公務員制度改革の一環としてぜひとも改革に取り組むべきと考えてきたところであります。

さらに一点申し上げたいと思います。

今回の修正論議の中で、報道等によりまして、天下り問題も論点の一つとされているとのことでありましたが、この点も結構な整理になったものと私は理解をしているわけでありまして。

今回の国家公務員制度改革基本法案の成立がなければならぬのか。私は、国家公務員を取り巻く状況は今大きく変化していると考えます。その一つが公益法人制度改革であります。御案内のとおり、本年十二月からは新公益法人制度が始まりますが、主務官庁の裁量権に基づく許可、監督という束縛から完全に外れるわけでありまして、ここに温存された各省庁の金と金の不明瞭な関係が断ち切られるわけでありまして。加えて、随意契約の廃止により、各省庁の公益法人への再就職の実態は激変するものと考えております。

独立行政法人の見直しも進められております。こうした改革作業が着実に進められてきた中で、本体の国家公務員制度のみが改革が進まないということは許されないと考えます。今回の修正合意は、こうした全体の姿を民主党の皆さんも十分御理解いただいたものと考えているわけでありまして。

最後になりますが、基本権問題も含め、改革作業は完了したわけではありません。今後の三年、五年という展望の中で、我が国の人事行政の中立公正性の確保のため、政府においては今後人事院との十分なる協議を進めていただきますようお願いを申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(河野洋平君) 菅野哲雄君。

(菅野哲雄君登壇)

○菅野哲雄君 社会民主党・市民連合の菅野哲雄です。

私は、社会民主党・市民連合を代表し、政府提出の国家公務員制度改革基本法案並びに修正案に対し、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

公務員制度改革の目的は、府省割拠主義に基づく縦割り行政、官僚の天下りや政官業癒着を抜本的に正し、国民本位の行政の実現と制約され続けてきた公務員の労働基本権を回復することに主眼があると考えます。

しかるに、政府原案は、幹部人事のあり方を一新するとしながら各省が幹部候補の原案を作成する、あるいはキャリアシステムを廃止するといふながら総合職試験合格者が自動的に幹部候補になり、新たなキャリアシステムを生み出す危機を払拭し切れませんでした。また、政府原案における政治家と職員の接触制限は、野党議員への行政情報の開示をこれまで以上に妨げていく可能性をはらんでいました。

他方、修正案で、幹部職員の任用については官房長官が候補者名簿を作成することとし、総合職試験合格者の一括採用、一括配置の規定を削除したことは、政府原案における危機を一定程度解消するものです。また、修正案で、政官接触制限は行わず、接触情報の記録化と情報開示が盛り込まれたことも前進点だと考えます。

今後、天下りの根絶を初め、縦割り行政の弊害が完全に除去されるよう、必要な施策が講じられることを強く期待するものです。

労働基本権の課題で、政府原案は、非現業職員への協約締結権回復について、あたかもこれから検討を始めるかのような印象を与える内容でした。これに対して、修正案における「国民に開かれた自律的労使関係制度を措置する」との規定は、非現業職員への協約締結権回復を前提にしたものと受けとめます。

今後、消防職員、刑事施設職員への団結権、さらに公務員への争議権回復についても、ILO勧

告に基づき前向きな方向で検討が進められていくことを強く期待いたします。また、国における使用者機関、団体交渉が不調に終わった際の調停・仲裁機関が、協約締結権の回復実現とセットで明確にされるべきとの意見を申し添えておきます。

これから、能力・実績主義に基づく給与体系の見直しや新たな人事評価制度の導入が予定されております。公務員制度の総合的な改革に関する懇談会報告書では、勤続二十年で年功昇給停止など、職員の賃金、労働条件の大幅な変更が示唆されています。だとすれば、これら能力・実績主義の本格的導入前に協約締結権の回復を実現し、賃金、労働条件の決定は基本的に労使間の合意にゆだねるべきだと考えます。

最後になりますが、公務員制度改革をめぐっては、二〇〇〇年十二月の行政改革大綱の閣議決定から約七年半という年月が経過しており、もはや改革に一刻の猶予もありません。透明で民主的な公務員制度改革が速やかに実現することを期待し、政府案、修正案に対する賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣舩添要一君。

(国務大臣舩添要一君登壇)

○国務大臣(舩添要一君) ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、障害者雇用は着実に進展してきておりますが、障害者の就労意欲が高まる中、中小企業における障害者雇用が低下傾向にあるほか、障害者の特性や程度によっては長時間の就労が困難な場合がある中で、現行の障害者雇用率制度が短時間労働に対応していない等、障害者の雇用機会が十分に確保されていない状況にあります。

このため、中小企業における障害者雇用の促進や短時間労働者の雇用義務対象への追加等による障害者雇用施策の充実強化を図り、働く意欲、能力のある障害者の雇用を一層促進するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、中小企業における障害者の雇用機会を確保するため、障害者雇用納付金制度について、暫定的に常用労働者三百一人以上の事業主とされている適用対象を常用労働者百一人以上の事業主へ段階的に拡大するとともに、中小企業が事業協同組合等を活用して共同で障害者雇用を促進する場合に、まとめて雇用障害者数を算定する特例を

設けることとしております。

第二に、働き方の選択肢を拡大しながら障害者の雇用機会の拡大を図る観点から、週所定労働時間三十時間未満の短時間労働者を雇用義務の対象に追加することとしております。

最後に、この法律は、平成二十一年四月一日から施行することとしておりますが、障害者雇用納付金制度の適用対象を常用労働者二百一人以上の事業主に拡大する部分及び短時間労働者の雇用義務対象への追加に関する部分は平成二十二年七月一日から、また、障害者雇用納付金制度の適用対象を常用労働者百一人以上の事業主に拡大する部分は平成二十七年四月一日から施行すること等としております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。園田康博君。

(園田康博君登壇)

○園田康博君 民主党の園田康博でございます。私は、ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の改正案に對しまして、民主党・無所属クラブを代表して質問をいたします。(拍手)

本年五月三日に、国連の障害者の権利に関する条約が二十力国以上の締結を経て正式に発効いた

しました。この条約は、障害者の権利及び尊厳を保護、促進するための包括的、総合的な国際条約であり、障害者の自立、非差別、社会への参加などの一般原則のほか、教育、労働などさまざまな分野において、障害者の権利を保護、促進する規定が設けられています。

今後、我が国としても、条約の締結に向けて国内法制の整備などが求められてまいります。我が国における障害者施策全体をどのように進めていくおつもりなのか、また、障害者の権利擁護について、障害者の差別禁止の法制度をどのように構築していくおつもりなのか、官房長官に政府の考えをお伺いいたします。

あわせて、権利条約締結に向けての仮訳の確定及びそれに基づく国内法制の整備などに当たっては、条約策定過程において日本政府とともに活躍をされたJDF、日本障害フóラムなど当事者団体の参画が必要不可欠であると考えます。

しかし、現段階において、障害者団体の申し入れによる非公式な交渉は行われているものの、政府の取り組みとしての枠組みでは、障害者団体の参画は、わずかに厚生労働省においてことし四月からスタートした労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会のみと認識しております。今後、障害当事者の参画をどのように保障されていくおつもりなのか、官房長官に政府の御見解をお伺いいたします。

条約における雇用・労働分野については、公共・民間部門での障害者雇用の促進などのほか、あらゆる形態の雇用に係るすべての事項に関する差別の禁止、職場において合理的配慮が提供されることの確保などのための適当な措置をとること

により、障害者の権利を表現、促進することとされております。

とりわけ、職場における合理的配慮の提供という、これまで我が国にはない概念が盛り込まれておりますので、障害者が働くということに関しては、障害者の雇用促進に関する法律に限らず、権利保障、差別禁止などの観点から労働及び福祉関連施策全般を見直していく議論が必要ではないかと考えますが、厚生労働大臣の御所見をお伺いたします。

現行法において、平成十七年の改正の際、精神障害者は、雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用に関する特例として、精神障害者保健福祉手帳保持者が雇用率、すなわち実雇用率であります。に算定できることになりましたが、あくまでも特例であり、みなし規定であります。精神障害者についても身体・知的障害者とともに雇用義務の対象とすることは精神障害者の雇用の促進の観点からも急務と考えますが、いかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

また、雇用率の義務化とともに雇用支援の一層の推進を図ることが重要であると考えますが、具体的な施策をお伺いいたします。

もちろん、現行の法定雇用率一・八%も引き上げる方向で改善すべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

現行の障害者雇用促進法の職業リハビリテーションにおいては、いわゆる発達障害や難病などを幅広くその対象としておりますが、実際の就職の際に必要な施策のうち、法定雇用率や特定求職者雇用開発助成金などの施策は障害者手帳の所持者に限定されており、手帳のない者は利用で

きない制度となっております。手帳の有無にかかわらず、発達障害者や難病などの者でも法定雇用率の対象や諸制度の対象となるよう改善すべきと考えます。

さらに、もう一步踏み込んで、法制度間で異なる障害の定義を見直し、就労・雇用施策においては、個々の障害者の持つ労働能力に基づく障害の定義を導入すべき時期にきているのではないかと考えますが、大臣の御所見をお伺いいたします。

もちろん、法定雇用率の認定基準そのものの見直しも必要と考えます。現行法においては、「障害者雇用率は、労働者の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。」と規定をされています。そもそも、現在の法定雇用率一・八％は、知的障害者が義務化となつた一九九七年改正以来、見直されておられません。さらに、今改正で導入が予定されている短時間労働者を初め、精神障害者並びに発達障害者や難病などを持つ者などを雇用義務化すれば、当然、現在の雇用率は大幅に引き上がることになるかと理解をしておりますが、厚生労働大臣の御認識及び今後の検討についてお伺いをいたします。

障害者雇用納付金制度について、創設以来三十年にわたって、企業規模三百人以下の中小企業に対する納付金制度の適用の徴収及び調整金の支給が猶予されてまいりましたが、今回の法改正により、一定の期間は置くものの、百人以上から適用とし、実施において二百人以上の中小企業を対象としたものであります。

ただ、中小企業を取り巻く厳しい経営環境、負担能力に配慮し、雇用率算定の特例などが設けられました。複数の中小企業が、事業協同組合などを活用して共同事業として障害者を雇用した場合に、当該組合などと組合員企業とをまとめて雇用率を算定するという特例であります。本来、企業ごとで障害者を雇うことが原則であり、あくまでも中小企業における雇用がより効果的に進むよう配慮した特例措置であるということと理解をしております。

また、そもそも、障害者を共同事業として集約することの意義は何でしょうか、お伺いをいたします。

あわせて、共同事業で行った場合、各企業そのものにおいて障害者を全く雇い入れなくてもよいのでしょうか、お伺いをいたします。

今回の改正案に関して、週所定労働時間二十時間以上三十時間未満の短時間労働については、障害者のニーズなどを踏まえながら雇用義務対象とされ、実雇用率の算定に当たっては〇・五カウントとされたところであります。週所定労働時間が三十時間以上で働くことができる、あるいは働くことを希望する障害者が、その希望により選択できるようにしていくことが重要であり、安易に、あるいはその意に反して週三十時間以上の労働から短時間労働に代替されることがないよう対策を講じる必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

障害者の就労及び雇用支援施策の推進を考える場合、障害者福祉施策との有機的な連携が重要となることは言うまでもありません。今回の改正においても、地域障害者職業センターの業務の追加などの措置が盛り込まれております。

地域障害者職業センターは、各都道府県一センター、五支所が設置されておりますが、センターの専門性とノウハウを生かした地域の就労支援力の底上げとは具体的にどのような事業及び効果を想定されているのでしょうか。センターのこれまでの実績もあわせてお伺いをいたします。

労働政策審議会意見書によりまずと、障害者就業・生活支援センターは、福祉から雇用への円滑な移行を促進し、身近な地域で職業生活の継続を支えるための支援を行う機関として重要な役割を担っているもので、計画的かつ早急な設置が必要だとされており、新雇用戦略においても、障害者就業・生活支援センターを全障害福祉圏域に設置するとされています。

その際に重要なことは、当センターで働く労働者の労働条件を確保することと雇用の安定を図る措置を講ずることにより、障害者雇用に関わる人材を確保し、その能力を高めていくことができると考えます。

障害者就業・生活支援センターで障害者雇用に関わる労働者の労働条件の実態はどのような状況になりますでしょうか。厚生労働省は実態を把握しておられるのでしょうか。また、今後、設置数の増加に当たり、人材確保のための方策をどのように考えておられるのでしょうか、お伺いをいたします。

障害者の就労、雇用を継続するためには、あわせて生活支援でバックアップすることが不可欠であります。しかし、この間の政府の障害者施策は、ともすると、福祉的就労から一般雇用、就労支援により一般雇用へ重点が偏っているように見受けられます。福祉あるいは雇用、福祉から雇用

ではなく、障害者にとつては福祉も雇用も必要であると考えますが、その点、どのように御認識をされておられるのか、改めて厚生労働大臣の御認識をお伺いいたします。

また、障害者の所得の確保に係る施策のあり方については、就労支援を第一に挙げておりますが、現に一般雇用されている障害者の経済的な状況などについてどのように把握されておられるのか、厚生労働省の把握状況についてもお伺いいたします。

民主党は、障害者が当たり前に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活することができ、社会を旨指しており、障害者の生活と自立、社会参加は権利として位置づけ、個々の人権の保障及び促進のため、具体的な施策の構築、また、国民の共存共栄の理念のもと、障害当事者の自己決定、自己選択の原則が保障される法制度を構築するために、議論を重ねてまいりました。

障害者自立支援法のように、政府は、制度改正を急ぐ余り、十分な国民的理解を得られず、制度がスタートしてから慌てて特別対策、緊急措置などを講じて体裁を整える。これでは、いつまでたつても制度に対する信頼が得られず、我が国の障害福祉制度は確立、促進いたしません。

私も民主党は、自立支援法の改正案を提出させていただいております。立法府の責任として審議を行い、抜本改革に結びつけたいと思っております。

障害当事者のニーズに基づいて、国民的合意を得ながら障害者福祉施策を推進する必要があると考えておりますので、障害者の暮らしの実態、生活環境、就労状況などの実態を調査検証した上

で、抜本的な改革を行い、将来にわたり安定した障害者福祉制度を構築し、障害者が安心して地域で暮らすことのできる社会を実現したいと考えております。

国民の皆様にもそのことをお約束申し上げ、質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣町村信孝君登壇)

○国務大臣(町村信孝君) 園田議員にお答えします。

まず、障害者権利条約の締結に向けた国内法制の整備等についてお尋ねがありました。

我が国は、昨年九月に同条約に署名を行っており、今後、可能な限り早期に批准、締結を目指し、関係府省によって構成されております障害者権利条約に係る対応推進チームにおいて検討を進め、必要な国内法令の整備を図ってまいります。

また、障害による差別禁止につきましては、平成十六年の障害者基本法の改正において明示されておりますが、差別禁止法制のあり方につきましては、条約の締結に向けて必要な検討を行う中で慎重に考えてまいります。

次に、障害者権利条約の締結に向けた障害当事者の参画についてお尋ねがありました。

政府におきましては、障害者権利条約の締結に向けた検討に当たり、本条約が障害者の人権及び基本的自由の完全な実現を確保し、促進する上で重要な意義を有していることを十分に踏まえ、御指摘の障害当事者の団体でありますJDF、日本障害フォーラム等との意見交換をこれまでも実施してきているところであります。

今後とも、政府としては、さまざまな機会における障害者団体等の意見を参考としながら、本

条約の締結に向けて検討を進めてまいります。

(拍手)

(国務大臣舩添要一君登壇)

○国務大臣(舩添要一君) まず、障害者権利条約を踏まえた労働福祉施策の見直しについてお尋ねがございました。

今後、権利条約の締結に向けましては、採用、賃金、昇進等の雇用のさまざまな局面で、合理的配慮として具体的にどのような配慮がなされるべきか、差別禁止や合理的配慮についてどのような形で担保していくか等について検討が必要であると考えております。

権利条約は、障害者の自立、社会への参加等の一般原則のほか、さまざまな分野での権利保護、促進を定めた包括的、総合的な条約であります。障害者が働くということについて、雇用の促進施策にとどまらない幅広い議論が必要だと考えております。

次に、精神障害者を雇用義務の対象とすることについてお尋ねがございました。

平成十九年の障害者雇用状況報告を見ますと、精神障害者については、五十六人以上の規模の企業における雇用者数は約四千八百人程度にとどまるなど、まだまだ企業での雇用が十分に進んでいないとは言えない状況にございます。

このため、企業の理解の促進やステップアップ雇用奨励金など障害特性に応じた支援の充実強化を行う中で、精神障害者の雇用の進捗状況を見きわめつつ、雇用義務の対象とすかどうか検討をしたいと考えております。

次に、労働能力に基づく障害の定義の導入についてお尋ねがございました。

障害者雇用施策におきましては、職業リハビリテーションなどにつきましては、障害の種類のかんを問わず広く障害者を対象とする一方で、雇

用率制度については、障害者手帳を所持する身体障害者、知的障害者などに対象を限定しております。そういう施策に応じてその範囲を定めているところであるということを御理解いただきたいと思います。

御指摘のような労働能力に基づく障害認定については、発達障害者などへの支援のあり方や福祉における障害認定のあり方の動向などを見きわめつつ、やはり検討を行う必要があると考えております。

続きまして、短時間労働の雇用義務化、精神障害者、発達障害者等の雇用義務化の場合の法定雇用率について御質問がございました。

御指摘のように、法定雇用率は、雇用されている者及び雇用されていないものの働く希望や能力を有する者の総数を分母として、同様の状態の障害者の総数を分子として、その割合を基準として設定いたしましたものでございます。このような設定方法のもと、精神障害者等を雇用義務の対象として含めると、通常、法定雇用率は引き上がる方向になります。

また、それぞれの障害者を雇用義務の対象とするかどうかについて、職域の開発や雇用の進捗状況などを見きわめて検討する必要があると考えております。

続きまして、事業協同組合等に係る雇用率算定特例についてのお尋ねがございました。

御指摘の算定特例は、単独では障害者の雇用が困難である中小企業が共同で事業を行うことにより、障害者の雇用機会を確保できるようにするこ

とを目的としたものであります。

一方で、特例の適用に当たって、個々の中小企業において全く障害者が雇用されていないことはやはり適当でないわけですから、各事業主の雇用する障害者数が厚生労働大臣が定める数以上であることを要件とすることとしてございます。したがって、個々の中小企業も含めた全体での障害者雇用の促進を図られるように工夫をしておりますことを御理解いただければと思います。

次に、短時間労働への安易な代替の防止策についてお尋ねがございました。

本法律案におきましては、短時間労働を雇用義務の対象とするに当たり、委員御指摘のように、週所定労働時間が三十時間以上の労働の場合の二分の一のカウンントとすることとしております。このような算定方法とすることによって、フルタイム勤務の障害者を短時間勤務に代替することに対する歯どめになっていると考えます。

また、短時間労働の障害者が三十時間以上で働くことを希望する場合は、事業主が適切な雇用管理を行うよう、周知徹底を図りたいと考えております。

次に、地域障害者職業センターの実績及び新規の業務についてお尋ねがございました。

地域障害者職業センターは、障害者雇用促進法に基づく中核的な職業リハビリテーション機関として、全国ネットワークを形成していることから、昨年度は、二万六千四百九十六人に對しまして職業評価や職業リハビリ計画の策定などの支援を実施しております。

現在、福祉施設利用者や特別支援学校卒業生の雇用への移行促進が課題となっておりますが、地

域の就労支援機関等において効果的な支援が行われますように、地域障害者職業センターにおいて、まず、就労支援を担う専門的な人材の育成、続きまして、就労支援機関に対する助言、援助を基幹業務として実施することといたしております。

次に、障害者就業・生活支援センターにおける人材確保についてお尋ねがございました。

障害者就業・生活支援センターで障害者の就業支援にかかわる方々の個別の労働条件は把握しておりませんが、就業支援担当者二名について、合わせて八百六十万円の予算を措置しているところでございます。

また、設置箇所数の増加に合わせて、人材確保にも配慮して、より専門性の高い人材配置のための委託費の加算、地域の支援ニーズや実績に応じた人員の加配等、支援体制の充実強化等を図ったところでございます。

続きまして、福祉から雇用への移行についてお尋ねがございました。

障害者の方に対しては、御指摘のように、セーティーネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立や生活の向上が図られるよう、福祉、雇用両面における支援を行うことが必要だと考えております。今後とも、こうした考えのもと、雇用施策、福祉施策、さらには教育施策の連携を十分に図りながら、障害者の方々の支援に努めてまいりたいと思います。

最後に、雇用されている障害者の経済状況等の把握状況についてお尋ねがございました。

厚生労働省において、民間事業所において雇用されている障害者の賃金や労働時間の状況等を把

握するための実態調査、これは五年ごとに行っておりませんが、平成十五年の調査によれば、障害種別の月間賃金は、身体障害者が約二十五万円、知的障害者が約十二万円、精神障害者が約十五万円等となっております。

今後とも、こうした調査を通じて、雇用されている障害者の経済状況等の把握に努めてまいりますとともに、その調査結果をもとに、障害者の自立支援、そして雇用政策について、さらなる努力を続けてまいります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 高木美智代君。

(高木美智代君登壇)

○高木美智代君 公明党の高木美智代でございます。

私は、自由民主党並びに公明党を代表し、ただいま趣旨の説明がありました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

我が国の障害者数は約七百二十万人となっております。実に国民の六％が、何らかの障害を持たれていることとなります。障害を持つ方が地域での自立と共生を実現するためには、所得保障が不可欠であり、雇用の促進並びに障害基礎年金の引き上げ等、進めなければならぬと考えます。

一九六〇年の制定以来、障害者雇用促進法の改正を重ねた結果、現在、常用雇用されている障害者数は約五十万人に増加しておりますが、障害者の就労意欲と相まって、障害者のニーズに合った雇用促進が一層求められております。

公明党は、障害者本人の視点に立ち、ジョブ・コーチの養成と拡充やトライアル雇用の促進等に

取り組んでまいりました。昨年十一月には、福田総理に、雇用政策に関する柱の一つとして具体的に申し入れを行いました。

障害者の方のニーズの第一番目は、地域の身近な場所で働きたいということです。

大企業では障害者の雇用数も増加しておりますが、法定雇用率達成企業数は約四四％、まだ半数に満たない状況があります。かつてバブル崩壊の前までは、障害者を雇用していたのは身近な中小企業でした。今回の改正案では、障害者雇用納付金制度の適用対象を現行三百一人以上の大企業から百一人以上の中小企業にも拡大し、促進を図ることとしております。我が国の企業数の約九割を占める中小企業における雇用の促進は極めて重要であり、激しい国際競争の中で奮闘する中小企業の雇用率低下に対して歯どめをかけるものと理解しますが、そのためには、経済的負担や環境整備への支援が欠かせません。

百一人以上企業への拡大については、平成二十七年四月一日を施行日としておりますが、今回の改正案で盛り込まれている、複数の中小企業が事業協同組合などを活用して共同で障害者雇用を図るといったことも含め、事業主に対しては、きめ細やかな周知、指導を図るとともに、障害者を受け入れる環境整備のための経済的支援や、職場実習、職場定着に至るまでの人的支援策を充実することが求められます。

具体的支援策についてどのようにお考えか、厚生労働大臣にお伺いいたします。

また、率先して範を示すべき公務部門においても、全体の実雇用率では二・一七％と法定雇用率を超えてはおりますが、地方公共団体や独立行政

法人等の中には、いまだ達成していない機関があります。雇用の数や率のみならず、なかなか一般就労が難しい知的障害や精神障害を持つ方の雇用にも積極的に取り組んでいただきたいと思っておりますが、厚生労働大臣及び障害者施策を担当しておられる岸田国務大臣のお考えを伺います。

また、今回の改正案において、特例子会社がない場合であっても、企業グループ全体で雇用率を算定するグループ適用制度の創設が盛り込まれておりますが、一定の子会社などに偏ることへの懸念もあります。それぞれの子会社においても障害者雇用を進めることができるように留意することにも必要と考えますが、厚生労働大臣の御所見を伺います。

次に、障害者のニーズの第二番目は、短時間労働であります。

働く意欲がある一方で、障害の特性、程度、体力面における課題を考えれば、週三十時間以上という就労は困難でも、短時間の労働であれば可能との声が多くあります。既に、前回の改正では、通院や服薬の関係から短時間勤務を希望する精神障害者については、短時間労働者も実雇用率への算定が特例措置として講じられました。

今回の改正案では、週二十時間以上三十時間未満の短時間労働者を追加し、雇用義務算定にカウントすることとしております。本改正は、福祉的就労から一般雇用に移行するための段階を設ける意味で有効であり、就労形態について選択肢が広がると思われますが、単なる不安定な雇用形態としてはなりません。障害者本人の希望と適性に合った雇用の確保できるよう配慮が必要と考えます。職業生活の自立促進の観点から、きめ細やか

な支援について、厚生労働大臣の考えを伺います。

障害者の就労促進において重要となるのは、特別支援学校からの一般就労を促進することです。

現在、一般就労への就職率は約二〇％。今後、特別支援学校における教育の課程において、ハローワークと密接な連携の上で、職業教育を積極的に取り入れるなど就労移行への支援メニューを充実させることが求められております。

東京の大田区では、特別支援学校や福祉施設からの一般就労を促進するため、障害者就労促進担当者を設置し、地域のネットワークを活用し、成果を上げております。一般就労への入り口というべき特別支援学校の卒業生に対し、充実した細やかな支援がなされております。

教職員の方の就労支援スキル向上のための支援策や、学校と地域の連携を含め、福祉と労働、教育と労働の連携をさらに強固にしていく必要があると考えますが、文部科学大臣にお伺いいたします。

先日の経済財政諮問会議において舛添厚生労働大臣より示された新雇用戦略において、障害者のハローワークにおける就職件数を二〇一〇年度までに十四・四万件に、また、雇用されている障害者数を二〇一三年度までに六十四万人にとの数値目標が明示されました。

そのためには、地域拠点的作用を担うべき障害者就業・生活支援センターを拡充し、就業、生活の両面にわたる相談や支援が十分に提供できるよう、今年度、全国二百五十カ所に設置予定ですが、身近な福祉圏内に設置し、適切な人員配置がなされることを求められます。

また、ジョブコーチについても、現在約千五百人ですが、さらなる拡充が必要であります。

障害者が職場定着までのきめ細やかな支援の中で自立へと進めるように、障害者就業・生活支援センターを中心とした地域拠点基盤づくりとジョブコーチなどの人的な拡充が必要と考えますが、厚生労働大臣にお伺いいたします。

また、雇用率制度の対象となっていない発達障害の方や難病を持つ方々に対しても、本人の意欲に応じて、その障害の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援を図ることが必要と考えますが、厚生労働大臣の御所見を伺います。

ところで、規定の二十カ国が締結したことを受けて、去る五月三日、国連障害者の権利に関する条約が発効いたしました。この条約は、障害者の人権を明確に保障した初の国際条約であり、二〇〇六年十二月の国連総会において全会一致で採択され、我が国も昨年九月、署名を行ったところであります。

公明党は、早期より障害者権利条約の批准を訴えており、五月八日に福田総理あてに早期批准を求める申し入れを行いました。

また、公明党はかねてより、すべての人が互いにその人権を尊重しつつ、責任と権利を分かち合い、誇りを持って自立できるユニバーサル社会の形成を推進してまいりました。昨年の自由民主党、公明党の政権政策合意の中でユニバーサル社会基本法の制定について盛り込まれ、現在、与党のプロジェクトチームにおいて法制化の取り組みが進められております。

このユニバーサル社会基本法とともに、障害者権利条約の早期批准に向けた観点からも、本法律

案の改正は前進への一歩と考えます。ユニバーサル社会、ノーマライゼーションという大きな視点から見たときに、これらの法、また条約に込められた理念を具体化すべく、障害にかかわらず個性、能力を発揮できるよう、すべての企業において障害者への理解が促進され、就労できる環境を整備することが重要と考えますが、厚生労働大臣並びに岸田国務大臣の御決意とお考えをお伺いできればと存じます。

公明党は、今後とも、障害者の真の自立支援とユニバーサル社会の構築への視点に立つた政策を推進すべく、全力を尽くしてまいりたいことをお誓いし、質問を終わらせていただきます。

（拍手）
〔国務大臣舛添要一君 高木議員にお答えいたします。〕

○国務大臣舛添要一君 高木議員にお答えいたします。

中小企業に対する周知や支援策についてのお尋ねがございました。

中小企業における障害者雇用をより効果的に促進するためには、これまで暫定的に適用対象外としていた中小企業に障害者雇用納付金制度の適用対象を拡大することとあわせて、中小企業に対する支援策の充実強化を実施することが重要であると考えております。

このため、今回の改正におきまして、中小企業が事業協同組合等を活用して障害者を雇用した場合の雇用率算定の特例を設け、その周知を図るとともに、障害者の雇用・職場定着に関するノウハウの提供やジョブコーチ支援等、中小企業への支援を充実すること、中小企業により重点を置いて助成金を支給すること等を予定しております。

今後とも、こうした支援策を通じて、中小企業における障害者雇用を進めてまいります。

次に、公務部門における障害者雇用の促進についてお尋ねがございました。

御指摘のとおり、残念ながら、公的機関においても法定雇用率未達成の機関があり、特に、都道府県教育委員会においては雇用状況が低迷している状況にございます。

このため、公的機関については、昨年十二月に決定された障害者基本計画に基づく重点施策実施五カ年計画において、平成二十四年度までにすべての機関で雇用率を達成することを目標としており、目標の達成に向けて厳正な指導を行いたいと考えております。

さらに、公的部門におきましては、今後は知的障害者や精神障害者の雇用に率先して取り組むことが重要であることから、障害者が一般雇用に向けて経験を積むことを目的としたチャレンジ雇用を推進、拡大しているところでございます。

次に、企業グループ特例についてのお尋ねがございました。

企業グループ特例の適用に当たりましては、御指摘のように、個々の子会社における障害者雇用が大幅に後退することのないよう、親会社が障害者雇用の促進、安定に責任を持つこと、単独では障害者の雇用義務が課されない子会社も含めグループ内の子会社を対象とすることにより、より多くの障害者雇用が必要となること、グループ内のすべての子会社に一定数以上の障害者雇用を課すこと等を要件とすることとしており、グループ内の特定の子会社に障害者雇用が偏ることのないよう、企業グループ全体での障害者雇用

の促進が図られるように努めてまいります。

続きまして、短時間労働に対応した雇用率の見直しに当たつての支援についてのお尋ねがございました。

短時間労働に対応した雇用率の見直しにつきましては、週所定労働時間が二十時間以上の雇用保険の被保険者となるような者を対象とするとともに、安易な短時間労働への代替を防ぐ観点から、週所定労働時間が三十時間以上の場合の二分の一のカウンタとしたいと考えてございます。

また、本年四月に施行された改正パートタイム労働法等も踏まえ、今後策定する障害者雇用対策基本方針において事業主が配慮すべき事項について検討するとともに、ハローワークや地域障害者職業センター等において、事業主が適切に雇用管理を行うよう相談など支援を行ってまいります。

続きまして、障害者就業・生活支援センター及びジョブコーチの拡充についてお尋ねがございました。

障害者就業・生活支援センターについては、重点施策実施五カ年計画において全障害保健福祉圏域に設置するとされたところであり、同センターにおける支援体制の充実とともに、計画的かつ早急な設置を進めているところでございます。

また、ジョブコーチにつきましても、重点施策実施五カ年計画に基づき、平成二十三年度までに五千人養成することとしており、高齢・障害者雇用支援機構による養成とあわせて、民間による研修を活用し、養成を実施しているところでございます。

今後とも、障害者就業・生活支援センターやジョブコーチの拡充を推進し、障害者一人一人の特性に配慮した支援体制の充実に努めてまいります。

す。

難病の方や発達障害者に対する就労支援についてのお尋ねがございました。

難病の方や発達障害者については、障害者手帳をお持ちにならない方についても職業リハビリの支援対象となっており、ハローワークにおけるきめ細かな職業相談・紹介、障害者職業センターにおける専門的な職業リハビリテーションなどを実施しているところでございます。

また、事業主に対して、障害特性の理解を進め、雇用管理ノウハウを提供するためのマニュアルを作成し、事業主の理解の促進を図っているところであります。

今後とも、ハローワークや障害者職業センターにおける障害特性を踏まえたきめ細やかな就労支援に取り組んでまいります。

最後に、障害にかかわらず個性、能力を発揮するための、企業における理解の促進、就労環境の整備についてお尋ねがございました。

私は、ユニバーサル社会、ノーマライゼーション、こういう大きな目標を遂げた社会が本当の意味の先進国である、そういう思いで日々厚生労働行政に携わっております。

我が国は、昨年九月、障害者権利条約に署名したところでございますが、最近においては、ユニバーサル社会の形成に向けた動きがあるなど、障害者雇用をさらに進めていく機運が高まっているところであります。

こうした中、今回の法律案は、障害者の意欲や能力に応じ、障害者の働く選択肢や雇用機会を拡大しようとするものであり、こうした取り組みを通じながら、企業における障害者の理解促進、就労環境の整備に努めてまいります。(拍手)

(国務大臣岸田文雄君登壇)

○国務大臣(岸田文雄君) まず、私の方には、公務部門における障害者雇用の促進についてお尋ねがございました。

障害者にとつて雇用、就業は、地域で生き生きと生活していくための重要な柱となるものであり、国、地方公共団体等の公的機関は、障害者の雇用に関し率先して範を示すことが重要と認識をしております。

政府においては、昨年十二月に障害者施策推進本部で策定いたしました重点施策実施五カ年計画において、平成二十四年度までにすべての公的機関において障害者雇用率を達成することとしています。

また、同計画においては、就労が困難とされる知的障害や精神障害を有する方を各府省で非常勤職員として率先して雇用し、一般就労へとつなげるチャレンジ雇用を本年度中にすべての府省で実施することとしています。

今後とも、これらの施策の着実な実施を図り、障害者の雇用の促進を図ってまいりたいと考えております。

もう一つ、障害者への理解促進と障害者の就労環境整備についてお尋ねがございました。

政府においては、障害の有無にかかわらず、国民、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図るため、昨年十二月に策定した重点施策実施五カ年計画に基づき、国民の共生社会に関する周知度が五〇%を超えるよう、各種施策に取り組んでいます。

また、昨年十二月の障害者週間においては、障害者の雇用に関するセミナーを開催するなど、障害者雇用への理解を促進し、障害者の働きやすい環境づくりに努めてきたところでです。

今後とも、共生社会の理念の普及を図るとともに、障害者雇用への理解を促進し、障害者が働きやすい環境づくりに促進してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣渡海紀三朗君登壇)

○国務大臣(渡海紀三朗君) 高木議員から、特別支援学校における就労支援についてお尋ねがございました。

障害のある生徒が自立をし、社会参加していくためには、社会の変化や生徒の障害の状態に応じて職業教育や進路指導の改善充実を図る必要があります。

このため、文部科学省では、特別支援教育総合研究所が実施する研修を通じて就労支援に係る教員の専門性の向上を図るとともに、学校と労働関係機関や企業等が緊密な連携のもと、職業教育の改善や職場開拓などに向けた実践研究を進めております。また、教育委員会等に対して、厚生労働省が行う特別支援学校を対象とした就労支援セミナーや事業所見学会などの活用を促しているところであります。

文部科学省としては、これら教育施策と雇用施策の連携を一層強化して、障害のある生徒の就労が促進されるよう努めてまいります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十四分散会

出席國務大臣

文部科学大臣 渡海紀三朗君
厚生労働大臣 舩添 要一君
経済産業大臣 甘利 明君
国務大臣 岸田 文雄君
国務大臣 町村 信孝君
国務大臣 渡辺 喜美君

出席副大臣

厚生労働副大臣 岸 宏一君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律

生物多様性基本法

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二十七日、内閣から次の報告書を受領した。

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成十九年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成二十年交通安全施策に関する計画」の報告

エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく「平成十九年度エネルギーに関する年次報告」
(理事補欠選任)

一、昨二十八日、国土交通委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 葉梨 康弘君(理事西銘恒三郎君昨二十八日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

関 芳弘君

小川 淳也君

安井潤一郎君

大串 博志君

法務委員

辞任

赤池 誠章君

七条 明君

石関 貴史君

松本 文明君

岡部 英明君

丹羽 秀樹君

階 猛君

国土交通委員

辞任

赤池 誠章君

鍵田忠兵衛君

亀岡 偉民君

鈴木 淳司君

徳田 毅君

長崎幸太郎君

補欠

安井潤一郎君

大串 博志君

関 芳弘君

小川 淳也君

補欠

松本 文明君

丹羽 秀樹君

階 猛君

岡部 英明君

赤池 誠章君

七条 明君

石関 貴史君

補欠

武藤 容治君

山本ともひろ君

稲田 朋美君

萩生田光一君

木原 誠二君

松本 洋平君

鷲尾英一郎君
赤羽 一嘉君
亀井 静香君
稲田 朋美君
木原 誠二君
萩生田光一君
松本 洋平君
武藤 容治君
山本ともひろ君
太田 和美君
富田 茂之君
糸川 正晃君
亀岡 偉民君
徳田 毅君
鈴木 淳司君
長崎幸太郎君
赤池 誠章君
鍵田忠兵衛君
鷲尾英一郎君
赤羽 一嘉君
亀井 静香君

議院運営委員

辞任

大塚 高司君

若宮 健嗣君

小川 淳也君

谷口 和史君

佐々木憲昭君

保坂 展人君

吉井 英勝君

篠田 陽介君

福岡 資麿君

菊田真紀子君

高木美智代君

穀田 恵二君

日森 文尋君

遠藤 武彦君

木原 誠二君

宮澤 洋一君

石田 真敏君

石川 知裕君

久興君

補欠

福岡 資麿君

篠田 陽介君

菊田真紀子君

高木美智代君

吉井 英勝君

日森 文尋君

穀田 恵二君

保坂 展人君

佐々木憲昭君

谷口 和史君

小川 淳也君

大塚 高司君

若宮 健嗣君

篠田 陽介君

福岡 資麿君

菊田真紀子君

高木美智代君

穀田 恵二君

日森 文尋君

土井 亨君
中森ふくよ君
楠田 大蔵君
石井 啓一君
吉井 英勝君
石田 真敏君
鍵田忠兵衛君
増原 義剛君
宮澤 洋一君
松本 剛明君
上田 勇君
塩川 鉄也君
遠藤 武彦君
土井 亨君
中森ふくよ君
木原 誠二君
楠田 大蔵君
石井 啓一君
吉井 英勝君

文部科学委員

辞任

飯島 夕雁君

山口 壯君

安井潤一郎君

岡本 充功君

厚生労働委員

辞任

井上 信治君

高鳥 修一君

谷畑 孝君

松浪 健太君

三井 辨雄君

糸川 正晃君

西村智奈美君

伊藤 忠彦君

小里 泰弘君

鍵田忠兵衛君

永岡 桂子君

石川 知裕君

久興君

補欠

安井潤一郎君

岡本 充功君

飯島 夕雁君

山口 壯君

補欠

永岡 桂子君

小里 泰弘君

伊藤 忠彦君

鍵田忠兵衛君

西村智奈美君

亀井 久興君

石川 知裕君

谷畑 孝君

高鳥 修一君

松浪 健太君

井上 信治君

三井 辨雄君

糸川 正晃君

官 報 (号 外)

經濟産業委員

辞任

補欠

江崎洋一郎君 富岡 勉君
近藤三津枝君 近江屋信広君
牧 義夫君 階 猛君
近江屋信広君 近藤三津枝君
富岡 勉君 江崎洋一郎君
階 猛君 牧 義夫君

国土交通委員

辞任

補欠

西銘恒三郎君 安井潤一郎君
逢坂 誠二君 松原 仁君
鷺尾英一郎君 長妻 昭君
亀井 静香君 糸川 正晃君
安井潤一郎君 西銘恒三郎君
長妻 昭君 鷺尾英一郎君
松原 仁君 逢坂 誠二君
糸川 正晃君 亀井 静香君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
青少年問題に関する特別委員

辞任

補欠

菊田真紀子君 高井 美穂君
高井 美穂君 菊田真紀子君

(議案提出)

一、去る二十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。
国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案(田村憲久君外九名提出)

(議案受領)

一、昨二十八日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。
財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案

(議案付託)

一、去る二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

(議案送付)

一、去る二十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
金融商品取引法等の一部を改正する法律案

社会教育法等の一部を改正する法律案

一、昨二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案(田村憲久君外九名提出)

(議案通知書受領)

一、昨二十八日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
生物多様性基本法案

一、昨二十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十八日、参議院から、本院の送付した次の件を承認しないと議決した旨の通知書を受領した。

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

一、昨二十八日、参議院から返付された次の内閣提出案を受領した。

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

我が国が抱える領土問題についての教育内容に対する政府の認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

改正建築基準法施行等に関する質問主意書(前原誠司君提出)

死刑制度についての鳩山法務大臣と福田総理大臣の認識に関する質問主意書(辻元清美君提出)
官房長官の「早く結婚し、次の世代を作るのは義務」発言に関する質問主意書(辻元清美君提出)

一、昨二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

愛媛県警の裏金を告発した仙波敏郎巡査部長への不利益取扱等に関する質問主意書(吉井英勝君提出)

有明海の浄化と漁業環境の改善に関する第三回質問主意書(赤嶺政賢君提出)

北朝鮮による日本人拉致事件被害者の帰国問題を巡る北朝鮮と米国のやり取りに関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

防衛省における自衛隊員の自殺防止に向けた取り組み並びに自衛隊員が自殺に走る理由に対する同省の認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

北方少数民族の戦時徴用に対する政府の補償問題に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

国会同意人事を巡る政府の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

特定障害者に対する特別障害給付金の支給等に関する質問主意書(三日月大造君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行費用の返還等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇一年十二月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草の根・人間の安全保障無償資金協力の資金の使途及びNGO参加をめぐる外務省の説明に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える領土問題についての教育現場における実際の教育内容と学習指導要領の内容に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度における保険料の上限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者診療料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出生活保護医療扶助運営要領に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出年金記録についての事務処理が遅滞していることに関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出日本年金機構設立に伴ういわゆるノリリタートルに関する質問に対する答弁書

平成二十年五月十六日提出
質問 第三九二号

国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行費用の返還等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行費用の返還等に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一六九第三四三号)を踏まえ、以下質問する。

一 国土交通省所管の財団法人である「公共用地補償機構」の役員・管理職三十人が、二〇〇三年から二〇〇七年の五年間に、個人の負担がほとんど無い形で職員旅行(以下、「職員旅行」という。)を行っていたことが明らかにになり、「職員旅行」の費用の約半分に当たる千五十万円を同機構に返還することを明らかにしたと本年三月七日付の新聞が報道したことを受け、国土交通省において外部有識者の意見をもとに検討を行う道路関係業務の執行のあり方改革本部(以下、「本部」という。)が設置されたと承知する。

「政府答弁書」では、「機構を含む道路関係公益法人の職員旅行への支出の在り方について検討を行い、平成二十年四月十七日に最終報告書を取りまとめ、同月十八日付けで、機構を含む道路関係公益法人に対し、今後の職員旅行への支出は旅行費用の五割以内かつ年間一人一万円を限度とすること、平成十五年度から平成十九年度までの過去五年間の職員旅行に係る費用のうち法人負担分が五割を超える額については役員

及び管理職が法人に自主的に返還すること、当該返還された費用については国への寄附等を実施し真に公益的な目的に活用すること等の最終報告書に盛り込まれた取組の実施を要請したところである。」との答弁がなされているが、右答弁にある「役員及び管理職が法人に自主的に返還する」とは、職員旅行にかかった費用の全額の返還を意味するものと理解して良いか。確認を求める。

二 「職員旅行」は、右答弁にある「本部」の最終報告書(以下、「報告書」という。)で言う「法人負担分が五割を超える」ケースに該当するものと考ええるが、確認を求める。

三 「本部」が「報告書」にある内容の要請を「公共用地補償機構」に対して行ったのはいつか。

四 「職員旅行」を行った「公共用地補償機構」の役員・管理職三十人は、「報告書」を受けて、「職員旅行」費用の約半分に当たる千五十万円ではなく、全額の返還に応じたか。

五 四で、応じているのなら、いつ全額の返還が行われたのか明らかにされたい。

六 一の答弁にある「報告書」の内容によると、「公共用地補償機構」を含む道路関係公益法人(以下、「道路関係公益法人」という。)の役員及び管理職が、自主的な職員旅行費用の返還を求められるのは、二〇〇三年から二〇〇七年の五年間についてのものであるとのことであるが、二〇〇二年以前の職員旅行費用については、「本部」としては不問に付すということか。

七 一の答弁にある「報告書」の内容によると、「道路関係公益法人」により返還された職員旅行費用は国へ寄附等され、真に公益的な目的に活

官 報 (号 外)

用することを目指すとのことであるが、「公共用地補償機構」の他にも、職員旅行の費用の大部分が旅行に参加する人間個人の負担ではなく、その組織の負担で行われていたというケースがないか、政府は把握しているか。

八 「道路関係公益法人」により今後返還される職員旅行費用は、合計でどれくらいになると政府は概算しているか。

九 職員旅行費用が国へ寄附された後、政府予算のどの項目に組み込まれ、どのような用途に使われる資金となるのか説明されたい。

十 「報告書」で言う「真に公益的な目的」とは、具体的にどのようなものか説明されたい。

十一 国へ寄附された「道路関係公益法人」の職員旅行費用が、また無駄な使われ方をされない様、政府として何らかの監視体制を敷く考えはあるか。

十二 「道路関係公益法人」の中で、「報告書」に従わず、職員旅行費用の返還に応じない組織が出た場合、政府としてどの様に対応する考えでいるのか説明されたい。政府として、その様な組織に対して強制力を発揮する考えはあるか。

十三 「政府答弁書」では、「本部の構成員に民間人は含まれていないが、外部有識者から、専門的かつ客観的な意見や指摘をいただいている。」との答弁がなされているが、右答弁で言う外部有識者(以下、「外部有識者」という。)とはどのような職に就いている人物を指すのか詳しく説明されたい。

十四 「外部有識者」とは誰か、それぞれの職並びに氏名を明らかにされたい。

十五 「政府答弁書」によると、「本部」は本年二月

二十二日に設置されたとのことであるが、これまで何度か「本部」の会合が開かれてきているか、それぞれの日にちを明らかにするとともに、それぞれの会合に「外部有識者」のうち誰が出席しているか明らかにされたい。

十六 「政府答弁書」によると、「外部有識者」に対して一時間当たり八千九百十円を支払っているとのことであるが、右の謝礼金は国土交通省においてどの予算項目に計上されているか。

十七 十六の「外部有識者」に対して支払われた謝礼金は、これまでの累計でいくらになつていくか。

十八 一時間当たり八千九百十円という謝礼金の金額は妥当か。政府、特に国交省の見解如何。右質問する。

内閣衆質一六九第三九二号

平成二十年五月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行費用の返還等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行費用の返還等に関する質問に対する答弁書

一及び三について

前回答弁書(平成二十年五月十三日内閣衆質一六九第三四三号)一及び六について述べた

とおり、道路関係業務の執行のあり方改革本部(以下「本部」という。)が平成二十年四月十七日に取りまとめた最終報告書(以下単に「最終報告書」という。)を踏まえ、国土交通省としては、同月十八日付けで財団法人公共用地補償機構(以下「機構」という。)に対し、平成十五年度から平成十九年度までの過去五年間の職員旅行に係る費用のうち法人負担分が五割を超える額について、役員及び管理職が法人に自主的に返還するよう要請したところである。

二について

国土交通省として、機構から聴取して把握しているところによれば、平成十五年度から平成十九年度までの各年度における機構の職員旅行については、費用の五割以上を機構が負担している。

四及び五について

前々回答弁書(平成二十年四月十一日内閣衆質一六九第二四七号)三について述べたとおり、国土交通省としては、機構における職員旅行の費用については、福利厚生事業として行われるとしても、社会的な常識にかなうような自己負担は必要であったと考えているところであり、このような考えを機構に対して伝えたところ、機構の役員及び管理職もこの考え方に賛同し、直近五年間における職員旅行の費用総額約二千百万円の半額を、自主的に返還することになったと承知している。

なお、前回答弁書一及び六について述べたとおり、返還された費用については、国への寄附等を実施し真に公益的な目的に活用すること等の最終報告書に盛り込まれた取組の実施を要

請したところである。

六について

最終報告書では、道路関係公益法人の役員及び管理職に対して、道路関係公益法人の平成十四年度以前の職員旅行の費用について返還を要請していない。

七について

御指摘の「大部分」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省としては、道路関係公益法人のうち機構を含む二十三法人が、平成十五年度から平成十九年度までに行われた職員旅行に係る費用の五割以上を負担したことがあると把握している。

八について

最終報告書一の(7)に基づき、平成十五年度から平成十九年度までに行われた職員旅行に係る費用のうち法人負担分が五割を超える額のすべてについて国への寄附等が実施された場合の合計額は、およそ一億九百四十七万円と見込まれる。

九について

平成二十年度予算では、道路関係公益法人から国への寄附による収入を見込んでおらず、また国へ寄附された場合にどの項目で収納するかは決定していないが、平成二十年度に国へ寄附された場合は、平成二十年度の収入となり、原則として、平成二十年度における国の各般の需要を充たすために活用されることとなる。

十について

例えば、国への寄附の実施である。

十一について

九について述べたとおり、国へ寄附された

職員旅行に係る費用は平成二十年度の収入となり、原則として、平成二十年度における国の各般の需要を充たすために活用されることとなるため、寄附された職員旅行費用の使途を特定することは困難であるが、通常の予算の執行の監視と同様、会計検査院による会計検査、第三者機関による契約監視等により、適正な予算の執行に努める考えである。

十二について
お尋ねの「強制力を発揮する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「返還に応じない組織」に対しては、最終報告書を踏まえた対応について協力を仰いでいく考えである。

十三及び十四について

宇賀克也氏(東京大学大学院法学政治学研究科教授)、梅田晴亮氏(元札幌高等裁判所長官、元弁護士)、小澤徹夫氏(弁護士)、亀井淳氏(株式会社イトーヨーカ堂代表取締役社長、日本経団連常任理事)、亀岡保夫氏(公認会計士、日本公認会計士協会常務理事)及び小宮山賢氏(公認会計士、日本公認会計士協会副会長)から、外部有識者として専門的かつ客観的な意見や指摘をいただいたところである。

十五について

本部会合は、平成二十年二月二十二日、同年三月七日及び同年四月十七日の計三回開催されており、同年四月十七日の本部会合に小澤徹夫氏、亀井淳氏、亀岡保夫氏及び小宮山賢氏が出席している。

十六及び十七について
外部有識者に対する謝金は、平成十九年度は

(項)国土交通本省(目)諸謝金に、平成二十年度は(項)国土交通本省共通費(目)諸謝金に計上されており、これまでの累計額は十六万九千二百八十八円となっている。なお、当該謝金は、平成二十年四月十七日の本部会合並びに同年三月十四日、同月十九日及び同年四月十四日に行われた打合せについて支払ったものである。

十八について
外部有識者の高度な専門性にかんがみると、それぞれ、大学教授級の者に対する国土交通省の諸謝金の単価である一時間当たり八千九百十円を支払うことは適当であると考えている。

平成二十年五月十六日提出
質問 第三九三号

二〇〇一年十二月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草の根・人間の安全保障無償資金協力の資金の使途及びNGO参加をめぐる外務省の説明に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二〇〇一年十二月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草の根・人間の安全保障無償資金協力の資金の使途及びNGO参加をめぐる外務省の説明に関する質問主意書
「政府答弁書」(内閣衆質一六九第三二二号)を踏まえ、以下質問する。

一 二〇〇一年十二月六日の自民党の外交関係合同会議において、当時の小原雅博外務省無償資金協力課長が、同年同月に開催されたアフガニスタン復興NGO東京会議(以下、「東京会議」という。)へ参加する、アフガニスタンで活動す

るNGOの渡航費に草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下、「草の根資金協力」という。)の資金を充てることを外務省が考えている旨の説明をしたが、鈴木宗男衆議院議員より、「草の根資金協力」の資金はどのような形で使えない旨の指摘を受け、同月二十日の同じ会議において、右の説明をしたことは不適切であった旨の説明をしたことについて、外務省は先の答弁書でも、外務省が保管する文書からは明らかではないとして、なぜ外務省がその様な間違った判断をしたのかはわからない旨の答弁をしている。そのことについて、前回質問主意書で、当時の詳細なききつはわからないにしても、「草の根資金協力」の資金の使い方について外務省が間違った判断をしたことは認めるべきではないのかと問うたところ、「政府答弁書」では「外務省が保管している文書によれば、先の答弁書(平成二十年四月十一日内閣衆質一六九第二五九号)三から七までについて述べたとおり、平成十三年十二月二十日に開催された自由民主党外交関係合同会議において、外務省側より、同月六日の同じ会議で、草の根無償資金協力(当時)により、アフガニスタン復興NGO東京会議(以下「東京会議」という。)にかかる経費の一部の支援を行うことを考えている旨説明したことは不適切としつつ、更に検討した結論について、改めて説明したものと承知している。」との答弁がなされているが、右は外務省としての、当初「東京会議」に際して「草の根資金協力」の資金を制度として認められていない形で使用しよう、いわば不正流用しようとしたことは

認めるものか。明確な答弁を求める。
二 当時のいきさつの詳細はわからなくても、少なくとも外務省が「草の根資金協力」の資金を間違った方法で不正流用しようと考えたことは事実であるが、そのことについて、外務省として真摯な反省をしているか。

三 「政府答弁書」では、「東京会議」の主催者はジャパン・ブラットフォームであったとの答弁がなされているが、過去に外務省が管轄する「草の根資金協力」等のODA事業にジャパン・ブラットフォームが関わったことはあるか。

四 三で、あるのならば、ジャパン・ブラットフォームによつて「草の根資金協力」等のODA事業が適正に行われず、外務省に対して同NGOより資金の返還がなされたことはあるか。

五 二〇〇二年一月十五日、鈴木宗男衆議院議員はタジキスタンのラフモノフ大統領と会談し、翌々日の十七日にロシアに入ったと承知するが、確認を求める。

六 佐藤優起訴休職外務事務官の著書「国家の罌」(新潮社)の百八頁に、「佐々江審議官の別件とは、アフガニスタン復興支援東京会議に参加するNGOについて、鈴木氏の了承を求めることだった。佐々江氏は、『もうタイムリミットですの』と前置きした上で、『ピースウィンズ・ジャパン、ジャパンブラットフォームはかつて問題を起こした団体で、特にカネの使途で問題があったので、今回は外します』という外務省の判断を伝えた。鈴木氏は、『それでいいよ』と答えた。」と、二〇〇二年一月十七日の夜、モスクワのホテルにおいて、当時審議官の任に就い

ていた佐々江賢一郎氏が鈴木宗男衆議院議員に
対して、「東京会議」に参加するNGOについて
説明をした一幕についての記述があるが、外務
省は右の記述を承知しているか。

七 佐々江氏は六の記述にある発言を鈴木宗男衆
議院議員にした事実を記憶しているか。

八 「政府答弁書」で外務省は「お尋ねについて
は、外務省が保管している文書からは確認でき
ず、お答えすることは困難である。」と、外務省
が「東京会議」の主催者であるジャパン・プラッ
トフォームに対して、「東京会議」に出席するN
GOの宿泊費等に「草の根資金協力」の資金は使
えない旨の説明を行った際に、外務省として間
違った判断をした、認識違いであった旨の説明
はしたか否か、また右の説明を行った際に、外
務省自身の判断違い、認識違いであったという
趣旨ではなく、鈴木宗男衆議院議員の圧力に
よって「草の根資金協力」の資金が使えなくな
った旨話したという事実はないか否かについて
はわからないとの答弁をしている。しかし、その
後、鈴木宗男衆議院議員がジャパン・プラッ
トフォームに圧力をかけ、「東京会議」に出席でき
なくなった旨の報道がなされたと承知するが、
「東京会議」へのジャパン・プラットフォームの
出席をめぐり、鈴木宗男衆議院議員が圧力をか
けたとの批判が各報道でなされたことを外務省
も記憶しているか。

九 八の様な報道がなされたきっかけは何である
と外務省は認識しているか。

内閣衆質一六九第三九三号

平成二十年五月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇一年十二
月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草の
根・人間の安全保障無償資金協力の資金の使途
及びNGO参加をめぐる外務省の説明に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇一年十二
月のアフガニスタン復興NGO東京会議で
の草の根・人間の安全保障無償資金協力の
資金の使途及びNGO参加をめぐる外務省
の説明に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省が保管している文書によれば、先の答
弁書(平成二十年五月十三日内閣衆質一六九第
三二二号)一について述べたとおり、平成十
三年十二月二十日に開催された自由民主党外交
関係合同会議において、外務省側より、同月六
日の同じ会議で、草の根無償資金協力(当時)に
より、アフガニスタン復興NGO東京会議にか
かる経費の一部の支援を行うことを考えている
旨説明したことは不適切としつつ、更に検討し
た結論について、改めて説明したものと承知し
ている。御指摘の点について、外務省として
は、これ以上のことは確認できず、お答えする
ことは困難である。

三及び四について

ジャパン・プラットフォームは、これまで政

府開発援助のうち、緊急人道支援にかかわって
きているが、これまで事業が適正に行われず
に、資金の返還を求めたことはない。

五について

御指摘の議員は、平成十四年一月十六日(現
地時間)にラフモン(旧姓ラフモノフ)・タジキ
スタン大統領と会談し、翌十七日にロシアに入
国したと承知している。

六及び七について

外務省として、御指摘の「記述」については承
知しているが、御指摘の「発言」については外務
省が確認した範囲では確認できず、お答えする
ことは困難である。

八及び九について

外務省として、御指摘のような報道がされた
ことは承知しているが、個々の報道がなされた
背景について論評する立場にない。

平成二十年五月十九日提出
質問 第三九四号

我が国が抱える領土問題についての教育現場
における実際の教育内容と学習指導要領の内
容に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国が抱える領土問題についての教育現
場における実際の教育内容と学習指導要領
の内容に関する第三回質問主意書

本年五月十八日と同月十九日、二〇一二年度よ
り全面実施される中学校社会科の新学習指導要
領の解説書(以下、「解説書」という。)に、韓国と
の間で領有権を争っている竹島問題について、

「竹島は日本の領土である」旨を明記する方針を文
部科学省が決めたとする報道(以下、「報道」とい
う。)がなされている。右と「前回答弁書」(内閣衆
質一六九第二七四号)等を踏まえ、再度質問す
る。

一 「報道」にある内容は事実か。

二 文科省は、新学習指導要領には北方領土問題
のみが明記され、竹島問題について何の言及も
されていないことについて、たとえば本年三月
四日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一
六九第一二二号)で、「改訂案では、我が国
の領域をめぐる問題にも着目させるようにする
こと」とされており、北方領土問題は例示さ
れ、竹島問題は例示されていないが、文部科学
省としては、いずれも中学校の社会科の学習に
おいて生徒に着目させることとされている。我が
国の領域をめぐる問題」に含まれるという点
において、両者に違いはないものと考えてい
る。」と、竹島問題についての記述がなくても特
段の問題はない旨の答弁をしているが、「報道」
が事実ならば、今回文科省が「解説書」の改訂
(以下、「改訂」という。)を行うことは、これま
での答弁書の内容と齟齬をきたすものではない
か。

三 当方は三月の時点から新学習指導要領に、我
国が抱える領土問題として、北方領土問題だ
けではなく、竹島問題も明記すべきであると主
張してきたが、今回文科省はなぜ「改訂」を決め
たのか、その理由を説明されたい。
四 「改訂」は文科省はじめどの省庁のどの部局に
おいて検討がなされ、決定されたものか。

五 「改訂」を決めた決裁書は作成されているか。
六 「改訂」に外務省はどの様に参与したのか説明されたい。
七 「改訂」に関して、その検討の段階で渡海紀三朗文部科学大臣に対して十分な報告はなされたか。

八 渡海文科大臣は「改訂」の中身を十分把握しているか。
九 「改訂」に関して、これまで韓国側から何らかの照会はなされているか。

十 「改訂」により、日韓関係は何らかの影響を受けるか。政府の認識如何。
十一 「改訂」は遅きに失したと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一六九第三九四号
平成二十年五月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える領土問題についての教育現場における実際の教育内容と学習指導要領の内容に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える領土問題についての教育現場における実際の教育内容と学習指導要領の内容に関する第三回質問に対する答弁書

一から十一までについて
文部科学省としては、現在、中学校学習指導

要領(平成二十年文部科学省告示第二十八号)の解説の作成作業中であり、どのような記述内容とするかについては未定である。このため、御指摘の報道のような方針を決めたという事実はなく、外務省において大韓民国政府からの照会に対してその旨を伝えている。

平成二十年五月十九日提出
質問 第三九五号

一九九九年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九九九年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する第三回質問主意書
〔前回答弁書(内閣衆質一六九第三五九号)を踏まえ、再度質問する。〕

一 一九九九年八月にキルギスで起きた日本人鉱山技師ら四人が誘拐された事件(以下、「日本人誘拐事件」という。)について、本年一月三十一日、キルギスの国会において、当時人質の解放交渉に携わっていた人物により、「日本人誘拐事件」が発生した際に日本政府が支払ったとされる身代金(以下、「身代金」という。)がキルギスの治安当局の人間によって山分けされていたとの証言(以下、「証言」という。)がなされた。
〔証言〕の議事録(以下、「議事録」という。)の提供を現在外務省がキルギス国会に要請していることについて、「前回答弁書」では「平成二十年五月八日現在、キルギス共和国議会より御指摘

の「議事録」の提供を受けるには至っていないが、その理由は明らかではない。との答弁がなされているが、キルギス国会はどの様な文言で我が国の「議事録」提供の要請に応じていないのか明らかにされたい。

二 「証言」については、我が国の新聞報道でも扱われ、当然キルギス国内でも報道がなされ、外務省においても当然それらの内容を把握しているものと思料するが、「証言」を行った人物の官職氏名を明らかにされたい。

三 これまでの答弁書で、外務省は「身代金」支払いの事実を否定しているが、では外務省、政府として、「身代金」という認識ではなくとも、「日本人誘拐事件」の解決に資するため、何らかの金員を支払ったという事実はないか。

四 三の金員が「日本人誘拐事件」の実行犯ではなく、当時のキルギス政府並びに我が国の外務省職員の一部が渡り、それらによって私的に流用されたという事実はないか。

五 これまでの答弁書で、「日本人誘拐事件」が発生してから、当時在キルギス日本国大使館に設けられた現地対策本部において使われた費用の詳細がわかる文書(以下、「文書」という。)については、「文書」の保存期間が経過しているためわからないとの答弁がなされている。しかし一般に、外務省においてある文書の保存期間が過ぎ、それが破棄されたとしても、その文書が作成されたという記録は外務省において残され、確認がとれる仕組みになっているものと承知する。よって、「文書」自体はすでに破棄されていても、「文書」がかつて作成されたという記録は残っていると料するが、確認を求める。

六 現在外務省において残されている記録を基に明らかにできる範囲で、その名称や作成日等、「文書」の詳細について説明されたい。

七 閣議決定を経てその内容が決められる政府答弁書において、嘘の答弁を行うことは認められているか。

八 外務省が政府答弁書において嘘の答弁を行った事例は過去にあるか。

九 「身代金」についてのこれまでの外務省の答弁に、一切嘘はないと考えてよいか。確認を求める。

十 これまでの質問主意書で、現在沖縄大使の任に就いている今井氏が、「日本人誘拐事件」発生当時、内閣官房副長官の任に就いていた当方のもとを訪れ、「身代金」の金額等について説明をし、その決裁を求めてきたことについて、外務省はいまだ今井氏本人に対して、今井氏がその様な行動をとったか否かを確認することすらしようとしていないが、外務省があくまで「身代金」を支払った事実を否定するということは、今井氏が右の様な行動をとったことも否定していると考えてよいのか。確認を求める。
右質問する。

内閣衆質一六九第三九五号
平成二十年五月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、前回答弁書（平成二十年五月十六日内閣衆質一六九第三五九号）一及び二についてでお答えしたとおりである。

二について

御指摘の「証言」を行ったのは、トゥルスンバイ・バキル・ウウル・キルギス共和国前オズブズマンであったと承知している。

三及び四について

お尋ねについては、御指摘の事件における人質の解放のために日本政府からキルギス政府に対して金銭が支払われたという事実はない。

五及び六について

お尋ねの趣旨が明らかではないが、前回答弁書（平成二十年五月十六日内閣衆質一六九第三五九号）五及び六についてでお答えしたとおりである。

七から九までについて

内閣としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対し、誠実に答弁すべきものと考えており、外務省としても質問の趣旨を踏まえて所掌する事務につき誠実に答弁してきている。

十について

お尋ねについては、前回答弁書（平成二十年五月十六日内閣衆質一六九第三五九号）七から十までについてでお答えしたとおりである。

平成二十年五月十九日提出
質問 第三九六号

後期高齢者終末期相談支援に関する再質問主意書

提出者 山井 和則

後期高齢者終末期相談支援に関する再質問主意書

後期高齢者医療制度における後期高齢者終末期相談支援について、左記のとおり再質問する。

一 後期高齢者終末期相談支援については、誰が「終末期」を判断するのか。筋萎縮性側索硬化症（ALS）の終末期はいつからを言うのか。

二 治療を断る自己決定を迫られるというケースが、発見あるいは通報された場合、国はそのような相談支援を行った医師や病院に対して、罰則等を考えているのか。

三 事前指示書の書き換えは筋萎縮性側索硬化症（ALS）ではできないことがあり、書き換えをどのように担保するのか。

四 事前指示書の文面に治療拒否の記載がある場合、たとえ本人が苦しみ出し、助けを求めても治療をしないこと、救急車を呼ばないこと、あるいは救急車を出勤させないことなどを認めるか。

五 質問四において、「認める」場合、苦しむ病人や高齢者を見殺しにしてもよい社会にならないか。

六 自宅で治療を受けながら、安心して暮らせるのなら最後まで徹底した治療継続を望むという患者がいた場合、生活保障や介護保障が治療の前提として必要になるが、このような希望は、後期高齢者終末期相談支援における事前指示書

として認められるか。また、国はこのような患者の事前指示に対して、福祉と連携して最後（終末期）まで相談支援するつもりはあるか。

七 主治医制度で、専門的な医療さえまともに受けられなくなるかもしれないのに、治療を断る文書の作成が診療報酬の対象になるのは本末転倒ではないか。

八 一日最低二十四時間の公的な介護保障がない状況で、二十四時間介護が必要な患者に対して、事前指示書の記載を求めるのは、治療拒否の強制にあたらぬか。

内閣衆質一六九第三九六号
平成二十年五月二十七日

衆議院議員 河野 洋平殿

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員 山井和則君提出後期高齢者終末期相談支援に関する再質問に対する答弁書

ずしも明らかではないが、後期高齢者終末期相談支援料は、保険医が、患者の同意を得て、看護師と共同し、患者及びその家族等とともに、終末期における診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合に算定できるものであり、介護を含めた生活支援を受けながら、最後まで徹底した治療継続を望むという患者の希望を当該文書にまとめることはあり得るものである。

厚生労働省としては、このような患者の希望が出来る限り尊重されるよう、これまでも介護サービスの充実を含め、在宅療養を支援するための様々な施策を推進してきているところであり、今後とも在宅療養の環境整備に努めてまいりたい。

七及び八について

後期高齢者診療料は、糖尿病等の慢性疾患を主病とする後期高齢者に対して、他の疾患に関する情報の把握も含め、その心身全体の継続的かつ計画的な医学管理を行った場合に評価を行う診療報酬項目であり、後期高齢者診療料を算定する保険医療機関以外の保険医療機関を受診することを制限するものではない。

また、御指摘の「事前指示書」の意味するところが必ずしも明らかではないが、六についてでお答えしたとおり、後期高齢者終末期相談支援料は、保険医等が、患者及びその家族等とともに、終末期における診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書にまとめることで足りるものであり、終末期の診療方針を決定した上で文書にまとめることまでを求めているもの

ではない。また、留意事項通知においては、患者の十分な理解が得られない場合等には、当該文書提供が診療報酬の算定対象とならないこと、終末期と判断した患者であるからといって患者に意思の決定を迫ってはならないこと等を明記しているところである。このようなことから、御指摘は当たらないものと考えている。

平成二十年五月十九日提出
質問 第三九七号

後期高齢者医療制度における保険料の上限に関する質問主意書

提出者 山井 和則

後期高齢者医療制度における保険料の上限に関する質問主意書

後期高齢者医療制度においては、被保険者の保険料の最高限度額の平均は五十万円とされているが、被保険者が平成二十年三月三十一日まで加入していた国民健康保険の保険料の最高限度額の平均は、五十二万九千円であった。このことについて、以下のとおり質問する。

一 最も所得の高い者にとつては、後期高齢者医療制度と平成二十年三月三十一日まで加入していた国民健康保険とではどちらの保険料が高いか。また、それぞれいくらか。

二 所得の高い者ほど安くなっているとすれば、「所得の高い者は保険料は高くなる」と言っているのに、どういふことか。

内閣衆一六九第三九七号

平成二十年五月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度における保険料の上限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度における保険料の上限に関する質問に対する答弁書

一について

後期高齢者医療の保険料の賦課限度額は、平成二十年四月三十日時点において、全ての後期高齢者医療広域連合において五十万円である。

また、市町村が行う国民健康保険の保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。）の賦課限度額は、平成十九年度においては、十の市町村において五十万円であり、その他の市町村においては五十万円を超えた額となっている。したがって、これらの市町村以外の、大部分の市町村において、国民健康保険の保険料の賦課限度額は後期高齢者医療の保険料の賦課限度額よりも高くなっている。ただし、国民健康保険においては世帯当たりの保険料について賦課限度額が設定され、後期高齢者医療においては被保険者個人単位の保険料について賦課限度額が設定されているため、世帯当たりの保険料額で比較すると、後期高齢者医療の保険料の方が国民健康保険の保険料よりも高くなる場合があり、一概にどちらが高いとはいえない。

二について

御指摘の「所得の高い者ほど保険料は高くなる」と言っていたについて何を指しているかが明らかではないが、一について述べたとおり、国民健康保険から後期高齢者医療に移行するに当たり、必ずしも所得の高い者ほど保険料が安くなるわけではない。なお、国民健康保険から後期高齢者医療に移行する場合において、国民健康保険の保険料の計算方法や医療費の水準が市町村ごとに異なるため単純な比較は難しいことから、国民健康保険について、約八割の市町村が採用し、最も多くの国民健康保険の被保険者に係る保険料の算定に用いられている方式に着目し、当該方式を採用する市町村における保険料率等の平均値を用いることにより、国民健康保険の保険料から後期高齢者医療の保険料への代表的な変化について、導入前後の傾向を算定した場合を前提として、夫婦世帯では年金収入五百二十万円まで、負担増にならない旨の説明を行ってきたものである。

平成二十年五月十九日提出
質問 第三九八号

後期高齢者診療料に関する質問主意書

提出者 山井 和則

後期高齢者診療料に関する質問主意書

平成二十年五月十六日の衆議院厚生労働委員会において、後期高齢者診療料の選択制について、「将来、誘導や強制になるということはないか」との質問に対し、舩添厚生労働大臣は、「それは全くない。今後とも選択制をとっていく、かかり

つけ医を自分で指定する、しかも包括的な支払ではなくて出来高払いでもやることができる、それは明確にここでも申し上げておきたいと思う」と答弁された。このことについて、以下のとおり質問する。

- 一 後期高齢者診療料の選択制について、今後、誘導や強制になる可能性は一切ないか。
 - 二 現在の後期高齢者医療制度における後期高齢者診療料について、一点当たりの単価十円を、都道府県の判断で下げることは可能か否か。
 - 三 将来、後期高齢者診療料について、一点当たりの単価を下げる可能性はあるのか否か。
- 右質問する。

内閣衆質一六九第三九八号
平成二十年五月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者診療料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者診療料に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十年五月十六日内閣衆質一六九第三六一号)三及び四についてでお答えしたとおりである。

二について

お尋ねについては、都道府県が、後期高齢者診療料の一点当たりの単価を下げる診療報酬を定めることはできない。

三について

厚生労働省としては、現時点において、お尋ねの一点当たりの単価を下げることは考えていない。

平成二十年五月十九日提出
質問 第三九九号

生活保護医療扶助運営要領に関する質問主意書

提出者 山井 和則

生活保護医療扶助運営要領に関する質問主意書

平成二十年四月一日付厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について(以下、本件通知)について、以下のとおり質問する。

- 一 厚生労働省が、平成二十年一月に同年二月八日を回答期限として、各自自治体担当者に要請した一ヶ月三万円超の通院移送費に関する調査結果はどのようなものか。また、調査をしながら未だに結果を公表しない理由は何か。今後、公表する予定はないのか。
- 二 平成十九年度の通院移送費支給実績の全国の結果はどのようなものか。件数、金額を明らかにされたい。
- 三 平成二十年四月分の通院移送費支給実績の全国の結果はどのようなものか。件数、金額を明らかにされたい。
- 四 五月十五日の民主党ヒアリングで厚生労働省が配布した資料「生活保護における医療扶助の移送費の見直し」にある「医療扶助人員(入院外)

一人あたり移送費、年間約四〇〇〇円」の記載の具体的な根拠は何か。計算式を示されたい。

- 五 本件通知「一般的給付」は「国民健康保険の例」によるとされているが、国民健康保険における直近の被保険者数、同保険全体の支給実績(件数、支給総額)、本件通知の一般的給付で援用されている四つの場合の各支給実績(件数、支給総額)を明らかにされたい。
- 六 本件通知「例外的給付」(ア)における「身体的障害等」の「等」には、知的障害、精神障害、疾患等により、移動困難な傷病者等が含まれると理解してよいのか。仮に含まれるのであれば、身体障害などの障害者手帳を取得している者に限定されないことを明示して通知する必要があると考えるがいかがか。
- 七 六において、(ア)で電車、バス等を利用している者を除外した理由は何か。
- 八 本件通知「例外的給付」(イ)について、「へき地等」の定義および範囲を示されたい。
- 九 本件通知「例外的給付」(イ)について、東京二十三区であっても「交通費の負担が高額であれば、へき地等」に含まれると理解してよいのか。
- 十 本件通知「例外的給付」(イ)について、「高額」の基準額を示されたい。示せない場合、その理由は何か。
- 十一 本件通知「例外的給付」(イ)について、「高額」の定義を示さず、「各地の実情に応じて各実施機関が判断する」という場合、「各実施機関」はどのような統計データに基づいて「高額」と判断するのか。その統計データの名称を具体的に教示されたい。
- 十二 本件通知「例外的給付」(イ)について、「高

額」の定義を示さず、「各地の実情に応じて各実施機関が判断する」という場合で、かつ、準拠すべき統計データの具体的な名称も示さない場合、「各実施機関が「高額」と考えるものが「高額」という結論になるが、それで「移送費の給付範囲の明確化」を果たしたと考えるのか。

- 十三 本件通知「例外的給付」(イ)について、「高額」の定義を示さず、「各地の実情に応じて各実施機関が判断する」という場合で、かつ、準拠すべき統計データの具体的な名称も示さない場合、「各実施機関が「高額」と考えるものが「高額」という結論になるが、それで「移送費の給付範囲の明確化」を果たしたと考える場合、仮に東京都新宿区が「高額」を一万円超と定義し、東京都渋谷区が「高額」を五千円超と定義した場合、政府はそれを「適正」と判断するのか。「適正でない」と判断するとしたら、その根拠は何か。
- 十四 本件通知「例外的給付」(イ)について、「高額」の定義を示さず、「各地の実情に応じて各実施機関が判断する」という場合で、かつ、準拠すべき統計データの具体的な名称も示さない場合、各実施機関から、各実施機関が「高額」と考える基準額とその根拠を示させ、地域間のばらつきを調整する必要があると思われるが、今回はそのような措置を取っていない。その理由を教示されたい。また、それで政府としての責任を果たしたと考えるのか。考えるとしたら、その理由を教示されたい。
- 十五 三月二十七日の参議院厚生労働委員会において厚生労働省の担当者は「基準を厳しくしたということではない」と答弁しているが、従来

通院移送費の支給を受けていた者が、本件通知の実施によって、その支給を受けられなくなるという事態は起こりえないという趣旨と理解してよいか。仮に、そうでないとすれば、右の答弁との整合性について説明されたい。

十六 仮に実施機関が本件通知によって要件に当てはまらないと判断したために、二〇〇八年三月まで通院移送費の支給を受けていた者が、同年四月より通院移送費の支給を受けられなくなった場合、治療が受けられずに病気が重篤化する事案や、あるいは最悪の場合、死亡する事案も生じる可能性があると思われるが、政府はどのような事案が生じる可能性の有無を調査しているのか。調査していないとしたら、その理由は何か。

十七 仮に実施機関が本件通知によって要件に当てはまらないと判断したために、二〇〇八年三月まで通院移送費の支給を受けていた者が、同年四月より通院移送費の支給を受けられなくなった場合、治療が受けられずに病気が重篤化する事案や、あるいは最悪の場合、死亡する事案も生じる可能性があると思われるが、その際の主たる責任は厚生労働省にあるのか、各実施機関にあるのか。

十八 仮に実施機関が本件通知によって要件に当てはまらないと判断したために、二〇〇八年三月まで通院移送費の支給を受けていた者が、同年四月より通院移送費の支給を受けられなくなった場合、治療が受けられずに病気が重篤化する事案や、あるいは最悪の場合、死亡する事案も生じる可能性があると思われるが、そのよ

うな事態が起こらないよう、本件通知を撤回するつもりはないか。本質問にもかかわらず、本件通知の実施を強行して、結果として前記のような事態をもたらした場合、政府の責任は重大であると考えるがいかがか。

十九 治療を要する被保護者が通院を行うことは自立更生に必要不可欠であるが、「高額」でなければ医療移送費を支給しないという方針は通院に要する交通費は基本的に生活扶助費に含まれるとの考え方に基づくものであるか。仮にそうであれば、その根拠を示されたい。

二十 十九において、アルコール依存症の治療のための断酒会や精神障害者等の社会復帰相談事業を活用する際は自立更生に必要かつ有効であれば所要の金額が高額でなくても交通費が支給されることとの整合性はどうか。

二十一 本件通知が、通院移送費が原則として生活扶助費に含まれるとの解釈に基づくこととすれば、それは、従来の実務運用や厚生労働省の立場を変更したこととなるが、かかる解釈変更を正当化する根拠は何か。また、生活扶助費のうち幾らが通院移送費相当部分となるのか。右質問する。

内閣衆質一六九第三九号

平成二十年五月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出生活保護医療扶助運営要領に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出生活保護医療扶助運営要領に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの調査結果については、現在取りまとめ中であり、今後公表する予定である。

二及び三について

医療扶助の移送費の支給実績については、厚生労働省において、毎年度六月末日までに、都道府県知事等から前年度の報告を受けることとなっており、現時点でお尋ねの件数及び金額についてお答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「年間約四千万円」は、平成十八年度の医療扶助の移送費総額である四十三億八千五百八十一万二千万円を、各月の入院外医療扶助人員数の平均である百九万五千七百四十六人で除して得た値の概数である。

五について

お尋ねについては、平成十七年度国民健康保険事業年報によると、同年度末の老人医療受給対象者を除いた被保険者数は、四千二十六万九千五百二十六人である。また、同年度の移送費の支給実績は、老人医療受給対象者に支給されたものを除き、五百四十九件、二千九十五万六千円である。

御指摘の四つの場合の支給実績については把握していない。

六について

御指摘の「身体障害等」には、知的障害、精神障害、疾患等も含まれるが、御指摘の「移動困難な傷病者等」に対し実際に医療扶助の移送費

を給付するか否かについては、福祉事務所において、「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（平成二十年四月一日付社援発第〇四〇一〇〇五号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「移送費通知」という。）で示した一定の手順に従い、個々の事案ごとにその内容を審査の上、判断することとなるものである。厚生労働省としては、「身体障害」が例示であることは明らかであり、御指摘のように「身体障害などの障害者手帳を取得している者に限定されないことを明示して通知する必要がある」とは考えていない。

七について

電車、バス等の利用が著しく困難でない場合には、通常、最寄りの医療機関に受診することが阻害されるとは考えられないからである。なお、電車、バス等を利用する場合であっても交通費の負担が高額になる場合には、移送費の支給対象になる場合がある。

八及び九について

御指摘の「へき地等」については、具体的な範囲等を想定して規定しているものではなく、「へき地」も「最寄りの医療機関に電車・バス等により受診する場合であっても当該受診に係る交通費の負担が高額になる」理由の一例として示したものであり、東京都特別区が排除されるものではない。

十から十四までについて

厚生労働省としては、電車、バス等の料金は地域によって異なるものであり、実際に最寄りの医療機関に行くまでの交通費の負担も地域によって様々であることから、「高額」の基準額を

具体的に示すことは困難である。

また、六について述べたとおり、実際に医療扶助の移送費を給付するか否かについては、福祉事務所において、移送費通知で示した一定の手順に従い、個々の事案ごとにその内容を審査の上、判断するものであり、移送費の給付範囲を一律に定め、明確化することは適切でないと考え。

今後、移送費通知に照らし不適切な事例が明らかとなった場合には、自治体に対し、必要な指導を行ってまいりたい。

十五について

移送費通知の発出により「移送に必要な最小限度の額」を支給するというこれまでの基準を変更するのではなく、移送費通知に基づいて検証を行い、この基準を満たしているか判断される場合には、従来どおり移送費が支給されるものである。

十六から十八までについて

厚生労働省としては、もとより、移送費通知の発出により、必要な医療が受けられなくなるようなことがあってはならないと考えており、今後とも、移送費通知の趣旨の徹底に努めることとしている。御指摘の調査については、これを実施する予定はないが、現在、各自自治体において、移送費通知に照らし適切な取扱いがなされているかどうか検証を行っているところであり、厚生労働省としては、その結果も踏まえ、必要な指導を行ってまいりたい。

十九から二十一までについて

従来より、通院に要する交通費の負担が医療機関に受診することを阻害するものでない場合

は、当該交通費は「移送に必要な最小限度の額」に該当せず、医療扶助の移送費を支給しないこととしており、移送費通知の発出により、この方針を変更するものではない。この方針は、医療機関に受診することが阻害されないように医療扶助の移送費を支給するという考え方に基づくものであり、この考え方は「アルコール依存症の治療のための断酒会や精神障害者等の社会復帰相談事業を活用する際」に、その活用が阻害されないよう生活扶助の移送費を支給することと整合性がとれているものと考え。

平成二十年五月十九日提出
質問 第四〇〇号

年金記録についての事務処理が遅滞していることに関する質問主意書

提出者 長妻 昭

年金記録についての事務処理が遅滞していることに関する質問主意書

年金をはじめとする社会保障は、国家存立の基盤でもある。現在、その信頼が失われており、一刻も早く信頼を回復するためには実態解明が欠かせない。以下、真摯に実態を明らかにするよう要望する。

一 平成十八年八月二十一日より実施されている年金記録相談の特別強化体制の取り組み以降現在までと、五〇〇〇万件的年金記録の名寄せ作業終了後現在までの二つの期間において、年金記録の不備が見つかったにもかかわらず、再裁定されていない記録の件数と対象人数を、ご教示願いたい。

二 平成十八年八月二十一日より実施されている年金記録相談の特別強化体制の取り組み以降現在までと、五〇〇〇万件的年金記録の名寄せ作業終了後現在までの二つの期間において、年金記録の不備を訂正し、再裁定された記録の件数と対象人数、及び、再裁定された記録のうち受給者の記録の件数と人数を、ご教示願いたい。

また、受給者のうち、実際に失われた年金が振り込まれた方の人数を、ご教示願いたい。

三 平成十八年八月二十一日より実施されている年金記録相談の特別強化体制の取り組み以降現在までと、五〇〇〇万件的年金記録の名寄せ作業終了後現在までの二つの期間において、年金記録の不備が見つかった方のうち、ご本人が初めて社会保険庁に記録訂正の相談をしてから再裁定までにかかる平均処理期間、最短処理期間、最長処理期間、政府として考えている標準処理期間を、ご教示願いたい。

四 平成十八年八月二十一日より実施されている年金記録相談の特別強化体制の取り組み以降現在までと、五〇〇〇万件的年金記録の名寄せ作業終了後現在までの二つの期間において、受給者で年金記録の不備が見つかった方のうち、年金記録の訂正をした再裁定後、訂正後の年金記録に基づく、実際の支給額が振り込まれるまでにかかる平均処理期間、最短処理期間、最長処理期間、政府として考えている標準処理期間を、ご教示願いたい。

五 年金記録の事務処理の迅速化について、今後、新たに実施を予定している対応策はあるか。対応策の内容と実施時期を、対応策ごとに、具体的に、ご教示願いたい。対応策が無い

場合は対応策が無くてもよいとする理由をご教示願いたい。
右質問する。

内閣衆質一六九第四〇〇号
平成二十年五月二十七日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員長妻昭君提出年金記録についての事務処理が遅滞していることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出年金記録についての事務処理が遅滞していることに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの件数と人数については、これを把握するためには、国民年金又は厚生年金保険の受給権者の年金の裁定を変更する処理（以下「裁定変更処理」という。）について申出が行われた理由を個々の事案ごとに調査する必要があるため、そのための作業が膨大となることから、お答えすることは困難である。

三及び四について

お尋ねの平均処理期間、最短処理期間及び最長処理期間については、これを把握するためには、個々の事案ごとの処理期間を調査する必要があるため、そのための作業が膨大となることから、お答えすることは困難であるが、社会保険庁としては、裁定変更処理について、原則として、社会保険事務所からの進達から三か月以内の処理を目指しているところである。

五について

社会保険庁としては、今後とも、本年三月十四日の年金記録問題に関する関係閣僚会議において決定した「年金記録問題についての今後の対応に関する工程表」に沿って、職員配置の見直し、派遣職員の増員及び社会保険オンラインシステムの機能強化により社会保険業務センターの体制強化を図っていくこととしている。

平成二十年五月十九日提出
質問 第四〇一号

日本年金機構設立に伴ういわゆるノーリターナルに関する質問主意書

提出者 長妻 昭

日本年金機構設立に伴ういわゆるノーリターナルに関する質問主意書

一 本年四月に開催された政府の「年金業務・組織再生会議」で、厚生労働省の江利川事務次官は、日本年金機構に転出する厚生労働省キャリア官僚については、一定期間後、厚生労働省に戻るのではなく、定年まで日本年金機構で働く「ノーリターナル」を検討する趣旨の発言をしたと報道されている。それは事実か。

二 二、三年で厚生労働省に戻る、腰掛け幹部が、社会保険庁の迷走を増長させている。課長以上はもちろんのこと、課長補佐以下の厚生労働省キャリア官僚に対しても、日本年金機構においては、例外なく「ノーリターナル」を課すべきと考えるがいかがか。

三 日本年金機構設立後も、数年で厚生労働省に戻る腰掛け幹部の仕組みを残すおつもりか。

平成二十年五月二十九日 衆議院会議録第三十四号 議長報告

四 日本年金機構には、数年で厚生労働省に戻る幹部は存在しないと言いつけるか。

質問番号を束ねて粗く不誠実な回答をするのではなく、質問番号ごとに誠実に回答を頂くことを願う。

内閣衆質一六九第四〇一号

平成二十年五月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出日本年金機構設立に伴ういわゆるノーリターナルに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出日本年金機構設立に伴ういわゆるノーリターナルに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、本年四月九日に開催された「年金業務・組織再生会議」において、厚生労働事務次官より、厚生労働省が提出した「年金記録問題をはじめとする社会保険庁に係る諸問題」と題する資料に沿って、今後の取組の基本的考え方として、日本年金機構と厚生労働省との交流人事に当たり、上級幹部や役員への出向に関してはノーリターナルについて検討する旨を説明している。

二について

厚生労働省としては、日本年金機構と厚生労働省との交流人事については、若手職員の相互交流を積極的に行うことが必要であると考えて

おり、厚生労働省から日本年金機構の上級幹部や役員以外への出向について、ノーリターナルを適用することは考えていない。

三及び四について

一 についてでお答えしたとおり、厚生労働省としては、日本年金機構と厚生労働省との交流人事に当たり、上級幹部や役員への出向に関してはノーリターナルについて検討することとしている。

なお、厚生労働省から日本年金機構の幹部人材を登用する場合には、いわゆる「腰掛け」的なものとならないようにすることが重要と考えている。

平成二十年五月十九日提出
質問 第四〇二号

障がい年金の申請漏れに関する質問主意書

提出者 長妻 昭

障がい年金の申請漏れに関する質問主意書
障がい年金については、障がい者本人はもとより、家族にとつて重要なものであるにもかかわらず、制度についての周知が不足しているため、申請漏れが生じ、長期間に渡って受給しないままの方もおられる。

制度について十分な理解があれば、障がい者本人及び家族の方が申請をしないことは考えにくい。そこで以下お尋ねする。それぞれの質問に対して、まとめて回答するのではなく、質問ごとに回答頂きたい。

一 障がい年金についての周知は、現在、どのような手段で実施し、それについては年間どのく

らいの予算が充てられているか。また、厚生労働省として、現在の周知方法で十分と考えているか、ご教示願いたい。

二 障がい年金について、本人、家族、後見人等に対して、障がい年金という制度があること及び支給を受ける可能性があることを説明するよう、義務づけられている者はいるか。義務づけられている者がいないとすれば、いない理由をご教示願いたい。

三 障がい年金の受給に関する周知については、以下の場面において、それぞれの担当者から、少なくとも、障がい年金という制度があること及び支給を受ける可能性があることを周知するようにする必要があると思われるが如何か。

1 障がい年金の受給資格を得る可能性が高い症状の方を診断した医師が、障がい年金という制度があること及び支給を受ける可能性があることを説明する。

2 障がい年金の受給資格を得る可能性が高い症状の方を診断した医師から指示を受けた看護師や病院職員が、障がい年金という制度があること及び支給を受ける可能性があることを説明する。

3 将来、障がい年金の受給資格を得ることが明白な形で出生した子の家族等に対し、産婦人科の医師或いは診断をした医師が、障がい年金という制度があること及び支給を受ける可能性があることを説明する。

4 将来、障がい年金の受給資格を得ることが明白な形で出生した子の家族等に対し、産婦人科の医師或いは診断をした医師から指示を受けた看護師や病院職員が、障がい年金とい

う制度があること及び支給を受ける可能性があることを説明する。

5 地方公共団体に本人、家族、後見人等が相談に赴いた際に、地方公共団体の職員等が、障がい年金という制度があること及び支給を受ける可能性があることを説明する。

6 身体障害者手帳の交付の際に、実際に手帳の交付をする実務担当者が、障がい年金という制度があること及び支給を受ける可能性があることを説明する。

四 三に掲げた事項について、それぞれを義務づけるとすれば、法令の改正を伴うか、或いは、関係する機関・団体等に事務連絡の通知をするだけでよいか、1、6のそれぞれについて、個別に、ご教示願いたい。

五 三に掲げた事項について、周知をする必要がないとお考えの場合は、1、6のそれぞれについて、個別に、周知する必要がある理由をご教示願いたい。

六 厚生労働省は、障がい年金の申請漏れの件数を把握しているか。把握している場合は、把握している範囲での申請漏れ件数をご教示願いたい。

また、把握していない場合は、把握する必要性を認めていないということか、ご教示願いたい。

七 厚生労働省に寄せられる、障がい年金の申請漏れについての苦情・相談は過去十年間にどれくらいの件数があるか。また、社会保険審査会において、障がい年金について審議された件数は過去十年間にどれくらいあるか、ご教示願いたい。

また、把握していない場合は、把握する必要性を認めていないということか、ご教示願いたい。
右質問する。

内閣衆質一六九第四〇二号

平成二十年五月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出障がい年金の申請漏れに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出障がい年金の申請漏れに関する質問に対する答弁書

一について

社会保険庁においては、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)に基づく障害基礎年金及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)に基づく障害厚生年金(以下「障害年金」という。)の概要等について、リーフレット及びチラシの配布並びに社会保険庁ホームページへの掲載等により周知を図ってきているところであり、今後とも、これらの方法により様々な機会をとらえ、その周知に努めてまいりたい。

また、社会保険庁においては、年金に関する広報等に必要予算として、平成二十年度に三億六千万円を計上しているが、障害年金に関する広報等のみに必要な額を算出することができないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

御指摘のような説明を行う義務は、法令上、

明示的に規定されているものではないが、社会保険事務所の窓口等の職員であれば、その職務遂行の一環として当然に行うべきものであり、現に行っているところである。したがって、改めて御指摘のような義務付けを行うまでもないと考ええる。

三及び五について

御指摘の場面において、障害年金の概要及び相談窓口等を周知いただくことは望ましいと考えており、関係機関との連携を図りつつ、効果的な周知に努めてまいりたい。

また、障害年金の支給を受ける可能性については、保険料の納付状況等により異なってくるものであり、個々の被保険者の状況を把握していない医師等が、説明を行うことはかえって誤解を招くおそれがあることから適当ではないと考える。

四について

お尋ねについては、義務違反に対して罰則を課すこととするのかなど義務付けの方法によって異なるものであることから、一概にお答えすることは困難である。

六について

社会保険庁においては、障害の程度が国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四号)に定める障害等級に該当するか否か等、被保険者等が障害年金の支給要件を満たしているかについて、裁定請求がなされる前に確認を行うことが困難であり、お尋ねの件数については把握していない。

いずれにしても、社会保険庁としては、一について述べたとおり、様々な機会をとらえて

障害年金の概要等について周知を図っていくことにより、支給要件を満たしているにもかかわらず裁定請求が行われずにいることのないようにしてまいりたい。

七について

厚生労働省に寄せられる相談等の内容については様々なものがあり、お尋ねの障害年金の申請漏れについての苦情・相談を網羅的に把握することは困難である。社会保険庁としては、その相談等の件数自体を把握することよりも、寄せられた苦情・相談を今後の業務運営の改善に活かすことが重要であると考えている。

また、障害年金及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による障害年金に係る処分について再審査請求が行われた事件について、過去十年間に社会保険審査会において裁判を行った件数は、平成十年度が四十六件、平成十一年度が百十件、平成十二年度が百九件、平成十三年度が百六十五件、平成十四年度が百四十八件、平成十五年度が百五十一件、平成十六年度が二百二十件、平成十七年度が三百五十八件、平成十八年度が四百七十二件、平成十九年度が四百八十六件である。

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十年三月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律

(特定商取引に関する法律の一部改正)

第一条 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び第六十六条第三項」を削る。

第十一条第二項を削る。

第十二条の二中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。

第十二条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等)」を付し、同条を次のように改める。

第十二条の三 販売業者又は役務提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告(当該広告に係る通信文その他の情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)により送信し、これを当該広告の相手方の使用に係る電子計算機の映像面に表示されるようにする方法により行う広告をいう。以下同じ。)をしてはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件に係る

電子メール広告(以下この節において「通信販売電子メール広告」という。)をするとき。

二 当該販売業者の販売する指定商品若しくは指定権利若しくは当該役務提供事業者の提供する指定役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みをした者又はこれらにつき売買契約若しくは役務提供契約を締結した者に対し、経済産業省令で定める方法により当該申込み若しくは当該契約の内容容又は当該契約の履行に関する事項を通知する場合において、経済産業省令で定めるところにより通信販売電子メール広告をするとき。

三 前二号に掲げるもののほか、通常通信販売電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として経済産業省令で定める場合において、通信販売電子メール広告をするとき。

2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた販売業者又は役務提供事業者は、当該通信販売電子メール広告の相手方から通信販売電子メール広告の提供を受けたい旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、通信販売電子メール広告をしてはならない。ただし、当該表示を受けた後に再び通信販売電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

3 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売

電子メール広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として経済産業省令で定めるものを作成し、経済産業省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

4 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売電子メール広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売電子メール広告に、第十一条各号に掲げる事項のほか、経済産業省令で定めるところにより、その相手方が通信販売電子メール広告の提供を受けたい旨の意思を表示するために必要な事項として経済産業省令で定めるものを表示しなければならない。

5 前二項の規定は、販売業者又は役務提供事業者が他の者に次に掲げる業務のすべてにつき一括して委託しているときは、その委託に係る通信販売電子メール広告については、適用しない。

一 通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務

二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務

三 前項に規定する通信販売電子メール広告の提供を受けたい旨の意思を表示するために必要な事項を表示する業務

第十二条の三の次に次の一条を加える。

第十二条の四 販売業者又は役務提供事業者から前条第五項各号に掲げる業務のすべてにつ

き一括して委託を受けた者(以下この節並びに第六十六条第四項及び第六項において「通信販売電子メール広告受託事業者」という。)は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した販売業者又は役務提供事業者(以下この節において「通信販売電子メール広告委託者」という。)が通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで通信販売電子メール広告をしてはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をするとき。

二 前号に掲げるもののほか、通常通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として経済産業省令で定める場合において、通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をするとき。

2 前条第二項から第四項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者による通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号又は第三号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第十四条中「第十二条の三の下に「第五項を除く。」を加え、「顧客の意に反して売買契約若しくは役務提供契約の申込みをさせようとする行為として経済産業省令で定めるもの」を「次

に掲げる行為」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 顧客の意に反して通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行為として経済産業省令で定めるもの
- 二 前号に掲げるもののほか、通信販売に関する行為であつて、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令で定めるもの

若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした」に、「前条」を「同項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 経済産業大臣は、通信販売電子メール広告受託事業者が第十二条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条の三第二項から第四項までの規定に違反し若しくは前条第二項各号に掲げる行為をした場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は通信販売電子メール広告受託事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その通信販売電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、通信販売電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

第十五条に次の一項を加える。

- 4 経済産業大臣は、第二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第二十六條第五項中「第十一条第一項」を「第十一条」に改める。

第三十四條の二中「第三十八條」を「第三十八條第一項から第三項まで」に改める。

第三十五條第二項を削る。

第三十六條の二中「第三十八條」を「第三十八條第一項から第三項まで」に改める。

第三十六條の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等」を付し、同条を

次のように改める。

第三十六條の三 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、次に掲げる場合を除き、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならない。

- 一 相手方となる者の請求に基づき、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引に係る電子メール広告(以下この章において「連鎖販売取引電子メール広告」という。)をするとき。

二 前号に掲げるもののほか、通常連鎖販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として経済産業省令で定める場合において、連鎖販売取引電子メール広告をするとき。

- 2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、当該連鎖販売取引電子メール広告の相手方から連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けたい旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。ただし、当該表示を受けた後に再び連鎖販売取引電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

- 3 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、連鎖販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該連鎖販売取引電子メール広告をする

販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として経済産業省令で定めるものを作成し、経済産業省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

- 4 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、連鎖販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該連鎖販売取引電子メール広告に、第三十五條各号に掲げる事項のほか、経済産業省令で定めるところにより、その相手方が連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けたい旨の意思を表示するために必要な事項として経済産業省令で定めるものを表示しなければならない。

5 前二項の規定は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が他の者に次に掲げる業務のすべてにつき一括して委託しているときは、その委託に係る連鎖販売取引電子メール広告については、適用しない。

- 一 連鎖販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務
- 二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務

三 前項に規定する連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けたい旨の意思を表示するために必要な事項を表示する業務

第三十六條の三の次に次の一条を加える。
第三十六條の四 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者から前条第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託を受けた者(以下

この章並びに第六十六條第四項及び第六項において「連鎖販売取引電子メール広告受託事業者」といふは、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者(以下この条において「連鎖販売取引電子メール広告委託者」といふ)が行うその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告をするとき。

二 前号に掲げるもののほか、通常連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として経済産業省令で定める場合において、連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告をするとき。

2 前条第二項から第四項までの規定は、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者による連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告について準用する。

この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第三十八條中「第三十六條の三」の下に「第五項を除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

4 経済産業大臣は、連鎖販売取引電子メール

広告受託事業者が第三十六條の四第一項又は同条第二項において準用する第三十六條の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第三十九條第一項から第三項までの規定中「第三十六條の三」の下に「(第五項を除く。)」を加え、「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 経済産業大臣は、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が第三十六條の四第一項若しくは同条第二項において準用する第三十六條の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が前条第四項の規定による指示に従わないときは、その連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、連鎖販売取引電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

6 経済産業大臣は、第四項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第五十二條の二中「第五十六條」を「第五十六

条第一項」に改める。

第五十三條第二項を削る。

第五十四條の二中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に改める。

第五十四條の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等)」を付し、同条を次のように改める。

第五十四條の三 業務提供誘引販売業を行う者は、次に掲げる場合を除き、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引に係る電子メール広告(以下この章において「業務提供誘引販売取引電子メール広告」といふ)をするとき。

二 前号に掲げるもののほか、通常業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として経済産業省令で定める場合において、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。

2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた業務提供誘引販売業を行う者は、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告の相手方から業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けたい旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、業務提供誘引販売取引電子メール広告をしてはならない。ただし、当該表示を受けた後に

再び業務提供誘引販売取引電子メール広告をするにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

3 業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として経済産業省令で定めるものを作成し、経済産業省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

4 業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告に、第五十三條各号に掲げる事項のほか、経済産業省令で定めるところにより、その相手方が業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項として経済産業省令で定めるものを表示しなければならない。

5 前二項の規定は、業務提供誘引販売業を行う者が他の者に次に掲げる業務のすべてにつき一括して委託しているときは、その委託に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告については、適用しない。

一 業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務
二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務

前条第二項から第四項までの規定は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者による業務提供誘引販売取引電子メール広告

又は業務提供誘引販売取引電子メール

に第四項」を「若しくは第二項（このらの規定を

告の相手方の使用に係る電子計算機の映像面

ために用いられたもののうち当該電子メール
広告をした者に関するものに限る。)を使用す
る権利を付与したもののから、当該権利を付与
された者の氏名又は名称、住所その他の当該
権利を付与された者を特定するために必要な
情報について、報告を求めることができる。

第七十条第二号中「第十五条第一項」を「第十
五条第一項若しくは第二項」に、「から第三項ま
で」を「から第四項まで」に、「第五十七条第一
項」を「第五十七条第一項若しくは第二項」に改
める。

第七十二条第八号中「若しくは第二項」を「同
条第六項において読み替えて準用する場合を含
む。以下この号において同じ。」に、「又はこれ
ら」を「若しくは同条第一項の規定による物件を
提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は
同項」に改め、同号を同条第十号とし、同条中
第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同
条第五号中「第三十五条第一項又は第五十三
条第一項」を「第三十五条又は第五十三条」に改
め、同号を同条第七号とし、同条第四号を同条
第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加え
る。

四 第十二条の三第一項若しくは第二項(第
十二条の四第二項において準用する場合を含
む。)、第十二条の四第一項、第三十六条の
第三第一項若しくは第二項(第三十六条の
四第二項において準用する場合を含む。)、
第三十六条の四第一項、第五十四条の第三
第一項若しくは第二項(第五十四条の四第二
項において準用する場合を含む。)、又は第五
十四条の四第一項の規定に違反した者

五 第十二条の三第三項(第十二条の四第二
項において読み替えて準用する場合を含む。)
、第三十六条の三第三項(第三十六条の
四第二項において読み替えて準用する場合
を含む。)、又は第五十四条の三第三項(第
五十四条の四第二項において読み替えて準
用する場合を含む。)、の規定に違反して、記
録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成
し、又は記録を保存しなかつた者

第七十二条に次の一号を加える。
十一 第六十六条第二項(同条第六項におい
て読み替えて準用する場合を含む。以下こ
の号において同じ。)、の規定による報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同
条第二項の規定による資料を提出せず、若
しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規
定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避
した者

第七十二条に次の一号を加える。
2 前項第四号の罪を犯した者が、その提供し
た電子メール広告において、第十一条、第十
二条の三第四項(第十二条の四第二項におい
て読み替えて準用する場合を含む。)、第三十
五条、第三十六条の三第四項(第三十六条の
四第二項において読み替えて準用する場合を
含む。)、第五十三条若しくは第五十四条の三
第四項(第五十四条の四第二項において読み
替えて準用する場合を含む。)、の規定に違反し
て表示しなかつたとき、又は第十二条、第三
十六条若しくは第五十四条の規定に違反して
著しく事実相違する表示をし、若しくは実
際のものよりも著しく優良であり、若しくは

有利であると人を誤認させるような表示をし
たときは、一年以下の懲役又は二百万円以下
の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十三条第二号中「第六十六条第三項」の下
に「(同条第六項において読み替えて準用する
場合を含む。以下この号において同じ。)」を加
え、「同項」を「同条第三項」に改め、同条第三
号中「第六十六条第四項」を「第六十六条第五項」に
改める。

第二条 特定商取引に関する法律の一部を次のよ
うに改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に改め
る。

第二条第一項から第三項までの規定中「指定
商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改
め、同条第四項中「指定商品」とは、国民の日
常生活に係る取引において販売される物品であ
つて政令で定めるものをいい、「及び」をいい、
「指定役務」とは、国民の日常生活に係る取引に
おいて有償で提供される役務であつて政令で定
めるものを削る。

第三条の次に次の一条を加える。
(契約を締結しない旨の意思を表示した者に
対する勧誘の禁止等)

第三条の二 販売業者又は役務提供事業者は、
訪問販売をしようとするときは、その相手方
に対し、勧誘を受ける意思があることを確認
するよう努めなければならない。

2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売
に係る売買契約又は役務提供契約を締結しな
い旨の意思を表示した者に対し、当該売買契
約又は当該役務提供契約の締結について勧誘

をしてはならない。

第四条中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」
を「役務」に改め、同条第五号を同条第六号と
し、同条第四号中「を含む」を「(第二十六条第三
項又は第四項の規定の適用がある場合にあつて
は、同条第三項又は第四項の規定に関する事項
を含む。を含む)」に改め、同号を同条第五号と
し、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三
号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号と
して次の一号を加える。

一 商品若しくは権利又は役務の種類

第五条第一項中「同条第四号」を「同条第五号」
に改め、同項各号中「指定商品」を「商品」に、
「指定役務」を「役務」に改め、同条第二項中「指
定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に、
「前条第一号の事項及び同条第四号」を「前条第
一号及び第二号の事項並びに同条第五号」に改
める。

第六条第一項第五号中「を含む」を「(第二十
六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合
にあつては、同条第三項又は第四項の規定に関
する事項を含む。を含む)」に改める。

第七条中「第三条の下に」を「第三条の二第二
項若しくは第四条」を加え、同条第三号中「前二
号」を「前三号」に、「定めるもの」を「定めるも
の」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二
号の次に次の一号を加える。

三 正当な理由がないのに訪問販売に係る売
買契約であつて日常生活において通常必要
とされる分量を著しく超える商品の売買契
約の締結について勧誘することその他顧客
の財産の状況に照らし不適当と認められる

行為として経済産業省令で定めるもの

第八条第一項中「第三条」の下に、「第三条の二第二項若しくは第四条」を加える。

第九条第一項中「指定商品（その販売条件についての交渉が販売業者と購入者との間で相当の期間にわたりに行われることが通常の取引の態様である商品として政令で定める指定商品を除く。以下この項において同じ。）を「商品」に、「指定役務」を「役務」に、「指定商品若しくは」を「商品若しくは」に、「及び次条」を「から第九条の三まで」に改め、「次に掲げる場合を除き」を削り、同項各号を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、申込者等が第五条の書面を受領した日（その日前に第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第六条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のものを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が経済産業省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

第九条第五項を次のように改める。

5 販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該売買契約に基づき引き渡された商品が利用され若しくは当該権利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供され又は当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該商品の使用により得られた利益若しくは当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭又は当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができない。

第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

（通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込みの撤回等）
第九条の二 申込者等は、次に掲げる契約に該当する売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等に当該契約の締結を必要とする特別の事情があつたときは、この限りでない。

一 その日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは指定権利の売買契約又はその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約

二 当該販売業者又は役務提供事業者が、当該売買契約若しくは役務提供契約に基づく

債務を履行することにより申込者等にとつて当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなる若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知り、又は申込者等にとつて当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を既に著しく超えていること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を既に著しく超えていることを知りながら、申込みを受け、又は締結した売買契約又は役務提供契約

2 前項の規定による権利は、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から一年以内に行使しなければならない。

3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の規定による申込みの撤回等について準用する。この場合において、同条第八項中「前各項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第三項から前項まで」と読み替えるものとする。

第十一条中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改め、同条第四号を次のように改める。

改める。

四 商品若しくは指定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）

第十二条中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に、「当該商品の引渡し又は当該権利の移転後におけるその引取り又はその返還についての特約」を「当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）」に改める。

第十二条の三第一項、第十二条の四第一項及び第十三条第一項中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改める。

第十四条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

第二章第三節第十五条の次に次の一条を加える。

（通信販売における契約の解除等）

第十五条の二 通信販売をする場合の商品又は指定権利の販売条件について広告をした販売業者が当該商品若しくは当該指定権利の売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込

みをした者又は売買契約を締結した場合におけるその購入者(次項において単に「購入者」という。)は、その売買契約に係る商品の引渡し又は指定権利の移転を受けた日から起算して八日を経過するまでの間は、その売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。ただし、当該販売業者が申込みの撤回等についての特約を当該広告に表示していた場合(当該売買契約が電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律(平成十三年法律第九十五号)第二条第一項に規定する電子消費者契約に該当する場合その他経済産業省令で定める場合)にあつては、当該広告に表示し、かつ、広告に表示する方法以外の方法であつて経済産業省令で定める方法により表示していた場合)には、この限りでない。

2 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は指定権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、購入者の負担とする。

第十八条中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「を含む」を「(第二十六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、同条第三項又は第四項の規定に関する事項を含む)」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 商品若しくは権利又は役務の種類

第十九条第一項中「同条第四号」を「同条第五号」に改め、同項各号中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改め、同条第二項中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に、「前条第一号の事項及び同条第四号」を「前条第一号及び第二号の事項並びに同条第五号」に改める。

第二十条中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改める。

第二十一条第五号中「を含む」を「(第二十六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合)にあつては、同条第三項又は第四項の規定に関する事項を含む」に改める。

第二十四条第一項中「指定商品(その販売条件についての交渉が販売業者と購入者との間で相当の期間にわたり行われることが通常の取引の態様である商品として政令で定める指定商品を除く。以下この項において同じ。)」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に、「と指定商品」を「と商品」に改め、「次に掲げる場合を除き」を削り、同項各号を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、申込者等が第十九条の書面を受領した日(その日前に第十八条の書面を受領した場合)にあつては、その書面を受領した日から起算して八日を経過した場合(申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第二十一条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは

は役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が経済産業省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合)においては、この限りでない。

第二十四条の二第二項中「第九条の二第二項」を「第九条の三第二項」に改める。

第二十六条第一項に次の三号を加える。

六 株式会社以外の者が発行する新聞紙の販売

七 弁護士が行う弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第三十条の二に規定する弁護士法人が行う同法第三条第一項又は第三十条の五に規定する役務の提供並びに外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第二条第三号に規定する外国法律事務所が行う同法第三条第一項、第五条第一項、第五条の二第一項又は第五条の三に規定する役務の提供

八 次に掲げる販売又は役務の提供

イ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する商品の販売又は役務の提供、同条第十二項に規定する金融商品仲介業者が行う

同条第十一項に規定する役務の提供、同項に規定する登録金融機関が行う同法第三十三条の五第一項第三号に規定する商品の販売又は役務の提供、同法第七十九条の十に規定する認定投資者保護団体が行う同法第七十九条の七第一項に規定する役務の提供及び同法第二条第三十項に規定する証券金融公社が行う同法第一百五十六条の二十四第一項又は第一百五十六条の二十七第一項に規定する役務の提供

ロ 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。)が行う宅地建物取引業法第二条第二号に規定する商品の販売又は役務の提供

ハ 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第六条の四第一項に規定する旅行業者及び同条第三項に規定する旅行業者代理業者が行う同法第二条第三項に規定する役務の提供

ニ イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護

官 報 (号 外)

することができると認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

第二十六條第六項を同条第九項とし、同条第五項中「又は同条第三項に規定する割賦購入あつせん」を、「同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせん」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項第二号中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二号中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 第四條、第五條、第九條、第十八條、第十九條及び第二十四條の規定は、その全部の履行が契約の締結後直ちに行われることが通例である役務の提供として政令で定めるものであつて、訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものの全部又は一部が、契約の締結後直ちに履行された場合（経済産業省令で定める場合に限る。）については、適用しない。

3 第九條及び第二十四條の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一 その販売条件又は役務の提供条件についての交渉が、販売業者又は役務提供事業者と購入者又は役務の提供を受ける者との間で相当の期間にわたり行われることが通常の取引の態様である商品又は役務として政令で定めるものの販売又は提供

二 契約の締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受ける者の利益を著しく

害するおそれがある役務として政令で定める役務の提供

4 第九條及び第二十四條の規定は、訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供が次の場合に該当する場合における当該販売又は役務の提供については、適用しない。

一 第九條第一項に規定する申込者等又は第二十四條第一項に規定する申込者等が第四條若しくは第五條又は第十八條若しくは第十九條の書面を受領した場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき当該販売業者が当該申込者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。

二 第九條第一項に規定する申込者等又は第二十四條第一項に規定する申込者等が第四條若しくは第五條又は第十八條若しくは第十九條の書面を受領した場合において、相当の期間品質を保持することが難しく、品質の低下により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを引き渡されたとき。

三 第五條第二項又は第十九條第二項に規定する場合において、当該売買契約に係る商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る役務の対価の総額が政令で定める金額に満たないとき。

第二十七條の三第一項中「住所」の下に「定

款を加へ、同条を第二十七條の四とする。

第二十七條の二第一項中「前條第一項の一般社団法人（以下「訪問販売協会」という。）を「訪問販売協会」に改め、同条を第二十七條の三とする。

第二十七條の次に次の一條を加える。

（協会への加入の制限等）

第二十七條の二 前條第一項の一般社団法人（以下「訪問販売協会」という。）は、その定款において、第八條第一項の規定により訪問販売に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた者又は第二十九條の三に規定する定款の定めによつて当該訪問販売協会から除名の処分を受けた者については、その者が社員として加入することを拒否することができる旨を定めなければならない。

2 訪問販売協会は、社員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

第二十八條中「名称中に」を「名称又は商号中に」、「という文字」を「であると誤認されるおそれのある文字」に改める。

第二十九條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「購入者等の利益の保護に関する措置」を付する。

第二十九條の二第二項中「前條の」を削り、「いつでも」を「この法律の規定の施行に必要な限度において」に、「当該業務に関し監督上必要な命令をする」を「その改善に必要な措置をとるべきことを命ずる」に改め、同条を第二十九條の五とする。

第二十九條の次に次の三條を加える。

第二十九條の二 訪問販売協会は、会員の営む

訪問販売の業務に係る売買契約若しくは役務提供契約をこの法律の規定により解除し、又は会員の営む訪問販売の業務に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその承諾の意思表示をこの法律の規定により取り消して当該会員に支払つた金銭の返還を請求した者に対し、正当な理由なくその金銭の返還がされない場合に、その者に対し、一定の金額の金銭を交付する業務を行うものとする。

2 訪問販売協会は、前項の業務に関する基金を設け、この業務に要する費用に充てることを条件として会員から出えんされた金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

3 訪問販売協会は、定款において、第一項の業務の実施の方法を定めておかなければならない。

4 訪問販売協会は、前項の規定により業務の実施の方法を定めたときは、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（社員に対する処分）

第二十九條の三 訪問販売協会は、その定款において、社員が、この法律の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をした場合に、当該社員に対し、過怠金を課し、定款に定める社員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

（情報の提供等）

第二十九條の四 経済産業大臣は、訪問販売協会に対し、第二十九條及び第二十九條の二に

規定する業務の実施に關し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第三十一条中「名称中に」を「名称又は商号中に」という文字を「である」と誤認されるおそれのある文字に改める。

第四十条の三第二項、第四十九条の二第二項及び第五十八条の二第二項中「第九条の二第二項を」第九條の三第二項に改める。

第六十四条第一項中「、第九条第一項（第三号を除く。）、第二十四条第一項（第三号を除く。）、第二十六条第二項第二号若しくは第三項第二号」を「、第二十六條第一項第八号二、第二項、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号若しくは第六項第二号」に改め、同条第二項中「、第九條第一項第三号、第二十四条第一項第三号、第二十六條第三項第一号を」、第二十六條第四項第三号若しくは第六項第一号に改める。

第六十七條第一項第一号中「指定商品を」商品に改め、同項第三号中「指定役務に係る」及び「特定継続的役務に係る役務提供事業者に關する事項」を削り、同項第四号中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改め、同条第二項中「前項第四号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るもの）に限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

第六十九條に次の一項を加える。

2 金融庁長官は、政令で定めるところによ

り、第六十七條第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第七十条を次のように改める。

第七十条 第六條第一項から第三項まで、第二十一条、第三十四条第一項から第三項まで、第四十四条又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十条の次に次の二条を加える。

第七十条の二 第八條第一項、第十五條第一項若しくは第二項、第二十三條第一項、第三十九條第一項から第四項まで、第四十七條第一項又は第五十七條第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十条の三 第六條第四項、第三十四条第四項又は第五十二条第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条を次のように改める。

第七十一条 第三十七條又は第五十五条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十三条第一号中「名称中に」を「名称又は商号中に」という文字を「である」と誤認されるおそれのある文字に改める。

第七十四條第一号中「第七十条第二号」を「第七十条の二に改め、同条第二号中「第七十条第一号又は前三條」を「第七十条又は第七十条の三から前条まで」に改める。

第七十五条第一号中「第二十七條の二第一項、第二十七條の三第一項」を「第二十七條の三第一項、第二十七條の四第一項」に改め、同条第二号中「第二十九條の二第二項」を「第二十九條の五第二項」に改め、「監督上の」を削る。

第七十六条中「名称中に」を「名称又は商号中に」という文字を「である」と誤認されるおそれのある文字に改める。

第七十七條第一号中「第二十七條の二第一項、第二十七條の三第一項」を「第二十七條の三第一項、第二十七條の四第一項」に改め、同条第二号中「第二十九條の二第二項」を「第二十九條の五第二項」に改め、「監督上の」を削る。

第七十八條中「名称中に」を「名称又は商号中に」という文字を「である」と誤認されるおそれのある文字に改める。

第七十四條第一号中「第七十条第二号」を「第七十条の二に改め、同条第二号中「第七十条第一号又は前三條」を「第七十条又は第七十条の三から前条まで」に改める。

第七十五条第一号中「第二十七條の二第一項、第二十七條の三第一項」を「第二十七條の三第一項、第二十七條の四第一項」に改め、同条第二号中「第二十九條の二第二項」を「第二十九條の五第二項」に改め、「監督上の」を削る。

第七十六条中「名称中に」を「名称又は商号中に」という文字を「である」と誤認されるおそれのある文字に改める。

（割賦販売法の一部改正）
第三條 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九號）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則（第一條・第二條）
第二章 割賦販売
第一節 総則（第三條・第八條）
第二節 割賦販売の標準条件（第九條・第十條）
第三節 前払式割賦販売（第十一條・第二十九條）
第二章の二 ローン提携販売（第二十九條の四）
第三章 信用購入あつせん
第一節 包括信用購入あつせん
第一款 業務（第三十條・第三十條の六）
第二款 包括信用購入あつせん業者の登録等（第三十一條・第三十五條の三）

第二節 個別信用購入あつせん
第一款 業務（第三十五條の三の二）
第二款 個別信用購入あつせん業者の登録等（第三十五條の三の二）
第三款 指定信用情報機関
第一款 通則（第三十五條の三の三十九）
第二款 業務（第三十五條の三の四十一）
第三款 監督（第三十五條の三の五十一）
第四款 加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者（第三十五條の三の五十六）
第四節 適用除外（第三十五條の三の六十）
第三章の二 前払式特定取引（第三十五條の三の六十一・第三十五條の三の六十二）
第三章の三 指定受託機関（第三十五條の四）
第三章の四 クレジットカード番号等の適切な管理等（第三十五條の十六・第三十五條の十七）
第三章の五 認定割賦販売協会（第三十五條の十八）
第四章 雑則（第三十六條・第四十八條）
第五章 罰則（第四十九條・第五十五條の三）
附則
第一条第一項中「を公正にし、その」を「の公

正にし、その

正にし、その

正にし、その

正にし、その

正にし、その

正にし、その

正にし、その

正にし、その

正にし、その

正にし、その

正にし、その

正にし、その

正にし、その

正にし、その

正にし、その

官報 (号外)

正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止及びクレジットカード番号等の適切な管理に必要な措置を講ずることにより、割賦販売等に係る取引の」に、「ことにより」を「とともに」に改める。

第二條第一項第二号中「それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して」を「それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに」に、「証票その他の物を「カードその他の物」に、「証票等」を「カード等」に、」並びに第二十九条の二を「」、第二十九条の二並びに第三十八条に、「証票等と引換えに、又はその提示若しくは通知を受けて」を「カード等の提示若しくは通知を受けて、又はそれと引換えに」に改め、同条第二項第一号中「指定商品若しくは指定権利の代金又は指定役務の対価の全部又は一部に充てるための」を「カード等を利用者に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに購入した商品若しくは権利の代金又は提供を受ける役務の対価に充てるためにする」に、「当該指定商品を指定商品」に改め、同項第二号中「証票等」を「カード等」に、「証票等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して」を「カード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに」に、「証票等と引換えに、又はその提示若しくは通知を受けて」を「カード等の提示若しくは通知を受けて、又はそれと引換えに」に改め、同条第三項中「割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改め、同項第一号中「それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して」を「それを提示し若しくは通知し

て、又はそれと引換えに」に、「証票その他の物」を「カードその他の物」に、「第三十条及び第三十四条において「証票等」を」及び次項、第三十条から第三十条の二の三まで、第三十四条並びに第三十五条の十六において「カード等」

に、「第三十条及び第三十条の六において準用する第四条の二」を「第三十条から第三十条の二の三まで、第三十条の五の二、第三十条の六において準用する第四条の二、第三十三條の二（第三十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第三十五条の三の四十三、第三十五条の三の四十六、第三十五条の三の五十七、第三十五条の三の五十九及び第三十五条の十六」に、「証票等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して」を「カード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに」に、「当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じて当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）すること」を「当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じて当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をすることともに、当該利用者から当該代金又は当該対価に相当する額をあらかじめ定められた時期までに受領すること（当該利用者が当該販売業者から商品若しくは権利を購入する契約を締結し、又は

当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することを除く。」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 カード等を利用者に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む）をするともに、当該利用者からあらかじめ定められた時期ごとに当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領すること。

第二条第三項第三号を削り、同条第五項中「掲げる者」を定める者に、「第三十五条の三の二及び第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十一及び第三十五条の三の六十二」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第三十五条の三の二及び第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十一及び第三十五条の三の六十二」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「個別信用購入あつせん」とは、カード等を利用することなく、特定の

販売業者が行う購入者への商品若しくは指定権利の販売又は特定の役務提供事業者が行う役務の提供を受ける者への役務の提供を条件として、当該商品若しくは当該指定権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部に相当

する金額の当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じて当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をするとともに、当該購入者又は当該役務の提供者を受ける者からあらかじめ定められた時期までに当該金額を受領すること（当該購入者又は当該役務の提供者を受ける者が当該販売業者から商品若しくは指定権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することを除く。）をいう。

第三條第一項中「証券等を」を「カード等」に、「証券等と引換えに、又はその提示若しくは通知を受けて」を「カード等の提示若しくは通知を受けて、又はそれと引換えに」に、「販売するとき」を「販売しようとするとき」に、「提供するとき」を「提供しようとするとき」に改め、同項第一号中「引渡し若しくは」を「引渡し又は」に改め、同項第二号中「若しくは権利を」を「又は権利を」に改め、同条第二項中「証券等を」を「カード等」に、「証券等と引換えに、又はその提示若しくは通知を受けて」を「カード等の提示若しくは通知を受けて、又はそれと引換えに」に改め、同条第三項中「証券等を」を「カード等」に改める。

場合には、その交付若しくは付与又はその増額に先立つて、経済産業省令で定めるところにより、年収、預貯金、信用購入あつせん（包括信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんをいう。以下同じ。）に係る債務の支払の状況、借入れの状況その他の当該利用者の包括支払可能見込額を算定するために必要な事項として経済産業省令で定めるものを調査しなければならない。ただし、当該利用者の保護に支障を生ずることがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 この節において「包括支払可能見込額」とは、主として自己の居住の用に供する住宅その他の経済産業省令で定める資産を譲渡し、又は担保に供することなく、かつ、生活維持費（最低限度の生活を維持するために必要な一年分の費用として経済産業省令で定める額をいう。第三十五条の三の三において同じ。）に充てるべき金銭を使用することなく、利用者が包括信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入しようとする商品若しくは指定権利の代金又は受領しようとする役務の対価に相当する額の支払に充てることができるものと見込まれる一年間当たりの額をいう。

3 包括信用購入あつせん業者は、第一項本文の規定による調査を行うときは、第三十五条の三の三十六第一項の規定による指定を受けた者（以下「指定信用情報機関」という。）が保有する特定信用情報（利用者又は購入者（個人）である購入者に限る。以下この項、第三十五条の三の三、第三十五条の三の四及び第三節

において同じ。）若しくは役務の提供を受ける者（個人である役務の提供を受ける者に限る。以下この項、第三十五条の三の三、第三十五条の三の四及び第三節において同じ。）の包括支払可能見込額又は第三十五条の三の三第二項に規定する個別支払可能見込額に関する情報当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者を識別することができる情報を含む。）のうち、信用購入あつせんに係る債務の支払の状況その他経済産業省令で定めるものをいう。同条、第三節及び第五十条において同じ。）を使用しなければならない。

（包括支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止）

第三十条の二の二 包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合において、当該利用者に交付し若しくは付与しようとするカード等に係る極度額又は当該増額された後の極度額が、前条第一項本文の規定による調査により得られた事項を基礎として算定した包括支払可能見込額に包括信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入される商品若しくは指定権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の受領に係る平均的な期間を勘案して経済産業大臣が定める割合を乗じて得た額を超えるときは、当該カード等を交付し若しくは付与し、又は極度額を増額してはならない。ただし、当該利用者の保護に支障を生ず

ることがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

（書面の交付）

第三十条の二の三 包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入される商品若しくは指定権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の受領に係る契約（以下「包括信用購入あつせん関係受領契約」という。）であつて第二十条第三項第一号に規定する包括信用購入あつせんに係るものを締結したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該契約に関する次の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額（当該商品若しくは当該権利の現金販売価格又は当該役務の現金提供価格及び包括信用購入あつせんの手数料の合計額をいう。第三十条の三及び第三十条の四において同じ。）

二 包括信用購入あつせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価（包括信用購入あつせんの手数料を含む。）の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2 包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせん関係受領契約であつて第二十条第三項第二号に規定する包括信用購入あつせんに係るものを締結したときは、遅滞なく、経済

産業省令で定めるところにより、当該契約に関する次の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 当該商品若しくは当該権利の現金販売価格又は当該役務の現金提供価格

二 弁済金の支払の方法

三 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

3 包括信用購入あつせん業者は、商品、指定権利又は役務に係る第二十条第三項第二号に規定する包括信用購入あつせんに係る弁済金の支払を請求するときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 弁済金を支払うべき時期

二 前号の時期に支払われるべき弁済金の額及びその算定根拠

4 包括信用購入あつせん業者と包括信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者（特定の包括信用購入あつせん業者のために、利用者がカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は役務提供事業者から役務の提供を受けるときは、自己の名をもつて当該販売業者又は当該役務提供事業者が包括信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外

事業者への交付を含む。)をすること(以下「包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎ」という。)を業とする者(以下「包括信用購入あつせん関係立替払取次業者」という。)と包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した販売業者を含む。以下「包括信用購入あつせん関係販売業者」という。)又は役務提供事業者(包括信用購入あつせん関係立替払取次業者と包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した役務提供事業者を含む。以下「包括信用購入あつせん関係役務提供事業者」という。)は、包括信用購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利を販売する契約又は包括信用購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する契約を締結したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該契約に関する次の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

- 一 商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格
- 二 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 三 契約の解除に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

第三十条の二の四第一項中「割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者」に、「次の各号に掲げる割賦購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入された指定商品若しくは指定権利の代金又は受領される指定役務の対

価に相当する額の受領に係る契約」を「包括信用購入あつせん関係受領契約であつて次の各号に掲げる包括信用購入あつせんに係るもの」に改め、同項第一号中「割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に、「第三十条の二第一項第二号」を「前条第一項第二号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第二項第三項第三号」を「第二項第三項第二号」に、「割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に、「第三十条の二第三項第二号」を「前条第三項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項を削る。

第三十条の三第一項中「割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者」に、「第二項第三項第一号又は第二号に規定する割賦購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入された指定商品若しくは指定権利の代金又は受領される指定役務の対価に相当する額の受領に係る契約」を「包括信用購入あつせん関係受領契約であつて第二項第三項第一号に規定する包括信用購入あつせんに係るもの」に改め、「第三十条第二項第二号に規定する支払総額又は第三十条の二第一項第一号に規定する支払総額をいう。次項及び次条第四項において同じ。」を削り、同条第二項中「割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者」に、「第三十条の二第一項第二号又は第五項第二号」を「第三十条の二の三第一項第二号」に、「同条第一項第二号又は第五項第二号」を「同号」に改める。

第三十条の四の前の見出し中「割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者」に改め、同条第一項中「又は第二号」を削り、「割賦

購入あつせんに」を「包括信用購入あつせんに」に、「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に、「第三十条の二第一項第二号又は第五項第二号」を「第三十条の二の三第一項第二号」に、「割賦購入あつせん関係販売業者」を「包括信用購入あつせん関係販売業者」に、「割賦購入あつせん関係役務提供事業者」を「包括信用購入あつせん関係役務提供事業者」に、「割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者」に改め、同条第三項中「割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前三項の規定は、第一項の支払分の支払であつて政令で定める金額に満たない支払総額に係るものについては、適用しない。

第三十条の五第一項中「第二項第三項第三号」を「第二項第三項第二号」に、「割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に、「第三十条の二第一項第二号又は第五項第二号」を「第三十条の二の三第一項第二号」に、「第三十条の二の三第一項第一号中」を削り、「第三十条の二第二項第一号」を「第三十条の二の三第二項第一号」に改め、同条第二項中「第二項第三項第三号」を「第二項第三項第二号」に、「割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(業務の運営に関する措置)

第三十条の五の二 包括信用購入あつせん業者は、利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益の保護を図るため、経済産業省令で定めるところにより、その包括信用購

入あつせんの業務に関して取得した利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に関する情報の適正な取扱い、その包括信用購入あつせんの業務を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行及びその利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

(改善命令)

第三十条の五の三 経済産業大臣は、包括信用購入あつせん業者が前条、第三十五条の三の五十六から第三十五条の三の五十八まで又は第三十五条の三の五十九第一項の規定に違反していると認めるときは、その必要の限度において、当該包括信用購入あつせん業者に対し、包括信用購入あつせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十条の六中「割賦購入あつせん業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者」に、第八号(第六号を除く。)の規定は割賦購入あつせん及び割賦購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供を、「包括信用購入あつせん業者、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者」に、「第四号の二第一項」を「同条」に、「第三十条第一項若しくは第三項又は第三十条の二各号」を、「第三十条第一項若しくは第二項又は第三十条の二の三各号」に改め、「同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「第三十条の二第四項又は第五項」と、第八号中「第四号の四」とある

官 報 (号 外)

のは「第三十条の二の三」と、「第二号から第六号まで」とあるのは「第二号から第五号まで」とを削る。

第三章第二節の節名を削る。

第三十一条の見出しを「包括信用購入あつせん業者の登録」に改め、同条中「第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に、「割賦購入あつせん業者登録簿」を「包括信用購入あつせん業者登録簿」に、「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に、「第八条第四号」を「第三十五条の三の六十第一項第四号」に改め、同条の前に次の款名を付する。

第二款 包括信用購入あつせん業者の登録等

第三十二条第一項第三号中「及び役員の氏名」を削り、同項に次の一号を加える。

四 役員(業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として経済産業省令で定めるものを含む。以下この節及び次節において同じ。)の氏名

第三十三条第一項中「割賦購入あつせん業者登録簿」を「包括信用購入あつせん業者登録簿」に改める。

第三十三条の二第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者」を「包括信用購入あつせん関係販売業者又は包

括信用購入あつせん関係役務提供事業者」に改め、同項第四号中「二年」を「五年」に改め、同項第五号中「この法律」の下に「又は貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)」を加え、「二年」を「五年」に改め、同項第六号口中、「又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ」を削り、「二年」を「五年」に改め、同号八中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に、「二年」を「五年」に改め、同号八を同号二とし、同号口の次に次のように加える。

ハ この法律、貸金業法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の二第七項の規定を除く)に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

第三十三条の二第一項第六号に次のように加える。

ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

第三十三条の二第二項に次の四号を加える。

七 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

八 暴力団員等をその業務に従事させ、又は

その業務の補助者として使用するおそれのある法人

九 包括信用購入あつせんに係る業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある」と認めるに足りる相当の理由がある法人として経済産業省令で定めるもの

十 第三十条の二第二項本文に規定する調査、第三十五条の十六第一項及び第四項に規定する措置その他この法律に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制、利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制その他の包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要なものとして経済産業省令で定める体制が整備されていると認められない法人

第三十三条の三第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(登録簿の閲覧)

第三十三条の四 経済産業大臣は、包括信用購入あつせん業者登録簿を一般の閲覧に供しななければならない。

(改善命令)

第三十三条の五 経済産業大臣は、登録包括信用購入あつせん業者が第三十三条の二第二項第十号の規定に該当することとなつたと認めるときは、その必要の限度において、当該登録包括信用購入あつせん業者に対し、包括信用購入あつせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずること

ができる。

第三十四条の見出し中「証票等」を「カード等」に改め、同条第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に、「第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改め、「販売業者」の下に「当該登録包括信用購入あつせん業者のために包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎを行う包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した販売業者を含む。第三十五条及び第三十五条の三において準用する第二十一条第一項において同じ。」を、「又は役務提供事業者」の下に「当該登録包括信用購入あつせん業者のために包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎを行う包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した役務提供事業者を含む。第三十五条及び第三十五条の三において準用する第二十一条第一項において同じ。」を加え、「証票等」を「カード等」に改める。

第三十四条の二第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に、「二」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第五号又は第六号の規定」を「又は第五号から第九号までのいずれかに」に改め、同条第二項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第三十条の五の三又は第三十三条の五の規定による命令に違反したとき。

第三十四条の二第三項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に改める。

第三十四条の三第一項中「一」を「いずれかに」、「割賦購入あつせん業者登録簿」を「包括信用購入あつせん業者登録簿」に、「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に改め、同項第二号中「第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改める。

第三十五条第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に、「第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改める。

第三十五条の二第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三十五条の三「第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に、「証券等」を「カード等」に改める。

第三十五条の三の三「指定商品又はこれを部品若しくは附属品とする商品を販売すること」を業とする者に対して行なう当該指定商品の割賦販売を指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約に、「商品」についての前払式特定取引であつて、その購入者が当該商品又はこれを部品、附属品若しくは原材料とする商品を販売することを業とする者

であるものを「商品又は指定役務についての前払式特定取引の契約」に、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に、「同条第四項を「同条第三項」に改め、第三章の二中同条を第三十五条の三の六十二とする。

第三十五条の三の二を第三十五条の三の六十一とする。

第二章 個別信用購入あつせん

（個別信用購入あつせんの取引条件の表示）

第三十五条の三の二 個別信用購入あつせんを業とする者（以下「個別信用購入あつせん業者」という。）と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者（以下「個別信用購入あつせん関係販売業者」という。）又は役務提供事業者（以下「個別信用購入あつせん関係役務提供事業者」という。）は、個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは指定権利を販売しようとするとき又は役務を提供しようとするときは、その相手方に対して、経済産業省令で定めるところにより、当該商品、当該指定権利又は当該役務に関する次の事項を示さなければならない。

- 一 商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格
- 二 購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額（個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売する場合の価格又は役務を提供する場合の価格及び個別信用購入あつせんの手数料の合計額をいう。以下この節において同

じ。）

三 個別信用購入あつせんに係る商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部（当該代金又は当該対価の全部又は一部に係る個別信用購入あつせんの手数料を含む。）の支払の期間及び回数

四 経済産業省令で定める方法により算定した個別信用購入あつせんの手数料の料率

五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は役務を提供する場合の提供条件について広告をするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該広告に前項各号の事項を表示しなければならない。

（個別支払可能見込額の調査）

第三十五条の三の三 個別信用購入あつせん業者は、個別信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入される商品若しくは指定権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の受領に係る契約（以下「個別信用購入あつせん関係受領契約」という。）を締結しようとする場合には、その契約の締結に先立つて、経済産業省令で定めるところにより、年収、預貯金、信用購入あつせんに係る債務の支払の状況、借入れの状況その他の当該購入者又は当該役務の提供を受ける者の個別支払可能見込額を算定するために必要な事項として経済産業省令で定めるものを調査しな

ければならない。ただし、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者の保護に支障を生ずることがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 この節において「個別支払可能見込額」とは、主として自己の居住の用に供する住宅その他の経済産業省令で定める資産を譲渡し、又は担保に供することなく、かつ、生活維持費に充てるべき金銭を使用することなく、購入者又は役務の提供を受ける者が個別信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入しようとする商品若しくは指定権利の代金又は受領しようとする役務の対価に相当する額の支払に充てることできると見込まれる一年間当たりの額をいう。

3 個別信用購入あつせん業者は、第一項本文の規定による調査を行うときは、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用しなければならない。

（個別支払可能見込額を超える場合の個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の禁止）

第三十五条の三の四 個別信用購入あつせん業者は、個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額のうち一年間に支払うこととなる額が、前条第一項本文の規定による調査により得られた事項を基礎として算定した個別支払可能見込額を超えるときは、当該個別信用購入あつせん関係受領契約を締結してはならない。ただし、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者の保護に支障を生ずることがない場合として経済産業

省令で定める場合は、この限りでない。
(個別信用購入あつせん関係販売契約等の勧誘に係る調査)

第三十五条の三の五 個別信用購入あつせん業者は、次の各号のいずれかに該当する契約(第三十五条の三の七において「特定契約」という。)であつて、個別信用購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利を販売する契約(以下「個別信用購入あつせん関係販売契約」という。)又は個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する契約(以下「個別信用購入あつせん関係役務提供契約」という。)に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合には、その契約の締結に先立つて、経済産業省令で定めるところにより、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者事業者による同条各号のいずれかに該当する行為の有無に関する事項であつて経済産業省令で定める事項を調査しなければならない。

一 特定商取引に関する法律第二十一条に規定する訪問販売(以下「訪問販売」という。)に係る契約

二 特定商取引に関する法律第二十三条に規定する電話勧誘販売(以下「電話勧誘販売」という。)に係る契約

三 連鎖販売個人契約のうち特定商品販売等契約を除いたもの(以下「特定連鎖販売個人契約」という。)

四 特定商取引に関する法律第四十一条第一項第一号に規定する特定継続的役務提供契

約又は同項第二号に規定する特定権利販売契約(以下「特定継続的役務提供等契約」という。)

五 業務提供誘引販売個人契約

2 個別信用購入あつせん業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(調査の協力)

第三十五条の三の六 個別信用購入あつせん関係販売業者及び個別信用購入あつせん関係役務提供者事業者は、前条第一項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

(個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの承諾等の禁止)

第三十五条の三の七 個別信用購入あつせん業者は、第三十五条の三の五第一項の規定による調査その他の方法により知つた事項からみて、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込み又は締結の勧誘をするに際し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該勧誘の相手方に対し当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みをし、又は当該勧誘の相手方から受けた当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係

受領契約の申込みを承諾してはならない。ただし、当該勧誘の相手方が当該個別信用購入あつせん関係販売契約又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約の締結を必要とする特別の事情があることを確認した場合その他当該勧誘の相手方の利益の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないと認めるときは、この限りでない。

一 特定商取引に関する法律第六条第一項から第三項まで、第二十一条各項、第三十四条第一項から第三項まで、第四十四条各項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為

二 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第四条第一項から第三項までに規定する行為(同条第二項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。)

(個別信用購入あつせん関係販売業者等による書面の交付)

第三十五条の三の八 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供者事業者は、個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約を締結したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該契約に関する次の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 商品若しくは権利又は役務の種類

二 購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額

三 個別信用購入あつせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部(当該代金又は当該対価の全部又は一部に係る個別信用購入あつせんの手数料を含む。以下同じ。)の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期(当該契約が特定継続的役務提供等契約であるときは、役務の提供期間又は権利の行使により受けることができる役務の提供期間)

五 当該契約が連鎖販売個人契約であるときは、商品若しくは権利の再販売、受託販売又は同種役務の提供についての条件に関する基本的な事項

六 当該契約が特定継続的役務提供等契約であつて、当該役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者が購入する必要がある商品があるときは、その商品名

七 当該契約が業務提供誘引販売個人契約であるときは、商品若しくは権利若しくは提供される役務を利用する業務の提供又はあつせんについての条件に関する基本的な事項

八 当該契約の解除に関する事項(購入者又は役務の提供を受ける者が第三十五条の三の十第一項第四号から第六号までに定める契約の相手方である場合には同条第五項本文の規定により当該契約が解除されたものとみなされることに関する事項を含み、購入者又は役務の提供を受ける者が第三十五条の三の十一第一項に規定する契約の相手

方である場合には同条第七項本文の規定により当該契約が解除されたものとみなされることに關する事項を含む。)

九 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(個別信用購入あつせん業者による書面の交付)

第三十五条の三の九 個別信用購入あつせん業者は、次に掲げる個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みを受けたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該契約に關する次項各号の事項を記載した書面を当該申込みをした者に交付しなければならない。

一 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係提供事業者が特定商取引に關する法律第二十一条第一号に規定する営業所等(以下「営業所等」という。)以外の場所においてその申込みを受けた個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係提供契約

二 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係提供事業者が営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者その他特定商取引に關する法律第二十一条第二号に規定する政令で定める方法により誘引した者(以下「個別信用購入あつせん関係特定顧客」という。)からその申込み

を受けた個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係提供契約

三 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係提供事業者が、電話をかけ又は特定商取引に關する法律第二十三条に規定する政令で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係提供契約の締結についての勧誘により、その相手方(以下「個別信用購入あつせん関係電話勧誘顧客」という。)からその申込みを同条第二項に規定する郵便等(以下「郵便等」という。)により受けた当該個別信用購入あつせん関係販売契約又は当該個別信用購入あつせん関係提供契約

四 特定連鎖販売個人契約、特定継続的役務提供等契約又は業務提供誘引販売個人契約(以下「特定連鎖販売個人契約等」という。)であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係提供契約に該當するもの

2 前項の書面には、次の事項を記載するものとする。

一 前条第一号から第七号までの事項
二 当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除に關する事項(購入者又は役務の提供を受ける者が次条第一項第一号から第三号までに定める契約の申込みをした者である場合には同項から同条第三項まで、同条第五項から第七項まで及び同条第九項から第

十四項までの規定に關する事項を含み、購入者又は役務の提供を受ける者が第三十五条の三の十一第一項に規定する契約の申込みをした者である場合には同項から同条第五項まで、同条第七項から第九項まで及び同条第十一項から第十四項までの規定に關する事項を含む。)

三 第三十五条の三の五第一項の規定による調査の対象となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

3 個別信用購入あつせん業者は、次に掲げる個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該契約に關する次項各号の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係提供事業者が営業所等以外の場所において締結した個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係提供契約(営業所等において個別信用購入あつせん関係特定顧客以外の顧客から申込みを受けた個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係提供契約を除く。)又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係提供事業者が営業所等以外の場所においてその申込みを受け、営業所等において

締結した個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係提供契約

二 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係提供事業者が営業所等において個別信用購入あつせん関係特定顧客と締結した個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係提供契約

三 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係提供事業者が個別信用購入あつせん関係電話勧誘顧客と郵便等により締結した当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係提供契約又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係提供事業者が個別信用購入あつせん関係電話勧誘顧客から申込みを郵便等により受け、締結した当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係提供契約

四 特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係提供契約に該當するもの

4 前項の書面には、次の事項を記載するものとする。

一 前条第一号から第七号までの事項
二 当該契約の解除に關する事項(購入者又は役務の提供を受ける者が次条第一項第四号から第六号までに定める契約の相手方

ある場合には同項から同条第三項まで、同条第五項から第七項まで及び同条第九項から第十四項までの規定に関する事項のうち契約の解除に関する事項を含み、購入者又は役務の提供を受ける者が第三十五条の三の十一第一項に規定する契約の相手方である場合には同項から同条第五項まで、同条第七項から第九項まで及び同条第十一項から第十四項までの規定に関する事項のうち契約の解除に関する事項を含む。）

三 第三十五条の三の五第一項の規定による調査の結果に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回等)

第三十五条の三の十 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者(以下この条において「申込者等」という。)は、書面により、申込みの撤回等(次の各号の個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係受領契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は次の各号の個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係受領契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除をいう。以下この条において同じ。)を行うことができる。ただし、前条第三項の書面を受領した日(その日前に同条第一項の書面を受領した場合にあつては、当該書面を受領した日)から起算して八日を経過したとき(申込者等が、個別信用購入あつせん関係

販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん業者が個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、若しくは申込みの撤回等を妨げるため、申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん業者が個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結させ、若しくは申込みの撤回等を妨げるため、威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は当該個別信用購入あつせん業者が経済産業省令で定めるところにより申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過したとき)は、この限りでない。

一 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等以外の場所において個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みを受け

た場合 当該申込みをした者

二 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等において個別信用購入あつせん関係特定顧客から個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みを受けた場合 当該申込みをした者

三 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が個別信用購入あつせん関係電話勧誘顧客から当該個別信用購入あつせん関係販売契約又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みを郵便等により受けた場合 当該申込みをした者

四 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等以外の場所において個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約を締結した場合 (個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者の営業所等において当該契約の申込みを受けた場合を除く。) 当該契約の相手方

五 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等において個別信用購入あつせん関係特定顧客と個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約を締結した場合 当該契約の相手方

六 個別信用購入あつせん関係販売業者又は

個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が個別信用購入あつせん関係電話勧誘顧客と当該個別信用購入あつせん関係販売契約又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約を郵便等により締結した場合 当該契約の相手方

2 申込みの撤回等は、前項本文の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 申込みの撤回等があつた場合においては、個別信用購入あつせん業者は、当該申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 個別信用購入あつせん業者は、第一項本文の書面を受領した時には、直ちに、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者にその旨を通知しなければならない。

5 申込者等が申込みの撤回等を行つた場合には、当該申込みの撤回等に係る第一項本文の書面を発する時において現に効力を有する個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込み又は個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約は、当該申込者等が当該書面を発した時に、撤回されたものとみなし、又は解除されたものとみなす。ただし、当該申込者等が当該書面において反対の意思を表示しているときは、この限りでない。

6 前項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みが撤回され、又

は個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約が解除されたものとみなされた場合においては、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

7 個別信用購入あつせん業者は、申込みの撤回等があり、かつ、第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みが撤回され、又は個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約が解除されたものとみなされた場合には、既に商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者への交付をしたときにおいても、申込者等に対し、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供業者に対して交付をした当該商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額その他当該個別信用購入あつせんにより得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。

8 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みが撤回され、又は

は個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約が解除されたものとみなされた場合においては、個別信用購入あつせん業者から既に商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の交付を受けたときは、当該個別信用購入あつせん業者に対し、当該交付を受けた商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額を返還しなければならない。

9 個別信用購入あつせん業者は、申込みの撤回等があり、かつ、第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みが撤回され、又は個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約が解除されたものとみなされた場合において、申込者等から当該個別信用購入あつせん関係受領契約に関連して金銭を受領しているときは、当該申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

10 第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売契約の申込みが撤回され、又は個別信用購入あつせん関係販売契約が解除されたものとみなされた場合において、その個別信用購入あつせん関係販売契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、個別信用購入あつせん関係販売業者の負担とする。

11 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個

別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、第五項本文の規定により第一項第一号若しくは第二号の個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みが撤回され、又は同項第四号若しくは第五号の個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約が解除されたものとみなされた場合には、既に当該個別信用購入あつせん関係販売契約に基づき引き渡された商品が使用され若しくは指定権利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供され又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、同項第一号、第二号、第四号又は第五号に定める者に対し、その商品の使用により得られた利益若しくは当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができない。

12 個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん関係販売業者は、第五項本文の規定により第一項第三号の個別信用購入あつせん関係役務提供契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約であつて指定権利を販売するものの申込みが撤回され、又は同項第六号の個別信用購入あつせん関係役務提供契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約であつて指定権利を販売するものが解除されたものとみなされた場合には、既に当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に基づき役務が提供され又は当該権

利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供されたときにおいても、同項第三号又は第六号に定める者に対し、当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭又は当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。

13 個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みが撤回され、又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約が解除されたものとみなされた場合において、当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に関連して金銭(個別信用購入あつせん業者から交付されたものを除く。)を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

14 個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせんに係る販売の方法により指定権利を販売する契約における申込者等は、その個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせんに係る販売の方法により指定権利を販売する契約につき第五項本文の規定により契約の申込みが撤回され、又は契約が解除されたものとみなされた場合において、当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は当該個別信用購入あつせんに係る販売の方法により指定権利を販売する契約に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は当該個別信用購入あつせ

ん関係販売業者に對し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。

15 第一項から第三項まで、第五項から第七項まで及び第九項から前項までの規定に反する特約であつて申込者等に不利なものは、無効とする。

第三十五条の三の十一 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものの申込みを受けた場合における当該申込みをした者又は特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものを締結した場合における当該契約の相手方(以下この条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、書面により、その特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の撤回又はその特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができる。

一 特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するも

の申込者等が第三十五条の三の九第三項の書面を受領した日(その日前に同条第一項の書面を受領した場合にあつては、当該書面を受領した日)から起算して二十日を経過したとき(その特定連鎖販売個人契約に係る特定負担が再販売をする商品の購入についてのものである場合において、同条第三項の書面を受領した日)がその特定連鎖販売個人契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日からの日となる場合には、その引渡しを受けた日から起算して二十日を経過したとき)。ただし、申込者等が、個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん業者若しくは特定商取引に関する法律第三十三条第二項に規定する統括者(以下「統括者」という。)、同法第三十三条の二に規定する勧誘者(以下「勧誘者」という。)若しくは同条に規定する一般連鎖販売業者以下「一般連鎖販売業者」という。)がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、若しくは申込みの撤回等(その連鎖販売業に係る特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領

契約の申込みの撤回又はその連鎖販売業に係る特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除をいう。以下この号において同じ。を妨げるため、申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん業者若しくは統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結させ、若しくは申込みの撤回等を妨げるため、威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは当該個別信用購入あつせん業者又は当該統括業者が経済産業省令で定めるところにより申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過したとき。

二 特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものの申込者等が第三十五条の三の九第三項の書面を受領した日(その日前に同条第一項の書面を受領した場合にあつては、当該書面を受領した日)から起算して八日を経過したとき。ただし、申込者等が、個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん業者が特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、若しくは申込みの撤回等(特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回)を妨げるため、申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係販売業者

若しくは個別信用購入あつせん業者が特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結させ、若しくは申込みの撤回等を妨げるため、威迫したことににより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん業者が経済産業省令で定めるところにより申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過したとき。

三 業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものの申込者等が第三十五条の三の九第三項の書面を受領した日(その日前に同条第一項の書面を受領した場合にあつては、当該書面を受領した日)から起算して二十日を経過したとき。ただし、申込者等が、個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん業者が業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係受領契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を受領した日(その日前に同条第一項の書面を受領した場合にあつては、当該書面を受領した日)から起算して二十日を経過したとき。

領契約の締結について勧誘をするに際し、若しくは申込みの撤回等(その業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又はその業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回等)を行つたことにより当該個別信用購入あつせん関係受領契約の解除をいう。以下この号において同じ。)を妨げるため、申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん業者が業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結させ、若しくは申込みの撤回等を妨げるため、威迫したことににより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは当該個別信用購入あつせん業者が経済産業省令で定めるところにより申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付

した書面を受領した日から起算して二十日を経過したとき。

2 前項第一号ただし書に規定する申込みの撤回等があり、かつ、特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものが特定商取引に関する法律第四十条第一項の規定により解除された場合又は第七項本文の規定により解除されたものとみなされた場合において、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が申込者等に対し、当該連鎖販売業に係る商品若しくは権利の販売又は役務の提供を行つており、かつ、特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結した個別信用購入あつせん業者が併せて当該商品若しくは当該権利又は当該役務に係る特定商品販売等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結している場合には、申込者等は、前項第一号に掲げる場合を除き、当該特定商品販売等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約に該当するもの、書面により、当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除を行うことができる。

3 第一項第二号ただし書に規定する申込みの撤回等があり、かつ、特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものが特定商取引に関する法律第四十八条第一項の規定により解除された場合又は第七項本文の規定により解除されたものとみなされた場合において、個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん関係販売業者が関連商品(同条第二項に規定する関連商品をいう。以下同じ。)の販売又はその代理若しくは媒介を行つており、かつ、特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結した個別信用購入あつせん業者が併せて当該関連商品の販売に係る契約(以下「関連商品販売契約」という。)であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結している場合には、申込者等は、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するもの、書面により、当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除を行うことができる。ただし、申込者等が第三十五条の三の九第一項の書面又は同条第三項の書面を受領した場合において、関連商品であつてその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある

商品として同法第四十八条第二項に規定する政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき(当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものが当該個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものとき)は、この限りでない。

4 第一項、第二項又は前項本文の規定による契約の申込みの撤回又は契約の解除は、当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

5 第一項、第二項又は第三項本文の規定による契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、個別信用購入あつせん業者は、当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができる。

6 個別信用購入あつせん業者は、第一項の書面又は第三項本文の書面を受領した時には、直ちに、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者にその旨を通知しなければならない。

7 申込者等が第一項第一号ただし書に規定する申込みの撤回等、同項第二号ただし書に規定する申込みの撤回等又は同項第三号ただし書に規定する申込みの撤回等(以下この項において「申込みの撤回等」という。)を行った場合には、当該申込みの撤回等に係る第一項の書面を発する時に現に効力を有する特

定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものは、当該申込者等が当該書面を発した時に、解除されたものとみなし、申込者等が第三項本文の規定により契約の申込みの撤回又は契約の解除を行った場合には、当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除に係る同項本文の書面を発する時に現に効力を有する関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものは、当該申込者等が当該書面を発した時に、解除されたものとみなす。ただし、当該申込者等が当該書面において反対の意思を表示しているときは、この限りでない。

8 前項本文の規定により特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するもの又は関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものが解除されたものとみなされた場合において、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができる。

9 個別信用購入あつせん業者は、第一項又は第三項本文の規定による契約の申込みの撤回又は契約の解除があり、かつ、第七項本文の規定により特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該

当するもの又は関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものが解除されたものとみなされた場合には、既に商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者への交付をしたときにおいても、申込者等に対し、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して交付をした当該商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額その他当該個別信用購入あつせんにより得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができる。

10 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、第七項本文の規定により特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するもの又は関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものが解除されたものとみなされた場合において、個別信用購入あつせん業者から既に商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の交付を受けたときは、当該個別信用購入あつせん業者に対し、当該交付を受けた商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額を返還しなければならない。

又は契約の解除があり、かつ、第七項本文の規定により特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するもの又は関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものが解除されたものとみなされた場合において、申込者等から当該個別信用購入あつせん関係受領契約に関連して金銭を受領しているときは、当該申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

12 第七項本文の規定により特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するもの又は関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものが解除されたものとみなされた場合において、その特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するもの又は関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、個別信用購入あつせん関係販売業者の負担とする。

13 個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん関係販売業者は、第七項本文の規定により特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせんに係る販売の方法により指定権利を販売する契約に該当するものが解除されたものとみなされた場合には、既に当該特定継続的役務提供等契

約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに基づき役務が提供され、又は当該権利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供されたときにおいて、申込者等に対し、当該特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る役務の対価その他の金銭又は当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。

14 個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、第七項本文の規定により特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものが解除されたものとみなされた場合において、特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに關連して金銭(個別信用購入あつせん業者から交付されたものを除く。)を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならぬ。

15 第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十一項から前項までの規定に反する特約であつて申込者等に不利なものは、無効とする。

(通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回等)

第三十五条の三の十二 第三十五条の三の十第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる場合において、当該各号に定める者(以下この条において「申込者等」という。)は、当該各号の個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約であつて特定商取引に関する法律第九条の二第一項各号に掲げる契約に該当するもの(以下この条において「特定契約」という。)に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は特定契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。ただし、申込者等に当該特定契約の締結を必要とする特別の事情があつたときは、この限りでない。

2 前項の規定による権利は、当該個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の時から一年以内に行使しなければならぬ。

3 申込みの撤回等があつた場合においては、個別信用購入あつせん業者は、当該申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 個別信用購入あつせん業者は、申込みの撤回等があつた場合には、既に商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者への交付をしたときにおいても、申込者等に対し、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して交付をした当該商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額その他当該個別信用購入あつせんにより得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。ただし、

し、申込みの撤回等があつた時に特定商取引に関する法律第九条第一項又は第九条の二第一項の規定により当該特定契約の申込みが撤回され、又は当該特定契約が解除された場合は、この限りでない。

5 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、申込みの撤回等があつた場合において、個別信用購入あつせん業者から既に商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の交付を受けたときは、当該個別信用購入あつせん業者に対し、当該交付を受けた商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額を返還しなければならぬ。ただし、申込みの撤回等があつた時に特定商取引に関する法律第九条第一項又は第九条の二第一項の規定により当該特定契約の申込みが撤回され、又は当該特定契約が解除された場合は、この限りでない。

6 個別信用購入あつせん業者は、申込みの撤回等があつた場合において、申込者等から当該個別信用購入あつせん関係受領契約に關連して金銭を受領しているときは、当該申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならぬ。

7 申込みの撤回等があつた時以後、特定商取引に関する法律第九条第一項又は第九条の二第一項の規定により当該特定契約の申込みが撤回され又は当該特定契約が解除された場合においては、同法第九条第六項(同法第九条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第九条第六項中「金銭」とあるのは、「金銭(割賦販売法第三十五条の三の二第一項に規定する個別信用購入あつせん業者から交付されたものを除く。)」とする。

8 第一項から第四項まで及び第六項の規定に反する特約であつて申込者等に不利なものは、無効とする。

(個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第三十五条の三の十三 購入者又は役務の提供を受ける者は、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が訪問販売に係る個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約又は電話勧誘販売に係る個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、次に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は第一号から第五号までに掲げる事項につき故意に事実を告げない行為をしたことにより当該事実が存在しないとの誤認をし、これらによつて当該契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額
二 個別信用購入あつせんに係る各回ごとの

商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして特定商取引に関する法律第六条第一項第一号又は第二十一条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める事項のうち、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

五 個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みの撤回又は個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の解除に関する事項(第三十五条の三の十一第一項から第三項まで、第五項から第七項まで及び第九項から第十四項までの規定に関する事項を含む。)

六 前各号に掲げるもののほか、当該個別信用購入あつせん関係受領契約又は当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に関する事項であつて、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2

購入者又は役務の提供を受ける者が前項の

規定により個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消し、かつ、当該個別信用購入あつせん関係販売契約又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約が取消しその他の事由により初めから無効である場合には、当該個別信用購入あつせん業者は、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者に対し、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して交付した商品若しくは指定権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の支払を請求することができない。

3 前項の場合において、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、個別信用購入あつせん業者に対し、当該交付を受けた商品若しくは指定権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額を返還しなければならない。

4 第二項の場合において、購入者又は役務の提供を受ける者は、個別信用購入あつせん関係受領契約に関連して個別信用購入あつせん業者に対して金銭を支払つているときは、その返還を請求することができる。

5 第一項の規定による個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつて善意の第三者に對抗することができない。

6 第一項の規定は、同項に規定する個別信用

購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法(明治二十九年法律第八十九号)第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

7 第一項の規定による取消権は、追認をすることが出来る時から六月間行わないときは、時効によつて消滅する。当該個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

第三十五条の三の十四 購入者又は役務の提供を受ける者は、統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、次に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は統括者若しくは勧誘者が当該契約の締結について勧誘をするに際し、第一号から第六号までに掲げる事項につき故意に事実を告げない行為をしたことにより当該事実が存在しないとの誤認をし、これらによつて当該契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額

二 個別信用購入あつせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三 商品の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして特定商取引に関する法律第三十四条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める事項のうち、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

四 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項

五 個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みの撤回又は個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の解除に関する事項(第三十五条の三の十一第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十一項から第十四項までの規定に関する事項を含む。)

六 特定利益に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、当該個別信用購入あつせん関係受領契約又は当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に関する事項であつて、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2

前項の規定により特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に

該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示が取り消され、かつ、当該特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものの申込み又はその承諾の意思表示が特定商取引に関する法律第四十条の三第一項の規定により取り消された場合であつて、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が購入者又は役務の提供を受ける者に対し、当該連鎖販売業に係る商品若しくは権利の販売又は役務の提供を行つており、かつ、当該特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係役務提供契約を締結した個別信用購入あつせん業者が併せて当該商品若しくは当該権利の販売又は当該役務の提供に係る特定商品販売等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結している場合には、購入者又は役務の提供を受ける者は、当該特定商品販売等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができる。

3 前条第二項から第七項までの規定は、第一項の規定による個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取

消しに準用する。

第三十五条の三の十五 役務の提供を受ける者又は購入者は、個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん関係販売業者が特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、次に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は第一号から第六号までに掲げる事項につき故意に事実を告げないことにより当該事実が存在しないとの誤認をし、これらによつて当該契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 役務の提供を受ける者又は購入者の支払総額

二 個別信用購入あつせんに係る各回ごとの役務の対価又は権利の代金の全部又は一部の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三 役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果（権利の場合にあつては、当該権利に係る役務の効果）その他これらに類するものとして特定商取引に関する法律第四十四条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める事項のうち、役務の提供を受ける者又は購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

四 役務の提供又は権利の行使による役務の

提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要のある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質その他これらに類するものとして特定商取引に関する法律第四十四条第一項第二号に規定する経済産業省令で定める事項のうち、役務の提供を受ける者又は購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

五 役務の提供期間又は権利の行使により受けることができる役務の提供期間

六 個別信用購入あつせん関係役務提供契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みの撤回又は個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約の解除に関する事項（第三十五条の三の十一第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十項から第十四項までの規定に関する事項を含む。）

七 前各号に掲げるもののほか、当該個別信用購入あつせん関係受領契約又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係販売契約に関する事項であつて、役務の提供を受ける者又は購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2 前項の規定により特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせん関係販売契

約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示が取り消された場合において、個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん関係販売業者が役務の提供を受ける者又は購入者に対し、関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行つており、かつ、当該関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものが特定商取引に関する法律第四十九条の二第三項において準用する同法第四十九条第五項の規定により解除された場合であつて、当該特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結した個別信用購入あつせん業者が併せて当該関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結している場合には、役務の提供を受ける者又は購入者は、当該関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができる。

3 第三十五条の三の十三第二項から第七項までの規定は、第一項の規定による個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに準用する。

第三十五条の三の十六 購入者又は役務の提供を受ける者は、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提

官 報 (号 外)

供事業者が業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、次に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は第一号から第六号までに掲げる事項につき故意に事実を告げない行為をしたことにより当該事実が存在しないとの誤認をし、これらによつて当該契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額

二 個別信用購入あつせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三 商品の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして特定商取引に関する法律第五十二条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める事項のうち、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの
四 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定商取引に関する法律第五十一条第一項に規定する特定負担に関する事項
五 個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約若

しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みの撤回又は個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の解除に関する事項(第三十五条の三の十一第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十項から第十四項までの規定に関する事項を含む。)

六 その業務提供誘引販売業に係る特定商取引に関する法律第五十一条第一項に規定する業務提供利益に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、当該個別信用購入あつせん関係受領契約又は当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に関する事項であつて、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの
2 第三十五条の三の十三第二項から第七項までの規定は、前項の規定による個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに準用する。
(契約の解除等の制限)

第三十五条の三の十七 個別信用購入あつせん業者は、個別信用購入あつせん関係受領契約について第三十五条の三の八第三号に定める支払分の支払の義務が履行されない場合において、二十日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されないときでなければ、支払分の支払の遅滞を理由として、契約を解除し、又は

支払時期の到来していない支払分の支払を請求することができない。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。
(契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第三十五条の三の十八 個別信用購入あつせん業者は、個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合(第三十五条の三の十第一項本文、第三十五条の三の十一第一項、第二項若しくは第三項本文又は第三十五条の三の十二第一項本文の規定により解除された場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

2 個別信用購入あつせん業者は、前項の契約について第三十五条の三の八第三号の支払分の支払の義務が履行されない場合(契約が解除された場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額から既に支払われた同号の支払分の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。
(個別信用購入あつせん業者に対する抗弁)

第三十五条の三の十九 購入者又は役務の提供を受ける者は、個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提

供契約に係る第三十五条の三の八第三号の支払分の支払の請求を受けたときは、当該契約に係る個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務供事業者に対して生じている事由をもつて、当該支払の請求をする個別信用購入あつせん業者に対抗することができる。

2 前項の規定に反する特約であつて購入者又は役務の提供を受ける者に不利なものは、無効とする。

3 第一項の規定による対抗をする購入者又は役務の提供を受ける者は、その対抗を受けた個別信用購入あつせん業者からその対抗に係る同項の事由の内容を記載した書面の提出を求められたときは、その書面を提出するよう努めなければならない。

4 前三項の規定は、第一項の支払分の支払であつて政令で定める金額に満たない支払総額に係るものについては、適用しない。
(業務の運営に関する措置)

第三十五条の三の二十 個別信用購入あつせん業者は、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るため、経済産業省令で定めるところにより、その個別信用購入あつせんの業務に関して取得した購入者又は役務の提供を受ける者に関する情報の適正な取扱い、その個別信用購入あつせんの業務を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行、その購入者又は役務の提供を受ける者の知識、経験、財産の状況及び個別信用購入あつせん関係受領契約を締結する目的に照らして適切な業務の実施並びにその購入者又は役

務の提供を受ける者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

(改善命令)

第三十五条の三の二十一 経済産業大臣は、個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の五、第三十五条の三の七本文、第三十五条の三の十第四項、第三十五条の三の十一第六項、前条、第三十五条の三の五十六から第三十五条の三の五十八まで又は第三十五条の三の五十九第一項の規定に違反していると認めるときは、その必要の限度において、当該個別信用購入あつせん業者に對し、個別信用購入あつせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十五条の三の二十二 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者は、第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項若しくは第三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は当該個別信用購入あつせん業者は、当該書面を交付したものとみなす。

2 前項前段に規定する方法(経済産業省令で

定める方法を除く。)により第三十五条の三の九第一項又は第三項の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、購入者又は役務の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該購入者又は当該役務の提供を受ける者に到達したものとみなす。

第二款 個別信用購入あつせん業者の登録等

(個別信用購入あつせん業者の登録)

第三十五条の三の二十三 個別信用購入あつせんは、経済産業省に備える個別信用購入あつせん業者登録簿に登録を受けた法人(以下「登録個別信用購入あつせん業者」という。)でなければ、業として営んではならない。ただし、第三十五条の三の六十第二項第四号の団体については、この限りでない。

(登録の申請)

第三十五条の三の二十四 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 本店その他の営業所の名称及び所在地
- 三 資産の合計額から負債の合計額を控除した額
- 四 役員の氏名

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、登記事項証明書の添付を省略することができる。

3 前項の場合において、定款が電磁的記録で作られているときは、書面に代えて電磁的記録(経済産業省令で定めるものに限る。)を添付することができる。

(登録及びその通知)

第三十五条の三の二十五 経済産業大臣は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項及び登録年月日を個別信用購入あつせん業者登録簿に登録しなければならない。

2 経済産業大臣は、第三十五条の三の二十三の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第三十五条の三の二十六 経済産業大臣は、第三十五条の三の二十四第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 法人でない者
- 二 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が個別信用購入あつせんに係る業務を適正に実施し、かつ、購入者又は役務の提供を受ける者を保護するため必要かつ適当であると認められる金額で政令で定めるものに満たない法人
- 三 第三十五条の三の三十二第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取

消しの日から五年を経過しない法人

四 この法律又は貸金業法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 破産者で復権を得ないもの
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ この法律、貸金業法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の二第七項の規定を除く。)に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 登録個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の三十二第二項又は第二項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその登録個別信用購入あつせん業者の役員であつた者で、その処分のあつた日から五年を経過しないもの

ホ 暴力団員等

六 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

七 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

八 個別信用購入あつせんに係る業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある と認めるに足りる相当の理由がある法人として経済産業省令で定めるもの 九 第三十五条の三の三第一項本文に規定する調査及び第三十五条の三の五第一項に規定する調査その他この法律に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制、購入者又は役務の提供を受ける者の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制その他の個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要なものとして経済産業省令で定める体制が整備されていると認められない法人 2 第十五条第二項及び第三項の規定は、第三十五条の三の二十四第一項の規定による登録の申請があつた場合に準用する。 (登録の更新) 第三十五条の三の二十七 第三十五条の三の二十三の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 2 第十五条第二項及び第三項、第三十五条の三の二十四、第三十五条の三の二十五並びに前条第一項の規定は、前項の登録の更新に準用する。 3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。	4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 5 第一項の登録の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。 (変更登録の申請) 第三十五条の三の二十八 登録個別信用購入あつせん業者は、第三十五条の三の二十四第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その変更に係る事項を記載した変更登録の申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 2 第十五条第三項、第三十五条の三の二十四第二項、第三十五条の三の二十五及び第三十五条の三の二十六第一項の規定は、前項の規定による変更登録の申請に準用する。 (登録簿の閲覧) 第三十五条の三の二十九 経済産業大臣は、個別信用購入あつせん業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。 (名義貸しの禁止) 第三十五条の三の三十 登録個別信用購入あつせん業者は、自己の名義をもつて、他人に個別信用購入あつせんを業として営ませてはならない。 (改善命令) 第三十五条の三の三十一 経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の二十六第一項第九号の規定に該当することとなつたと認めるときは、その必要の限度	において、当該登録個別信用購入あつせん業者に対し、個別信用購入あつせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (登録の取消し等) 第三十五条の三の三十二 経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。 一 第三十五条の三の二十六第一項第四号から第八号までのいずれかに該当することとなつたとき。 二 不正の手段により第三十五条の三の二十三の登録(第三十五条の三の二十七第一項の登録の更新を含む。)を受けたとき。 三 第三十五条の三の三十の規定に違反したとき。 2 経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、個別信用購入あつせんに係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 第三十五条の三の二十一又は前条の規定による命令に違反したとき。 二 第三十五条の三の二十六第一項第二号の規定に該当することとなつたとき。 三 第三十五条の三の二十八第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。 3 経済産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示し	て、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。 (登録の消除) 第三十五条の三の三十三 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、個別信用購入あつせん業者登録簿につき、その登録個別信用購入あつせん業者に関する登録を消除しなければならない。 一 第三十五条の三の二十七第一項の規定により登録が効力を失つたとき。 二 前条第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき。 三 第三十五条の三の三十五において準用する第二十六条第一項の規定による届出があつたときその他個別信用購入あつせんの営業を廃止したことが判明したとき。 2 前条第三項の規定は、前項第一号又は第三号の規定により登録を消除した場合に準用する。 (販売業者等の契約の解除) 第三十五条の三の三十四 登録個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の三十二第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は前条第一項第一号若しくは第三号の規定により登録を消除されたときは、当該登録個別信用購入あつせん業者と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者は、将来に向かつてその契約を解除することができる。 2 前項の規定に反する特約は、無効とする。 (準用規定) 第三十五条の三の三十五 第二十四条、第二十
--	---	---	--

六条第一項及び第二十八條の規定は、個別信用購入あつせんを業として営む場合に準用する。この場合において、第二十四條中「第二十八條第一項の規定による命令をし、若しくは同条第二項の規定によりこれを取消し」とあるときは、又は前条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消したとき」とあるのは「第三十五條の三の三十二第一項の規定により登録を取り消したとき、同条第二項の規定により登録を取り消し、若しくは個別信用購入あつせんに係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三十五條の三の三十三第一項第一号若しくは第三号の規定により登録を消除したとき」と、第二十八條中「第二十三條第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十五條の三の三十二第一項若しくは第二項」と、「第二十五條の規定により許可が効力を失つたとき」とあるのは「第三十五條の三の三十三第一項第一号若しくは第三号の規定により登録を消除されたとき」と、「前払式割賦販売の契約」とあるのは「個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を相手方とする個別信用購入あつせんに係る契約及び個別信用購入あつせん関係受領契約」と読み替へるものとする。

第三節 指定信用情報機関

第一款 通則

信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者に対する特定信用情報の提供を行う業務をいう。以下同じ。を行う者として、指定することができ。

一 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。）であること。

二 第三十五條の三の五十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員（業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この款及び第三款において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取扱われて

いる者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第三十五條の三の五十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取扱われている者を含む。ホにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第三十五條の三の五十四第一項の規定又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ この法律若しくは個人情報保護に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 その取り扱う特定信用情報の規模として経済産業省令で定めるものが、特定信用情報提供等業務を適正かつ効率的に行うに足るものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

六 特定信用情報提供等業務を遂行するために必要と認められる財産的基礎で経済産業省令で定めるものを有すると認められること。

七 その人的構成に照らして、特定信用情報提供等業務を適正かつ確実に遂行することができ知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

二 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、指定信用情報機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で公示しなければならない。

（指定の申請）

第三十五條の三の三十七 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 主たる営業所又は事務所その他特定信用情報提供等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

三 役員の氏名又は商号若しくは名称

四 特定信用情報提供等業務及び特定信用情報提供等業務に付随する業務以外の業務を行うときは、その業務の内容

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要

件に該当することを誓約する書面

二 定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三 業務規程

四 財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書

五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める書類

3 前項の場合において、定款、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは収支計算書又は事業報告書が電磁的記録で作られているときは、書面に代えて電磁的記録(経済産業省令で定めるものに限る。)を添付することができる。

(指定信用情報機関の役員の兼職の制限)

第三十五条の三の三十八 指定信用情報機関の代表者及び常務に従事する役員は、経済産業大臣の認可を受けた場合を除くほか、包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者その他の経済産業省令で定める法人の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は貸金業法第二条第一項に規定する貸金業その他の経済産業省令で定める事業を営んではない。

(秘密保持義務)

第三十五条の三の三十九 指定信用情報機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特定信用情報提供等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二款 業務

(指定信用情報機関の業務)

第三十五条の三の四十 指定信用情報機関は、

この節の規定及び業務規程の定めるところにより、特定信用情報提供等業務を行うものとする。

(兼業の制限)

第三十五条の三の四十一 指定信用情報機関は、特定信用情報提供等業務及び特定信用情報提供等業務に付随する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、当該指定信用情報機関が割賦販売業者及びローン提携販売業者に対する信用情報(利用者(第二条第一項第二号に規定する利用者及び同条第三項第一号に規定する利用者)をいう。)又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の支払能力に関する情報をいう。第三十八条及び第三十九条において同じ。)の提供に係る業務その他特定信用情報提供等業務を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められる業務について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定信用情報機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に申請者が特定信用情報提供等業務及び特定信用情報提供等業務に付随する業務以外の業務を行う旨の記載がある場合において、当該申請者が第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けたときは、当該業務を行うことにつき第一項ただし書の承認を受けたものとみなす。

(特定信用情報提供等業務の一部の委託)

第三十五条の三の四十二 指定信用情報機関は、経済産業省令で定めるところにより、特定信用情報提供等業務の一部を、経済産業大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた特定信用情報提供等業務の一部を、当該委託をした指定信用情報機関の同意を得て、更に他の者に委託することができる。

(業務規程の認可)

第三十五条の三の四十三 指定信用情報機関は、特定信用情報提供等業務に係る次に掲げる事項に関する業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者との特定信用情報の提供を内容とする契約(以下「特定信用情報提供契約」という。)の締結に関する事項
二 特定信用情報の収集及び提供に関する事項
三 特定信用情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の特定信用情報の安全管理に関する事項
四 特定信用情報の正確性の確保に関する事項
五 料金に関する事項
六 他の指定信用情報機関があるときは、当該他の指定信用情報機関に対する基礎特定信用情報(特定信用情報のうち、包括信用

購入あつせん関係受領契約又は個別信用購入あつせん関係受領契約に係る第三十五条の三の五十六第一項各号に掲げる事項に係る情報をいう。以下同じ。)の提供に関する事項その他の当該他の指定信用情報機関との特定信用情報提供等業務の連携に関する事項(第三十五条の三の四十七第二項の規定により手数料を徴収する場合にあつては、当該手数料に関する事項を含む。)

七 特定信用情報提供契約を締結した相手方である包括信用購入あつせん業者(以下「加入包括信用購入あつせん業者」という。)又は特定信用情報提供契約を締結した相手方である個別信用購入あつせん業者(以下「加入個別信用購入あつせん業者」という。)に対する監督に関する事項
八 特定信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合におけるその委託した業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する事項
九 苦情の処理に関する事項
十 前各号に掲げるもののほか、特定信用情報提供等業務の実施に必要な事項として経済産業省令で定める事項

2 前項第二号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者から利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に係る特定信用情報の提供を依頼された場合には、当該利用者又は購入者若しくは役務の

提供を受ける者に係るすべての特定信用情報提供すること。

二 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者から、その保有する基礎特定信用情報について、購入者又は役務の提供を受ける者に係るすべての基礎特定信用情報の提供を受けること。

3 第一項第五号に掲げる事項に関する業務規程は、特定信用情報提供等業務に関する料金が能率的な業務運営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであることを内容とするものでなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定信用情報機関に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(差別的取扱いの禁止)

第三十五条の三の四十四 指定信用情報機関は、包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者が特定信用情報提供契約の締結を希望する場合には、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

2 指定信用情報機関は、特定の加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(記録の保存)

第三十五条の三の四十五 指定信用情報機関は、経済産業省令で定めるところにより、特

定信用情報提供等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者に対する監督)

第三十五条の三の四十六 指定信用情報機関は、加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者が指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を第三十条の二第一項本文の規定による調査又は第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査その他の利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の支払能力に関する事項の調査(第三十五条の三の五十九第一項及び第五十条第二号において「支払能力調査」という。)以外の目的で使用しないよう加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(指定信用情報機関の情報提供)

第三十五条の三の四十七 指定信用情報機関は、他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者の依頼に基づき当該他の指定信用情報機関から基礎特定信用情報の提供の依頼を受けたときは、正当な理由がある場合その他経済産業省令で定める場合を除き、当該依頼に応じ、基礎特定信用情報を提供しなければならない。

2 指定信用情報機関は、前項の規定による基礎特定信用情報の提供に関し、手数料を徴収することができる。

3 指定信用情報機関は、前項の規定により手

数料を徴収する場合には、第一項の規定による基礎特定信用情報の提供に関する能率的な業務運営の下における適正な原価に照らし公正妥当な手数料を定めなければならない。

4 第三十五条の三の三十九及び第三十五条の三の四十五の規定は、第一項の規定による基礎特定信用情報の提供に係る業務について準用する。

(加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者の名簿の縦覧)

第三十五条の三の四十八 指定信用情報機関は、加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(名称の使用制限)

第三十五条の三の四十九 指定信用情報機関でない者(貸金業法第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けた者を除く。)は、その名称又は商号中に、指定信用情報機関と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第三款 監督

(変更の届出)

第三十五条の三の五十 指定信用情報機関は、第三十五条の三の三十七第一項第一号から第三号までのいずれかに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定信用情報機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければ

ならない。

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第三十五条の三の五十一 指定信用情報機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る業務及び財産に関する報告書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

(改善命令)

第三十五条の三の五十二 経済産業大臣は、指定信用情報機関の特定信用情報提供等業務の運営に関し、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定信用情報機関に対し、財産の状況又はその業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定信用情報提供等業務の休廃止)

第三十五条の三の五十三 指定信用情報機関は、特定信用情報提供等業務の全部又は一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く。)をし、又は廃止しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 指定信用情報機関が、天災その他のやむを得ない理由により特定信用情報提供等業務の全部又は一部を休止した場合には、直ちにその旨を、理由を付して経済産業大臣に届け出るとともに、加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者並びに他の指定信用情報機関に通知しなければならない

い。指定信用情報機関がその休止した当該特定信用情報提供等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 前二項の規定により指定信用情報機関による特定信用情報提供等業務が休止している場合において、包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者が指定信用情報機関の保有する特定信用情報の全部又は一部を使用することができないときは、第三十条の二第三項又は第三十五条の三の第三項の規定は、適用しない。

(指定の取消し等)

第三十五条の三の五十四 経済産業大臣は、指定信用情報機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十五条の三の三十六第一項の規定による指定若しくは第三十五条の三の四十一第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めて、特定信用情報提供等業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができる。

一 第三十五条の三の三十六第一項第三号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

二 不正の手段により第三十五条の三の三十六第一項の規定による指定を受けたとき。

三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により第三十五条の三の三十六第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しな

ければならない。

(特定信用情報提供等業務移転命令)

第三十五条の三の五十五 経済産業大臣は、指定信用情報機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定信用情報機関に対し、特定信用情報提供等業務の全部又は一部を他の指定信用情報機関に行わせることを命ずることができる。

一 前条第一項の規定により第三十五条の三の三十六第一項の規定による指定を取り消し、又は特定信用情報提供等業務の全部若しくは一部の停止を命ずるとき。

二 第三十五条の三の五十三第一項の認可をするとき。

三 弁済期にある債務の弁済が特定信用情報提供等業務の継続に著しい支障を来すこととなる事態又は破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがあると認められるとき。

四 指定信用情報機関が天災その他の事由により特定信用情報提供等業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第四款 加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者

(基礎特定信用情報の提供)

第三十五条の三の五十六 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、指定信用情報機関と特定信用情報提供

契約を締結したときは、当該特定信用情報提供契約の締結前に締結した購入者又は役務の提供を受ける者を相手方とする包括信用購入あつせん関係受領契約又は個別信用購入あつせん関係受領契約で当該特定信用情報提供契約を締結した時点において支払時期の到来していない支払分又は弁済金(支払時期が到来しており、かつ、支払の義務が履行されていないものを含む)があるものに係る次に掲げる事項を、当該指定信用情報機関に提供しなければならない。

一 当該購入者又は当該役務の提供を受ける者の氏名及び住所その他の当該購入者又は当該役務の提供を受ける者を識別することができる事項として経済産業省令で定めるもの

二 契約年月日

三 支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんに係る債務の額

四 前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、購入者又は役務の提供を受ける者を相手方とする包括信用購入あつせん関係受領契約又は個別信用購入あつせん関係受領契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約に係る基礎特定信用情報を加入指定信用情報機関(特定信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関をいう。以下同じ。)に提供しなければならない。

3 前二項の規定による基礎特定信用情報の提供をした加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、当該提供をした基礎特定信用情報に変更があつたときは、遅滞なく、その変更内容を加入指定信用情報機関に提供しなければならない。

(指定信用情報機関への特定信用情報の提供等に係る同意の取得等)

第三十五条の三の五十七 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、加入指定信用情報機関に利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に係る特定信用情報の提供の依頼(当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に係る他の指定信用情報機関が保有する基礎特定信用情報の提供の依頼を含む)をする場合には、経済産業省令で定める場合を除き、あらかじめ、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

2 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、購入者又は役務の提供を受ける者を相手方とする包括信用購入あつせん関係受領契約又は個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる同意を当該購入者又は当該役務の提供を受ける者から書面又は電磁的方法により得なければならない。

一 当該購入者又は当該役務の提供を受ける者に関する基礎特定信用情報を加入指定信用情報機関に提供する旨の同意

二 前号の基礎特定信用情報を加入指定信用

情報機関が当該加入指定信用情報機関の他の加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者に提供する旨の同意

三 第一号の基礎特定信用情報を第三十五条の三の四十七第一項の規定による依頼に応じ、他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者に提供する旨の同意

3 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、前二項の同意を得た場合には、経済産業省令で定めるところにより、当該同意に関する記録を作成し、保存しなければならない。

(加入指定信用情報機関の商号等の公表)

第三十五条の三の五十八 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、加入指定信用情報機関の商号又は名称を公表しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第三十五条の三の五十九 加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者又はこれらの役員若しくは職員は、支払能力調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に特定信用情報の提供の依頼(当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に係る他の指定信用情報機関が保有する基礎特定信用情報の提供の依頼を含む。)をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を支払能力調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならない。

2 加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者又はこれらの役員若しくは職員は、加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報について、これらの者に該当しなくなつた後において、当該特定信用情報を使用し、又は第三者に提供してはならない。

第四節 適用除外

第三十五条の三の六十 この章の規定は、次の包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。

- 一 商品若しくは指定権利を販売する契約又は役務を提供する契約(連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約に係るものを除く。)であつて、当該契約の申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供
- 二 本邦外に在る者に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供
- 三 国又は地方公共団体が行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供
- 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供(当該団体が構成員

以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供を含む。)

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ 国家公務員法第八十二条の二又は地方公務員法第五十二条の団体

ハ 労働組合

五 事業者がその従業者に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

六 不動産を販売する契約に係る包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

2 この章の規定は、次の個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。

- 一 商品若しくは指定権利を販売する契約又は役務を提供する契約(連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約に係るものを除く。)であつて、当該契約の申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供
- 二 本邦外に在る者に対して行う個別信用購入

入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

三 国又は地方公共団体が行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供(当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供を含む。)

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ 国家公務員法第八十二条の二又は地方公務員法第五十二条の団体

ハ 労働組合

五 事業者がその従業者に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

六 不動産を販売する契約に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

3 第三十五条の三の五、第三十五条の三の七、第三十五条の三の九、第三十五条の三の十、第三十五条の三の十二及び第三十五条の三の十三の規定は、次の個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。

一 特定商取引に関する法律第二十六条第一項第六号から第八号までの販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものに係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

二 特定商取引に関する法律第二十六条第五項各号の訪問販売及び同条第六項各号の電話勧誘販売に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

4 第三十五条の三の十の規定は、次の個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。

一 特定商取引に関する法律第二十六条第二項に規定する役務の提供であつて訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものが同項に規定する経済産業省令で定める場合に該当する場合における当該役務の提供に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る提供の方法による提供

二 特定商取引に関する法律第二十六条第三項各号に規定する販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものに係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

三 訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供が特定商取引に関する法律第二十六条第四項第一号又は第二号の場合に該当する場合における当該販売又は役

務の提供に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

第三十五条の四第一項中「第三十五条の三の三を「前条」に改める。

第三十五条の十五の次に次の二章を加える。

第三章の四 クレジットカード番号等の

適切な管理等

(クレジットカード番号等の適切な管理)

第三十五条の十六 包括信用購入あつせん業者又は二月払購入あつせん業者とする者(以下「クレジットカード等購入あつせん業者」という。は、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等(クレジットカード等購入あつせん業者が、その業務上利用者に付与する第二条第三項第一号の番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 この章において「二月払購入あつせん」とは、カード等を利用者に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じて当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。)をすることともに、当該利用者から

当該代金又は当該対価に相当する額を、当該利用者が当該販売業者から商品若しくは権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することをいう。

3 特定のクレジットカード等購入あつせん業者のために、利用者がカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けるときは、自己の名をもつて当該販売業者又は当該役務提供事業者に包括信用購入あつせん又は二月払購入あつせんに係る購入の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じて当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。)をすること(以下「立替払取次ぎ」という。)を業とする者(以下「立替払取次ぎ業者」という。は、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等の漏えい、滅失又はき損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次ぎ業者は、クレジットカード番号等保有業者(次の各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。)の取り扱うクレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、

経済産業省令で定める基準に従い、クレジットカード番号等保有業者に対する必要な指導その他の措置を講じなければならない。

一 クレジットカード等購入あつせん業者と包括信用購入あつせん又は二月払購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者

二 立替払取次ぎ業者と立替払取次ぎに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者

三 クレジットカード等購入あつせん業者若しくは立替払取次ぎ業者若しくは前二号に掲げる販売業者若しくは役務提供事業者からクレジットカード番号等の取扱いの全部若しくは一部の委託を受けた第三者又は当該第三者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者

(改善命令)

第三十五条の十七 経済産業大臣は、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次ぎ業者が講ずる前条第一項、第三項又は第四項に規定する措置がそれぞれ同条第一項、第三項又は第四項に規定する基準に適合していないと認めるときは、その必要の限度において、当該クレジットカード等購入あつせん業者又は当該立替払取次ぎ業者に対し、当該措置に係る業務の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章の五 認定割賦販売協会

(認定割賦販売協会の認定及び業務)
第三十五条の十八 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、割賦販売業者、ローン提携販売業者、包括信用購入あつせん業者、個

別信用購入あつせん業者、クレジットカード等購入あつせん業者(包括信用購入あつせん業者を除く。第四十条及び第四十一条において「割賦販売業者等」と総称する。)が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務(以下「認定業務」という。)を行う者として認定することができ

- 一 割賦販売、ローン提携販売、包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんに係る取引(以下この章において「割賦販売等」に係る取引という。)の健全な発達及び利用者(第二条第一項第二号に規定する利用者及び同条第三項第一号に規定する利用者という。)又は購入者若しくは役務の提供を受ける者(以下この章において「利用者等」という。)の利益の保護に資することを目的とする。
- 二 割賦販売業者等を社員とする旨の定款の定めがあること。
- 三 次項に規定する業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。
- 四 次項に規定する業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。
- 2 前項の規定により認定された一般社団法人(以下「認定割賦販売協会」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 割賦販売等に係る取引の公正の確保及び

クレジットカード番号等の適切な管理を図るために必要な規則の制定

- 二 会員のこの法律の規定若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査
 - 三 会員にこの法律の規定若しくはこの法律に基づく命令又は第一号の規則を遵守させるための会員に対する指導又は勧告その他の業務
 - 四 利用者等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供
 - 五 会員の行う業務に関する利用者等からの苦情の処理
 - 六 利用者等に対する広報その他認定割賦販売協会の目的を達成するため必要な業務(社員名簿の縦覧等)
- 第三十五条の十九 認定割賦販売協会は、社員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 認定割賦販売協会でない者は、その名称又は商号中に、認定割賦販売協会と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
 - 3 認定割賦販売協会に加入していない者は、その名称又は商号中に、認定割賦販売協会会員と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- (認定割賦販売協会への報告)
- 第三十五条の二十 会員(包括信用購入あつせん業者及び個別信用購入あつせん業者に限る。以下この条及び次条において同じ。)は、包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者(会員である包括信用購入あつせん業者又は

会員である包括信用購入あつせん業者のために包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎを行う包括信用購入あつせん関係立替払取次業者と包括信用購入あつせん又は包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した者に限る。以下この条において「包括信用購入あつせん関係販売業者等」という。)又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者(会員である個別信用購入あつせん業者と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した者に限る。以下この条において「個別信用購入あつせん関係販売業者等」という。)が行つた利用者等の保護に欠ける行為に関する情報その他利用者等の利益を保護するために必要な包括信用購入あつせん関係販売業者等又は個別信用購入あつせん関係販売業者等に係る情報として経済産業省令で定めるものを取得したときは、これを認定割賦販売協会に報告しなければならない。

- (認定割賦販売協会による情報提供)
- 第三十五条の二十一 認定割賦販売協会は、その保有する前条に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該情報を提供しなければならない。
- (役職員の秘密保持義務等)
- 第三十五条の二十二 認定割賦販売協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 2 認定割賦販売協会の役員若しくは職員又は

これらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を、認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

- (定款の必要的記載事項)
- 第三十五条の二十三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第十一条第一項各号に掲げる事項及び第三十五条の十八第一項第二号に規定する定款の定めのほか、認定割賦販売協会は、その定款において、この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は同条第二項第一号の規則に違反した社員に対し、定款で定める社員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。
- (改善命令等)
- 第三十五条の二十四 経済産業大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の規定の施行に必要な限度において、認定割賦販売協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 経済産業大臣は、認定割賦販売協会の業務の運営がこの法律の規定若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反していると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 第三十六条中「第二条第四項若しくは第五項、第四条の四第一項」を「第二条第五項若しくは第六項」に、「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に、「第二十九条の三の三第一項、第三十条の二の三第一項、第三十条の四

第四項第一号を「第三十条の第四項」に、「若しくは第三十五条の三の二第一号を」、「第三十五条の三の十九第四項、第三十五条の三の二十六第一項第二号、第三十五条の三の六十一第一号又は第四十条第六項(密接関係者の定めに係るものに限る。)」に改める。

第三十七条の見出し中「証券等」を「カード等」に改め、同条中「証券等(」を「カード等(」に、「に規定する証券等又は」を「のカードその他の物及び」に、「に規定する証券等のうち、証券」を「のカード」に、「第五十条第二号」を「第五十一条の三」に、「証券等の提供」を「カード等の提供」に改める。

第三十八条の見出し中「購入」を「購入等」に改め、同条中「ローン提携販売業者及び割賦購入あつせん業者(以下「割賦販売業者等」という。)」を「及びローン提携販売業者」に、「購入者の支払能力に関する情報(以下「信用情報」という。)」を「信用情報」に、「割賦販売業者等」に「割賦販売業者及びローン提携販売業者に」に、「購入者が」を「利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が」に、「当該購入者」を「当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者」に、「割賦販売、ローン提携販売又は割賦購入あつせん」を「割賦販売又はローン提携販売」に改める。

第三十九条第一項を次のように改める。
割賦販売業者、ローン提携販売業者、包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者又はこれらの役員若しくは職員は、利用者(第二條第一項第二号に規定する利用者及び同条第三項第一号に規定する利用

者)をいう。以下この条において同じ。又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の支払能力に関する事項の調査以外の目的のために信用情報機関に信用情報の提供の依頼をし、又は信用情報機関から提供を受けた信用情報を支払能力に関する事項の調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならない。

第三十九条第二項中「割賦販売業者等」を「割賦販売業者、ローン提携販売業者、包括信用購入あつせん業者及び個別信用購入あつせん業者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 信用情報機関は、信用情報を利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の支払能力に関する事項の調査以外の目的のために使用してはならない。

第三十九条の次に次の三項を加える。
(登録等に関する意見聴取)

第三十九条の二 経済産業大臣は、第三十三条第一項の登録をしようとするときは第三十三条の二第一項第六号ホ、第七号又は第八号に該当する事由、第三十三条の三第二項において準用する第三十三条第一項の登録をしようとするときは第三十三条の二第一項第六号ホに該当する事由、第三十五条の三の二十五第一項(第三十五条の三の二十七第二項において準用する場合を含む。)の登録をしようとするときは第三十五条の三の二十六第一項第五号ホ、第六号又は第七号に該当する事由、第三十五条の三の二十八第二項において準用する第三十五条の三の二十五第一項の登録をし

ようとするときは第三十五条の三の二十六第一項第五号ホに該当する事由の有無について、警察庁長官の意見を聴くものとする。

2 経済産業大臣は、第三十四条の二第一項の規定による登録の取消しをするときは第三十三条の二第一項第六号ホ、第七号又は第八号に該当する事由、第三十五条の三の三十二第二項の規定による登録の取消しをするときは第三十五条の三の二十六第一項第五号ホ、第六号又は第七号に該当する事由の有無について、警察庁長官の意見を聴くことができる。

(経済産業大臣への意見)
第三十九条の三 警察庁長官は、登録包括信用購入あつせん業者又は登録個別信用購入あつせん業者について、第三十三条の二第一項第六号ホ、第七号若しくは第八号又は第三十五条の三の二十六第一項第五号ホ、第六号若しくは第七号に該当する事由があると疑うに足る相当な理由があるため、経済産業大臣が当該登録包括信用購入あつせん業者又は当該登録個別信用購入あつせん業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、経済産業大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

(関係行政機関への照会等)
第三十九条の四 経済産業大臣は、第三十九条の二に規定するもののほか、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

第四十条第一項中「営業」を「業務」に改め、同条第二項中「登録割賦購入あつせん業者」を削

り、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に、「営業」を「業務」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者に対し、その業務に関し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる。

4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者に対し、クレジットカード番号等の安全管理の状況に関し報告をさせることができる。

5 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者に対し、その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に関し報告をさせることができる。

6 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、個別信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係役務提供事業者その他の個別信用購入あつせん業者と密接な関係を有する者として政令で定める者(次条第四項において「密接関係者」という。)に対し、当該個別

信用購入あつせん業者の第三十五条の三の五及び第三十五条の三の七本文の規定の遵守の状況に参考となるべき報告又は帳簿、書類その他の資料の提出を命ずることができる。

7 経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定信用情報機関に対し、その業務又は財産に関し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる。

8 経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、加入包括信用購入あつせん業者、加入個別信用購入あつせん業者その他の指定信用情報機関を利用する者又は第三十五条の三の四十二各項の規定による委託を受けた者に対し、当該指定信用情報機関の業務又は財産に関し参考となるべき報告をさせることができる。

9 経済産業大臣は、認定業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、認定割賦販売協会に対し、その業務又は財産に関し報告をさせることができる。

第四十一条第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関」に、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に、「又は指定受託機関」を「指定受託機関又は認定割賦販売協会」に、「本店その他の営業所を営業所又は事務所」に、「帳簿書類その他の物件を検査させる」を「帳簿、書類その他の物件の検査をさせる」に改め、同条第三項中「第一

項」を「第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(クレジットカード番号等の安全管理の状況に係るものに限る。)をさせることができる。

3 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に係るものに限る。)をさせることができる。

4 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、密接関係者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(個別信用購入あつせん業者の第三十五条の三の五及び第三十五条の三の七本文の規定の遵守の状況に係るものに限る。)をさせることができる。

5 経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、加入包括信用購入あつせん業

者、加入個別信用購入あつせん業者その他の指定信用情報機関を利用する者又は第三十五条の三の四十二各項の規定による委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(当該指定信用情報機関の業務又は財産に係るものに限る。)をさせることができる。

第四十二条第一項中「を含む。」の下に「又は第三十五条の三の二十六第一項(第三十五条の三の二十七第二項及び第三十五条の三の二十八第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十三条第一項中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改め、「第三十四条第一項」の下に、「第三十五条の三の三十二第二項、第三十五条の三の五十四第一項」を加え、同条第二項中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に、「又は第三十五条の三の三十二」を「第三十五条の三の三十二第一項若しくは第二項、第三十五条の三の五十四第一項、第三十五条の三の十四又は第三十五条の二十四第二項」に改める。

第四十六条第一号中「指定商品」を「商品」に改め、同条第三号中「指定役務」を「役務」に改める。

第四十九条中「二年」を「三年」に、「五十万円」を「三百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第二号中「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に改め、同条を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二 第三十一条の規定に違反して包括信用購

入あつせんを業として営んだ者
三 第三十五条の三の二十三の規定に違反して個別信用購入あつせんを業として営んだ者
四 第三十五条の三の三十の規定に違反した者

第四十九条の次に次の一条を加える。

第四十九条の二 クレジットカード等購入あつせん業者、立替払取次業者若しくはクレジットカード番号等保有業者又はこれらの役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者が、その業務に関し知り得たクレジットカード番号等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 人を欺いてクレジットカード番号等を提供させた者も、前項と同様とする。クレジットカード番号等を次の各号のいずれかに掲げる方法で取得した者も、同様とする。

一 クレジットカード番号等が記載され、又は記録された人の管理に係る書面又は記録媒体の記載又は記録について、その承諾を得ずにその複製を作成すること。

二 不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第三条に規定する不正アクセス行為をいう。)を行うこと。

3 正当な理由がないのに、有償で、クレジットカード番号等を提供し、又はその提供を受けた者も、第一項と同様とする。正当な理由がないのに、有償で提供する目的で、クレ

ジットカード番号等を保管した者も、同様とする。

4 前三項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第五十条を次のように改める。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第二号又は第三号に該当する者から特定信用情報の提供を受けた者も、同様とする。

一 第三十五条の三の三十九(第三十五条の三の四十七第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

二 第三十五条の三の五十九第一項の規定に違反して支払能力調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に特定信用情報の提供を依頼し、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を支払能力調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供した者

三 第三十五条の三の五十九第二項の規定に違反して加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を使用し、又は第三者に提供した者

第五十一条中「登録割賦購入あつせん業者、第三十五条の三の二の許可を受けた者又は指定受託機関を登録包括信用購入あつせん業者、登録個別信用購入あつせん業者又は第三十五条の三の六十一の許可を受けた者」に、「一年」を「二年に」、「又は三十万円以下の罰金に処する」を「若しくは三百万円以下の罰金に処し、又は

これを併科する」に改め、同条第一号及び第二号中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改め、同条第四号中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の三十二第二項」に改め、同条の次に次の五号を加える。

第五十一条の二 第三十五条の三の三十二第二項に定める命令に違反した指定受託機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十一条の三 第三十七條の規定に違反して、業として、カード等を譲り受け、又は資金の融通に関してカード等の提供を受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十一条の四 第三十五条の三の二十二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十一条の五 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした登録包括信用購入あつせん業者、登録個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、指定受託機関又は認定割賦販売協会の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三十三条の五の規定による命令に違反したとき。

二 第三十五条の三の三十一の規定による命令に違反したとき。

三 第三十五条の三の五十二の規定による命令に違反したとき。

四 第三十五条の三の十三の規定による命令に違

反したとき。

五 第三十五条の二十四第一項の規定による命令に違反したとき。

第五十一条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の五の三の規定による命令に違反した者

二 第三十五条の三の二十一の規定による命令に違反した者

三 第三十五条の十七の規定による命令に違反した者

第五十二条中「登録割賦購入あつせん業者を登録包括信用購入あつせん業者、指定信用情報機関」に、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に改め、「代表者」の下に、「管理人」を加え、「十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改め、「割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改め、同条第二号中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改め、同条を同条第四号とし、同条第六号中「第三十三条の三第一項」を「第三十五条の三の四十一第一項本文」に、「変更登録の申請書を提出しなかつたとき」を、「他の業務を行ったとき」に改め、同条を同条第五号とし、同条中第九号を削り、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、同条の前に次の四号を加える。

六 第三十五条の三の四十三第一項の規定に違反して業務規程を定めず、若しくは経済産業大臣の認可を受けず、又は経済産業大臣の認可を受けずに業務規程の変更をしたとき。

七 第三十五条の三の四十五(第三十五条の三の四十七第四項において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

八 第三十五条の三の五十一第一項の規定による業務及び財産に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした業務及び財産に関する報告書を提出したとき。

九 第三十五条の三の五十三第一項の規定に違反したとき。

第五十三条中「十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第二十九条の二第一項又は第三十条第二項」を「又は第三十五条の三の二第一項」に改め、同条第二号中「第二十九条の二第四項又は第三十条第四項若しくは第五項」を「第二十九条の二第三項、第三十条第三項又は第三十五条の三の二第二項」に改め、同条第三号中「第四条の三第一項本文、第二十九条の二第二項若しくは第三項」を「第二十九条の二第二項若しくは第三項」に改め、「第二十九条の三の二第一項本文」を削り、「若しくは第三項、第三十条の二又は第三十条の二の二第一項本文」を「若しくは第二項、第三十条の二の三、第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項若しくは第三項」に改め、同条第五号中「第四十一条第一項」の下に「から第五項まで」を加え、同条を同

条第八号とし、同条第四号中「第四十条」を「第四十条第一項、第三項から第五項まで、第八項若しくは第九項」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 第四十条第二項又は第七項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出した者

七 第四十条第六項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者

第五十三條第三号の次に次の一号を加える。

四 第三十五條の三の五第二項の規定に違反して調査に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又はこれを保存しなかつた者

第五十三條の次に次の二条を加える。

第五十三條の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした許可割賦販売業者、登録包括信用購入あつせん業者、登録個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第三十五條の三の六十一の許可を受けた者又は指定受託機関の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九條第一項若しくは第二項(第三十五條の三の六十二において準用する場合を含む)、第三十五條の三の五十一項、第三十五條の六、第三十五條の七第一項又は第三十五條の八第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十三條の三第一項又は第三十五條の三の二十八第一項の規定に違反して変更登録の申請書を提出しなかつたとき。

三 第三十五條の三の五十三第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定による通知をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

第五十三條の三 第三十五條の十九第三項の規定に違反して、その名称又は商号中に認定割賦販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十四條中「法人の代表者」を「法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人」に、「第四十九條から前条まで」を「第四十九條又は第五十條から前条まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十五條中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号及び第二号中「第三十五條の三の三」を「第三十五條の三の六十二」に改め、同条第三号中「又は第三十五條の三の三」を「第三十五條の三の三十五又は第三十五條の三の六十二」に改め、本則に次の二条を加える。

情報機関の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、管理人、業務を執行する社員若しくは清算人又は認定割賦販売協会の役員(仮理事を含む。)若しくは代表者であつた者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十五條の三の三十八の規定に違反して、経済産業大臣の認可を受けずに、法人の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は事業を営んだとき。

二 第三十五條の三の四十八又は第三十五條の十九第一項の規定に違反したとき。

第五十五條の三 第三十五條の三の四十九又は第三十五條の十九第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第四條 割賦販売法の一部を次のように改正する。

第三十條の二に次の一項を加える。

4 包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し若しくは付与した場合又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額した場合には、経済産業省令で定めるところにより、第一項本文の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十條の五の三中「包括信用購入あつせん業者が」の下に「第三十條の二第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十條の二の二本文」を加える。

第三十五條の三の次に次の一項を加える。

4 個別信用購入あつせん業者は、個別信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合に入、経済産業省令で定めるところにより、第一項本文の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十五條の三の二十一中「個別信用購入あつせん業者が」の下に「第三十五條の三の三第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十五條の三の四本文」を加える。

第五十三條第四号中「第三十五條の三の五第二項」を「第三十條の二第四項、第三十五條の三の三第四項又は第三十五條の三の五第二項」に改める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四條第十一項及び第十二項並びに附則第五條第二十九項の規定 公布の日

二 第一條及び附則第三條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第四條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第十一條の規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日

官 報 (号 外)

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律平成二十年法律第 号の施行の日前となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第三条の規定による改正後の割賦販売法次項及び附則第五条において「新割賦販売法」という。第三十三条の二第一項第六号ハ及び第三十五条の三の二十六第一項第五号ハの規定の適用については、これらの規定中「第三十二条の二第七項」とあるのは、「第三十一条第七項」とする。

2 この法律の施行の日が貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前となる場合には、同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新割賦販売法第三十五条の三の四十九の規定の適用については、同条中「指定信用情報機関でない者(貸金業法第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けた者を除く。）」とあるのは、「指定信用情報機関でない者とする。(特定商取引に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際既に第一条の規定による改正後の特定商取引に関する法律(以下この条において「第二号新特定商取引法」という。)第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告、第二号新特定商取引法第三十六条の三第一項第一号に規定する連鎖販売取引電子メール広告又は第二号新特定商取引法第五十四条の三第一項第一号に規定する業務提供誘引販売取引電子メール広

告(以下この条において「通信販売電子メール広告等」という。)に相当するものをするものにつききその相手方から受けている請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売電子メール広告等をするものにつききその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際既にされている意思の表示であつて、通信販売電子メール広告等に相当するものの提供を受けたい旨のものは、第二号新特定商取引法第十二条の三第二項(第二号新特定商取引法第十二条の四第二項において準用する場合を含む。)、第三十六條の三第二項(第二号新特定商取引法第三十六條の四第二項において準用する場合を含む。)、又は第五十四條の三第二項(第二号新特定商取引法第五十四條の四第二項において準用する場合を含む。)に規定する意思の表示とみなす。

3 第二号新特定商取引法第十二条の三第三項(第二号新特定商取引法第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)、第三十六條の三第三項(第二号新特定商取引法第三十六條の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)、及び第五十四條の三第三項(第二号新特定商取引法第五十四條の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に通信販売電子メール広告等に相当するものをするものにつききその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾に基づき通信販売電子メール広告等については、適用しない。

第四条 第二条の規定による改正後の特定商取引

に関する法律(以下この条において「新特定商取引法」という。)第四条及び第十八条の規定は、この法律の施行後に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについて適用し、この法律の施行前に販売業者又は役務提供事業者が受けた第二条の規定による改正前の特定商取引に関する法律第二条第四項に規定する指定商品若しくは指定権利又は指定役務(以下「特定指定商品等」という。)の売買契約又は役務提供契約の申込みについては、なお従前の例による。

2 新特定商取引法第五条及び第十九条の規定は、この法律の施行後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、この法律の施行前に締結された特定指定商品等の売買契約又は役務提供契約については、なお従前の例による。

3 新特定商取引法第九条及び第二十四条の規定は、この法律の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はこの法律の施行後に締結された売買契約若しくは役務提供契約(この法律の施行前にその申込みを受けたものを除く。)について適用し、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた特定指定商品等の売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された特定指定商品等の売買契約若しくは役務提供契約については、なお従前の例による。

4 新特定商取引法第九条の二の規定は、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。

5 新特定商取引法第十条及び第二十五条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約又は役務提供契約(特定指定商品等に係るものを除く。)については、適用しない。

6 この法律の施行の際既に新特定商取引法第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告(特定指定商品等に係るものを除く。)をするものにつききその相手方から受けている請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売電子メール広告をするものにつききその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。

7 この法律の施行の際既にされている意思の表示であつて、新特定商取引法第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告(特定指定商品等に係るものを除く。)の提供を受けたい旨のものは、同条第二項(新特定商取引法第十二条の四第二項において準用する場合を含む。)に規定する意思の表示とみなす。

8 新特定商取引法第十二条の三第三項(新特定商取引法第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日前に新特定商取引法第十二条の三第一

項第一号に規定する通信販売電子メール広告（特定指定商品等に係るものを除く。）をするこ
とにつきその相手方から受けた請求又はその相
手方から得た承諾に基づく通信販売電子メール
広告については、適用しない。

9 新特定商取引法第十三条及び第二十條の規定
は、この法律の施行前に販売業者又は役務提供
事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申
込み（特定指定商品等に係るものを除く。）につ
いては、適用しない。

10 新特定商取引法第十五條の二の規定は、この
法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申
込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの
法律の施行後に締結された場合におけるその売
買契約又はこの法律の施行前に締結された売買
契約については、適用しない。

11 新特定商取引法第六十七條第一項第五号に定
める主務大臣は、この法律の施行の日前におい
ても新特定商取引法第二十六條第一項第八号
二、第二項、第三項各号、第四項第一号若しく
は第二号、第五項第二号又は第六項第二号の政
令の制定の立案のために消費経済審議会に諮問
することができる。

12 経済産業大臣は、この法律の施行の日前にお
いても新特定商取引法第二十六條第四項第三号
又は第六項第一号の政令の制定の立案のために
消費経済審議会に諮問することができる。

13 この法律の施行の際現にその名称又は商号中
に、訪問販売協会若しくは訪問販売協会会員又
は通信販売協会若しくは通信販売協会会員であ
ると誤認されるおそれのある文字を用いている
者については、新特定商取引法第二十八條及び

第三十一條の規定は、この法律の施行後六月間
は、適用しない。

（割賦販売法の一部改正に伴う経過措置）
第五條 新割賦販売法第四條の規定は、この法律
の施行後に締結した契約で、新割賦販売法第二

條第一項に規定する割賦販売の方法により同条
第五項に規定する指定商品（以下「新指定商品」
という。）若しくは同項に規定する指定権利（以
下「新指定権利」という。）を販売し、又は同項に
規定する指定役務（以下「新指定役務」という。）
を提供するものについて適用し、この法律の施
行前に締結した契約で、第三條の規定による改
正前の割賦販売法（以下「旧割賦販売法」とい
う。）第二條第一項に規定する割賦販売の方法に
より同条第四項に規定する指定商品（以下「旧指
定商品」という。）若しくは同項に規定する指定
権利（以下「旧指定権利」という。）を販売し、又
は同項に規定する指定役務（以下「旧指定役務」
という。）を提供するものについては、なお従前
の例による。

2 この法律の施行前に旧割賦販売法第三條第一
項に規定する割賦販売業者（以下「割賦販売業
者」という。）、旧割賦販売法第二十九條の二第
一項に規定するローン提携販売業者（以下「ロー
ン提携販売業者」という。）又は旧割賦販売法第
三十條第二項に規定する割賦購入あつせん関係
販売業者若しくは割賦購入あつせん関係役務提
供事業者（以下「割賦購入あつせん関係販売業者
等」という。）が受けた申込みで、旧割賦販売法
第二條第一項に規定する割賦販売の方法、同条
第二項に規定するローン提携販売の方法又は同
条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販

売若しくは提供の方法（以下「割賦販売等の方
法」という。）により旧指定商品若しくは旧指定
権利を販売する契約又は旧指定役務を提供する
契約に係るものについての旧割賦販売法第四條
の三、第二十九條の三の二及び第三十條の二の
二に規定する書面の交付については、なお従前
の例による。

3 この法律の施行前に割賦販売業者、ローン提
携販売業者又は割賦購入あつせん関係販売業者
等が受けた申込みで、割賦販売等の方法により
旧指定商品若しくは旧指定権利を販売する契約
若しくは旧指定役務を提供する契約に係るもの
若しくはこの法律の施行後当該申込みに係る契
約が締結された場合における当該契約又はこの
法律の施行前に締結された契約で、割賦販売等
の方法により旧指定商品若しくは旧指定権利を
販売するもの若しくは旧指定役務を提供するも
のについての、旧割賦販売法第四條の四に規定
する契約の申込みの撤回等、旧割賦販売法第二
十九條の三の三に規定する契約の申込みの撤回
等及び旧割賦販売法第三十條の二の三に規定す
る契約の申込みの撤回等については、なお従前
の例による。

4 新割賦販売法第五條の規定は、この法律の施
行後に締結した契約で、新割賦販売法第二條第
一項に規定する割賦販売の方法により新指定商
品若しくは新指定権利を販売し、又は新指定役
務を提供するものについて適用し、この法律の
施行前に締結した契約で、旧割賦販売法第二條
第一項に規定する割賦販売の方法により旧指定
商品若しくは旧指定権利を販売し、又は旧指定
役務を提供するものについては、なお従前の例

による。

5 新割賦販売法第六條の規定は、この法律の施
行後に締結した契約で、新割賦販売法第二條第
一項第一号に規定する割賦販売の方法により新
指定商品若しくは新指定権利を販売し、又は新
指定役務を提供するものについて適用し、この
法律の施行前に締結した契約で、旧割賦販売法
第二條第一項第一号に規定する割賦販売の方法
により旧指定商品若しくは旧指定権利を販売
し、又は旧指定役務を提供するものについて
は、なお従前の例による。

6 新割賦販売法第二十九條の三の規定は、この
法律の施行後に締結した契約で、新割賦販売法
第二條第二項に規定するローン提携販売の方法
により新指定商品若しくは新指定権利を販売
し、又は新指定役務を提供するものについて適
用し、この法律の施行前に締結した契約で、旧
割賦販売法第二條第二項に規定するローン提携
販売の方法により旧指定商品若しくは旧指定権
利を販売し、又は旧指定役務を提供するものに
ついては、なお従前の例による。

7 新割賦販売法第二十九條の四において準用す
る新割賦販売法第三十條の四又は第三十條の五
の規定は、この法律の施行後に購入者又は役務
の提供を受ける者が新割賦販売法第二條第二項
に規定するローン提携販売の方法により購入す
る契約を締結した新指定商品若しくは新指定権
利又は受領する契約を締結した新指定役務に係
る分割返済金又は弁済金について適用し、この
法律の施行前に購入者又は役務の提供を受ける
者が旧割賦販売法第二條第二項に規定するロー
ン提携販売の方法により購入する契約を締結し

た旧指定商品若しくは旧指定権利又は受領する契約を締結した旧指定役務に係る分割返済金又は弁済金については、なお従前の例による。

8 新割賦販売法第三十条の二の三第一項及び第二項の規定は、この法律の施行後に締結した同条第一項に規定する包括信用購入あっせん関係受領契約以下「包括信用購入あっせん関係受領契約」という。）について適用し、この法律の施行前に締結した契約で、旧割賦販売法第二三条第一号又は第三号に規定する割賦購入あっせんに係る購入又は受領の方法により購入された旧指定商品若しくは旧指定権利又は受領される旧指定役務に係るものについては、なお従前の例による。

9 新割賦販売法第三十条の二の三第三項の規定は、新割賦販売法第二三条第二号に規定する包括信用購入あっせんに係る弁済金のうちそれを支払うべき時期がこの法律の施行後に到来するものについて適用し、旧割賦販売法第二三条第三号に規定する割賦購入あっせんに係る弁済金のうちそれを支払うべき時期がこの法律の施行前に到来するものについては、なお従前の例による。

10 新割賦販売法第三十条の二の三第四項又は第三十五条の三の八の規定は、この法律の施行後に締結した新割賦販売法第二三条第三項に規定する包括信用購入あっせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利を販売する契約若しくは同項に規定する包括信用購入あっせんに係る提供の方法により役務を提供する契約又は新割賦販売法第三十五条の三の五第一項に規定する個別信用購入あっせん関係販売契約以下「個別

信用購入あっせん関係販売契約」という。）若しくは同項に規定する個別信用購入あっせん関係役務提供契約以下「個別信用購入あっせん関係役務提供契約」という。）について適用し、この法律の施行前に締結した契約で、旧割賦販売法第二三条第三項に規定する割賦購入あっせんに係る販売又は提供の方法により旧指定商品若しくは旧指定権利を販売し、又は旧指定役務を提供するものについては、なお従前の例による。

11 新割賦販売法第三十条の二の四又は第三十五条の三の十七の規定は、この法律の施行後に締結した包括信用購入あっせん関係受領契約又は新割賦販売法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あっせん関係受領契約以下「個別信用購入あっせん関係受領契約」という。）について適用し、この法律の施行前に締結した契約で、旧割賦販売法第二三条第三項に規定する割賦購入あっせんに係る購入又は受領の方法により購入された旧指定商品若しくは旧指定権利の代金又は受領される旧指定役務の対価に相当する額の受領に係るものについては、なお従前の例による。

12 新割賦販売法第三十条の三又は第三十五条の三の十八の規定は、この法律の施行後に締結した包括信用購入あっせん関係受領契約であつて新割賦販売法第二三条第三第一号に規定する包括信用購入あっせんに係るもの又は個別信用購入あっせん関係受領契約について適用し、この法律の施行前に締結した契約で、旧割賦販売法第二三条第三第一号又は第二号に規定する割賦購入あっせんに係る購入又は受領の方法により購入された旧指定商品若しくは旧指定権利の代

金又は受領される旧指定役務の対価に相当する額の受領に係るものについては、なお従前の例による。

13 新割賦販売法第三十条の四、第三十条の五又は第三十五条の三の十九の規定は、この法律の施行後に購入者又は役務の提供を受ける者が新割賦販売法第二三条第三項に規定する包括信用購入あっせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あっせん以下「個別信用購入あっせん」という。）に係る購入又は受領の方法により購入する契約を締結した商品若しくは新指定権利又は受領する契約を締結した役務に係る支払分又は弁済金について適用し、この法律の施行前に購入者又は役務の提供を受ける者が旧割賦販売法第二三条第三項に規定する割賦購入あっせんに係る購入又は受領の方法により購入する契約を締結した旧指定商品若しくは旧指定権利又は受領する契約を締結した旧指定役務に係る支払分又は弁済金については、なお従前の例による。

14 この法律の施行の際現に旧割賦販売法第三十条の登録を受けている者以下「既存登録包括信用購入あっせん業者」という。）は、この法律の施行の日から起算して六月以内に、新割賦販売法第三十二条第二項の経済産業省令で定める書類を添付して、同条第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

15 前項の規定による申請は、新割賦販売法第三十三条の三第一項の規定による変更登録の申請とみなして、同条第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「第十五条第二項及び第三項、第三十二条第二項、第三十三条並び

に」とあるのは「第十五条第三項、第三十三条及び」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第六号から第十号までのいずれか」と読み替えるものとする」とする。

16 経済産業大臣は、前項において読み替えて適用する新割賦販売法第三十三条の三第二項において準用する新割賦販売法第三十三条第一項の登録をしようとするときは、新割賦販売法第三十三条の二第一項第六号ホ、第七号又は第八号に該当する事由の有無について、警察庁長官の意見を聴くものとする。

17 第十四項の規定に違反した者は、新割賦販売法第三十三条の三第一項の規定に違反したものとみなして、新割賦販売法第三十四条の二第二項の規定を適用する。

18 第十四項の規定に違反して申請書を提出しなかつた既存登録包括信用購入あっせん業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

19 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

20 第十四項の規定に違反し罰金の刑に処せられた者は、新割賦販売法の規定に違反し罰金の刑に処せられたものとみなす。

21 新割賦販売法第三十五条の三の九第一項の規定は、この法律の施行前に新割賦販売法第三十五条の三の二に規定する個別信用購入あっせん業者以下「個別信用購入あっせん業者」という。）に相当する者が受けた申込みで、新割賦販

売法第三十五条の三の九第一項各号に掲げる個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に相当する契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約に相当する契約に係るものについては、適用しない。

22 新割賦販売法第三十五条の三の九第三項の規定は、この法律の施行前に締結した契約で、同項各号に掲げる個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に相当する契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約に相当するものについては、適用しない。

23 新割賦販売法第三十五条の三の十又は第三十五条の三の十一の規定は、この法律の施行前に個別信用購入あつせん業者に相当する者が受けた申込みで、新割賦販売法第三十五条の三の九第一項第四号に規定する特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するもの若しくは新割賦販売法第三十五条の三の十第一項各号の個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約(以下この項において「特定個別信用購入あつせん関係販売契約等」という。)に相当する契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約に相当する契約に係るもの若しくはこの法律の施行後当該申込みに係る契約が締結された場合における当該契約又はこの法律の施行前に締結された契約で、特定個別信用購入あつせん関係販売契約等に相当する契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約に相当するものについては、適用しない。

ものについては、適用しない。この法律の施行前に新割賦販売法第三十五条の三の二第一項に規定する個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは同項に規定する個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が特定個別信用購入あつせん関係販売契約等に相当する契約の申込みを受けた場合若しくはこの法律の施行後当該申込みに係る契約が締結された場合又はこの法律の施行前に特定個別信用購入あつせん関係販売契約等に相当する契約が締結された場合におけるこの法律の施行後に個別信用購入あつせん業者が受けた申込みで、当該特定個別信用購入あつせん関係販売契約等に相当する契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係るもの又はこの法律の施行後に締結された当該特定個別信用購入あつせん関係販売契約等に相当する契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約についても、同様とする。

24 新割賦販売法第三十五条の三の十二の規定は、この法律の施行前に個別信用購入あつせん業者に相当する者が受けた申込みで、新割賦販売法第三十五条の三の十第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号の個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に相当する契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約に相当する契約に係るもの若しくはこの法律の施行後当該申込みに係る契約が締結された場合における当該契約又はこの法律の施行前に締結された契約で、当該各号の個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に相当する契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約に相当するものについては、適用しない。

25 新割賦販売法第三十五条の三の十三から第三十五条の三の十六までの規定は、この法律の施行前にした申込み又は承諾の意思表示で、新割賦販売法第三十五条の三の十三第一項、第三十五条の三の十四第一項、第三十五条の三の十五第一項又は第三十五条の三の十六第一項の個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に相当する契約に係るものについては、適用しない。

26 新割賦販売法第三十五条の三の二十三の規定は、この法律の施行の際現に個別信用購入あつせんを業として営んでいる者については、次に掲げる場合に該当する場合に限り、適用しない。

一 この法律の施行の日から六月間(その期間内に新割賦販売法第三十五条の三の二十四第一項の申請書を提出した場合には、その申請につき登録又は登録の拒否の処分があるまでの間を含む。)その営業をする場合

二 前号の期間が経過した後において、その期間の末日までに締結した個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を相手方とする個別信用購入あつせんに係る契約及び個別信用購入あつせん関係受領契約を結了する目的の範囲内でその営業をする場合

27 経済産業大臣の権限であつて第十四項から第十七項までの規定に基づくものは、既存登録包括信用購入あつせん業者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

28 この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、指定信用情報機関、認定割賦販売協会又は認定割賦販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、新割賦販売法第三十五条の三の四十九並びに第三十五条の十九第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

29 新割賦販売法第四十六条第四号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新割賦販売法第三十五条の三の十九第四項、第三十五条の三の二十六第一項第二号又は第四十条第六項(密接関係者のために係るものに限る。)に規定する政令の制定の立案のために消費経済審議会に諮問することができる。

第六条 この法律の施行前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(商店街振興組合法の一部改正)

第九条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条 第一項第二号及び第十九条第一項第三号中「割賦購入あつせん」を「信用購入あつせん」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

者の登録又は前払式特定取引業の許可」を「包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者の登録、前払式特定取引業の許可又は認定割賦販売協会の認定」に改め、同号(二)中「(割賦購入あつせん業者の登録)の登録割賦購入あつせん業者」を「(包括信用購入あつせん業者の登録)の登録包括信用購入あつせん業者」に改め、同号(三)中「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に改め、同号(三)を同号(四)とし、同号(二)の次に次のように加える。

(三) 割賦販売法第三十五条の三の二十三(個別信用購入あつせん業者の登録の登録個別信用購入あつせん業者の登録(更新の登録を除く。))	登録件数	一件につき十五万円
--	------	-----------

別表第一第百十八号に次のように加える。

(五) 割賦販売法第三十五条の十八第一項(認定割賦販売協会の認定の認定及び業務)の認定割賦販売協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
--	------	-----------

(貸金業法の一部改正)

第十一条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の二十六中「指定信用情報機関でない者」の下に「(割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第三十五条の三の三十六第一項の規定による指定を受けた者を除く。)」を加える。

(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正)

第十二条 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号の二中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

(経済産業省設置法の一部改正)

第十三条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「割賦購入あつせん」を「信用購入あつせん」に改める。

(特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部改正)

第十四条 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「新特定商取引法第九条の二」を「特定商取引に関する法律第九条の三」に改める。

理 由

最近の訪問販売等における購入者等の被害が増加している状況にかんがみ、購入者等の利益の保護等を図るため、特定商取引に関する法律及び割賦販売法において規制の対象となる商品及び役務の範囲の拡大を行うとともに、特定商取引に関する法律において、訪問販売について通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の申込みの撤回等の制度の創設、電子メール広告の規制の強化等の措置を講じ、割賦販売法において、訪問販売等における個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し等の制度の創設、購入者等の支払に充てることができると見込まれる場合における包括信用購入あつせん関係受領契約及び個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の禁止等の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の訪問販売等において消費者被害が増加している状況にかんがみ、悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引に関する法律及び割賦販売法について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の規制の適用対象となる商品及び役務につき、政令により指定する方式を改め、原則としてすべての商品及び役務を適用対象とし、一定

の商品及び役務について適用除外を定める方式に変更すること。

2 特定商取引に関する法律の一部改正

(一) 訪問販売について、契約を締結しない旨の意思を表示した消費者に対する契約の勧誘を禁止するとともに、通常必要とされる分量を著しく超える量の商品の売買契約等は、消費者に契約を必要とする特別の事情がある場合を除き、契約締結後一年間は解除することができるものとすること。

(二) 予め承諾又は請求を得ていない相手への電子メールによる広告の送信を原則として禁止すること。

(三) 通信販売において、返品条件を広告に明示していない場合は、商品引渡日から八日を経過するまでの間は契約を解除することができるものとする。また、返品費用は購入者等の負担とすること。

3 割賦販売法の一部改正

(一) 割賦販売の定義において、二月以上の一回払い及び二回払いを対象に追加すること。

(二) 個別の契約ごとに与信を行う個別クレジット業者について登録制を導入し、行政による監督規定を整備すること。

(三) 個別クレジット業者に対し、加盟店である訪問販売業者等の勧誘行為の調査を義務付けるとともに、虚偽説明等の不正な勧誘行為があった場合には、与信契約の締結を禁止すること。また、クレジット業者に対し、指定信用情報機関を利用した消費者の支払能力調査を義務付けるとともに、支払能力を超える過剰な与信を禁止すること。

四 不正な勧誘行為により与信契約を取り消した場合には、購入者等は個別クレジット業者に對し、既払金の返還を求めることができるものとする。

(五) クレジットカード情報の不正取得に對する罰則等について、所要の規定を整備すること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、一部の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、悪質商法対策の充実・強化を図るための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に對し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十年五月二十八日

経済産業委員長 東 順治

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

最近の悪質商法による被害の実態を踏まえ、消費者被害の救済及び未然防止を図るため、政府は、本法施行に当たり、健全な事業活動に對する過剰規制とならないよう充分配慮しつつ、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 原則としてすべての商品及び役務が訪問販売等の規制対象となることに伴い、適用除外とする商品・役務については、消費者利益の保護が真に確保されているかどうか等の観点から適切に判断し、安易に拡大することにならないよう配慮するとともに、適用除外とされた商品・役務についても、法の施行状況を踏まえ、適時適切に見直しを行うこと。

二 訪問販売における再勧誘の禁止及び過量販売による契約解除並びに過剰与信の防止については、消費者及び事業者の双方にとつてわかりやすいガイドライン等を可能な限り具体的かつ明確に定めること。また、支払可能見込額の調査に当たっては、利用者の預貯金等のプライバシーに過度に立ち入ることのないよう指導すること。なお、業態をまたがる信用情報機関相互の情報交流等については、個人情報保護等に充分配慮しつつ、実効性ある過剰与信の防止の観点からその推進に努めること。

三 悪質商法の手口が巧妙化している現状を踏まえ、新たな手口による消費者被害が多発した場合には、柔軟かつ機動的に対策を講じるよう努めること。また、被害の多発が指摘されている、一部の店舗取引事例におけるクレジット契約やインターネット等の通信手段を利用した売買契約等について、その実態を踏まえ、実効性ある被害の救済のための適切な措置を講じるよう検討すること。

四 本法の施行に当たっては、事業者及び消費者等に制度の十分な周知徹底を図り、特に高齢者に對しわかりやすい説明を行うなどの工夫に努めること。また、消費者被害の未然防止を図るため、消費者信用等について学校教育の力

キニラムに組み込むなど、学校段階からの啓発活動に努めること。

五 消費者トラブルの現状に鑑み、関係省庁、地方自治体、警察の連携体制の一層の緊密化を図るとともに、消費者保護に万全を期するためには、地域の現場における執行体制の整備が重要であることにかんがみ、地方自治体における消費者行政の充実強化のための適切な支援に努めること。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十九年十二月五日

提出者

西村智奈美 川内 博史

郡 和子

賛成者

安住 淳 外百七名

児童扶養手当法の一部を改正する法律

児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「(第十三条の二第一項において「支給開始月」という。)を削る。

第十三条の二を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)」を付し、同条中「(次条において「旧法」という。)を削る。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

理 由

母子家庭の母の就業の支援に關し十分な施策が実施されておらず、その所得の状況が改善されているとはいえないことにかんがみ、児童扶養手当を従前どおり支給することにより、母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もつて児童の福祉の増進を図るため、平成二十年四月一日から実施されることとなつてゐる児童扶養手当の減額措置(児童扶養手当の支給開始後五年を経過した場合等において、その額を二分の一まで減額する措置をいう)に係る規定を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成二十年度において最大約百六十億円の見込みである。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

(西村智奈美君外二名提出、第百六十八回国会衆法第一四号)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、母子家庭における所得の状況が改善されていない現状において、母子家庭における児童扶養手当の重要性にかんがみ、児童扶養手当の支給開始後五年を経過した場合における減額措置に係る規定を削除するものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の否決理由

児童扶養手当の支給開始後五年を経過した場合における減額措置に係る規定を削除することは、妥当でないものと認め、本案は否決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成二十年度において最大約百六十億円が見込まれる。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見聴取

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して舛添厚生労働大臣から「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。右報告する。

平成二十年五月二十八日

厚生労働委員長 茂木 敏充
衆議院議長 河野 洋平殿

児童福祉法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十年三月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

児童福祉法等の一部を改正する法律

(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び施設」を、「養育里親及び施設に改める。

第六条の三を次のように改める。

第六条の三 この法律で、里親とは、養育里親及び保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童以下「要保護児童」という。を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

この法律で、養育里親とは、要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の九に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

第十一条第一項第二号に次のように加える。

へ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

第十一条に次の二項を加える。

都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

前項の規定により行われる第一項第二号へに掲げる業務に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二中「里親」の下に「第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限

る。第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十七条第二項並びに第四十八条において同じ。」を加える。

「第三章 事業及び施設」を「第三章 事業、養育里親及び施設」に改める。

第三十四条の八の次に次の三条を加える。

第三十四条の九 都道府県知事は、第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託するため、厚生労働省令で定めるところにより、養育里親名簿を作成しておかなければならない。

第三十四条の十 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
都道府県知事は、養育里親について前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに養育里親名簿から抹消しなければならぬ。

第三十四条の十一 この法律に定めるもののほか、養育里親名簿の登録のための手続その他養育里親に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六十一条の三中「第十八条の八第四項」を「第十一項第五項、第十八条の八第四項」に改める。

第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条の八」を「第三十三条の九」に、「第六節 雑則(第三十四条・第三十四条の二)」を「第六節 被措置児童等虐待の防止等(第三十三条の十・第三十三条の十七)」に改める。

第六条の二第一項中「第二十七条第七項の措置に係る者につき同項に規定する住居」を「第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等(義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、第二十七条第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。)」につき第三十三条の六第一項に規定する住居」に、「同項の措置」を「第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施」に改め、同条に次の五項を加える。

この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況

及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。)若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。)に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児

童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者(次条第一項に規定する里親を除く。)の住居において養育を行う事業をいう。

第六条の三第一項中「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)」を「厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童」に改め、同条第二項中「養育里親とは、」の下に「前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の」を加え、「第三十四条の九を「第三十四条の十四」に改める。

第八条第一項中「第二十七条第六項」の下に「第三十三条の十五第三項」を加え、同条第三項中「特別区を含む。以下同じ。」を削り、同条第七項中「第二十七条第六項」の下に「第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三、第三十三条の十五」を加える。

第十一条第一項第一号中「提供」の下に「市町村職員の研修」を加える。

第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務」の下に「(市町村職員の研修を除く。)」を加える。

第二十一条の九中「及び子育て短期支援事業」を「子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業」に改める。

第二十一条の十の次に次の三條を加える。

育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等(特定妊婦を除く。)を把握したときは、当該要支援児童等に対し、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

市町村は、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十条、第十一条第一項若しくは第二項又は第十七条第一項の指導・保健所を設置する市又は特別区にあつては、同法第十九条第一項の指導を含む。)に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。

市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

前項の規定により行われる乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十一条の十の三 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の実施に当たっては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

第二十一条の十の四 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健に関する事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の所在地の市町村長に通知するものとする。

第二十五条の二第一項中「適切な保護」の下に「又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な

支援」を加え、「置くよう」を「置くように」に改め、同条第二項中「協議会は、要保護児童」の下に「若しくは要支援児童」を、「保護者」の下に「又は特定妊婦」を、「適切な保護」の下に「又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援」を加え、同条第五項中「児童相談所」の下に「養育支援訪問事業を行う者」を加え、同条に次の一項を加える。

要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

第二十五条の七第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと(以下「児童自立生活援助の実施」という。)が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

第二十五条の七第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

第二十五条の八第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

第二十六条第一項第二号中「行う者」の下に

「その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次の一号を加える。

五 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

第二十六条第一項に次の一号を加える。
七 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

第二十七条第一項第二号中「若しくは当該都道府県以外」を「当該都道府県以外」に改め、「行う者」の下に「若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者」を加え、同項第三号中「児童を」の下に「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」を加え、同条第七項を削る。

第二十七条の三の次に次の一条を加える。
第二十七条の四 第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導（委託に係るものに限る。）の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二中「都道府県知事は」の下に「小規模住居型児童養育事業を行う者」を、「限る。」の下に「第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、」を加える。
第三十一条第二項中「里親」を「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親」に改め、同条第五項中「前各項」を「前三項」に、「第二

項若しくは第七項を「若しくは第二項」に改め、同条第四項を削る。

第三十二条第一項中「第二項又は第七項を「若しくは第二項」に改め、「権限」の下に「又は児童自立生活援助の実施の権限」を加える。

第三十三条の四「実施等」の下に「若しくは児童自立生活援助の実施」を加え、同条第一号中「並びに」を「及び」に改め、「及び第七項」を削り、同条に次の一号を加える。

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等
第三十三条の五中「第二項若しくは第七項」を「若しくは第二項」に改め、「実施等」の下に「若しくは児童自立生活援助の実施」を加える。

第二章第五節中第三十三条の八を第三十三条の九とする。

第三十三条の七第二項ただし書中「民法七百九十七条」を「民法第七百九十七条」に改め、同条を第三十三条の八とする。

第三十三条の六中「第三十三条の八」を「第三十三条の九」に改め、同条を第三十三条の七とする。

第三十三条の五の次に次の一条を加える。
第三十三条の六 都道府県は、その区域内における義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の

日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

前項に規定する義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入居を希望する同項に規定する住居その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立生活援助事業を行う者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該義務教育終了児童等の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

都道府県は、義務教育終了児童等が特別な事情により当該都道府県の区域外の第一項に規定する住居への入居を希望するときは、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図らなければならない。

都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告を受けた児童について、必要があると認めるときは、その児童に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

都道府県は、義務教育終了児童等の第一項に規定する住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の厚生労働省令の

定める事項に關し情報の提供を行わなければならない。

第二章中第六節を第七節とし、第五節の次の一節を加える。

第六節 被措置児童等虐待の防止等

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第三十三条の十一 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関(以下この節において「都道府県の行政機関」という。)、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。

被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務

に関する法律の規定は、第一項の規定による通告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

施設職員等は、第一項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第三十三条の十三 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第三十三条の十四 都道府県は、第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三項若しくは次条第一項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、

児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第三十三条の十二第一項の規定による通告若しくは同条第三項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

第三十三条の十五 都道府県児童福祉審議会は、第三十三条の十二第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

都道府県知事は、前条第一項又は第二項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。

都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第三十三条の十六 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第三十三条の十七 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

第三十四条の三第一項中「を行う」を「又は小規模住居型児童養育事業を行う」に改め、同条第三項中「を廃止し」を「又は小規模住居型児童養育事業を廃止し」に改める。

第三十四条の四第一項中「を行う」を「若しくは小規模住居型児童養育事業を行う」に改める。

第三十四条の五中「を行う」を「又は小規模住居型児童養育事業を行う」に改める。

第三十四条の六中「相談支援事業」の下に「小規模住居型児童養育事業」を加え、「又は第二十七条第一項第二号若しくは第七項」を「第二十七条第一項第二号若しくは第三号又

官 報 (号 外)

は第三十三条の六第一項に改める。
第三十四条の十一を第三十四条の十六とする。

第三十四条の十第一項第四号中「規定する児童虐待」の下に「又は被措置児童等虐待」を加え、同条を第三十四条の十五とする。

第三十四条の九を第三十四条の十四とし、第三十四条の八の次に次の五条を加える。

第三十四条の九 市町村は、第二十一条の十の二第一項の規定により乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業を行う場合には、社会福祉法の定めるところにより行うものとする。

第三十四条の十 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、地域子育て支援拠点事業を行うことができる。

地域子育て支援拠点事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十四条の十一 市町村、社会福祉法人その他の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。

市町村、社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める

事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十二 一時預かり事業を行う者は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十三 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、一時預かり事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

都道府県知事は、一時預かり事業が前条の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

都道府県知事は、一時預かり事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る乳児若しくは幼児の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第四十四条の二第一項中「母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談」を「に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの」に改め、「ともに」

の下に「市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか」を加え、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十四条の三 第六条の二各項に規定する事業を行う者、里親及び児童福祉施設（指定知的障害児施設等を除く。）の設置者は、児童、妊産婦その他これらの事業を利用する者又は当該児童福祉施設に入所する者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、これらの者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第四十七条第二項中「児童福祉施設の長」の下に「その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者」を加える。

第四十八条中「児童自立支援施設の長の下に」その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者」を加える。

第四十九条中「及び放課後児童健全育成事業」を「放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業」に改める。

第五十条第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

第五十一条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 乳児家庭全戸訪問事業の実施に要する費用

七 養育支援訪問事業の実施に要する費用
第五十三条中「から第七号まで」を「から第九号まで」に改める。

第五十六条第二項中「第七号及び第七号の二」を「及び第七号から第七号の三まで」に改める。

第六十一条の三中「第十八条の十二第一項」の下に「第二十一条の十の二第四項」を加え、「又は第二十五条の五」を「第二十五条の五又は第二十七条の四」に改める。

第三条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第六条の二に次の一項を加える。

この法律で、家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

第六条の三第二項中「第三十四条の十四」を「第三十四条の十八」に改める。

第八条第四項中「特別区の区長を含む。以下同じ。」を削る。

第二十四条第一項ただし書中「付近に保育所がない」を「保育に対する需要の増大、児童の数の減少」に改め、「あるときは」の下に「家庭的保育事業による保育を行うこと」を加え、同条第二項中「（以下「保育の実施」という。）」を削る。

り、同条第三項中「の実施」を「を行うこと」に改め、同条第四項中「保育の実施」を「保育所における保育を行うこと又は家庭的保育事業による保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）」に改める。

第三十二條第三項中「保育の実施」を「保育所における保育を行うこと」に改める。

第三十四條の十六を第三十四條の二十とし、第三十四條の十五を第三十四條の十九とし、第三十四條の十四を第三十四條の十八とし、第三十四條の十三の次に次の四條を加える。

第三十四條の十四 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

市町村は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

市町村は、家庭的保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四條の十五 家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

第三十四條の十六 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立

ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八條の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

都道府県知事は、家庭的保育事業が前条の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う市町村に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、次に掲げる事由があるときは、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

一 その市町村が、この法律若しくはこれに基づき命令又はこれらに基づいてする処分違反したとき。

二 家庭的保育者が、その事業に係る乳児又は幼児の処遇につき不当な行為をしたとき。

第三十四條の十七 家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第四十六條の二中「保育の実施の」を「保育所における保育を行うこと」に、「保育の実施等のため」を「助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行

うこと」に改める。

第四十九條中「及び小規模住居型児童養育事業」を、「小規模住居型児童養育事業及び家庭的保育事業」に改める。

第五十條第六号の二中「の実施に要する」を「を行うことに要する」に、「保育の実施につき」を「保育所における保育を行うことにつき」に改める。

第五十一條第三号及び第四号中「の実施」を「を行うこと」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 家庭的保育事業の実施に要する費用

第五十三條中「から第九号まで」を「から第十号まで」に改める。

第五十六條第三項中「保育の実施」を「保育所における保育を行うこと」に改める。

第五十六條の八第五項及び第五十六條の九第六項中「設置者」の下に「家庭的保育者」を加える。

（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

第四條 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第四條中「のつとり」の下に「相互に連携を図りながらを加える。

第七條第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四條第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六條の二第二項に規定す

る放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たつて参酌すべき標準

第八條中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

四 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第九條中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

四 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二條第四項中「による届出」の下に「又は第三項の規定による公表」を、「当該届出」の下に「又は公表」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

五 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

第十二條第二項の次に次の一項を加える。

三 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、

厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

第十三条中「前条第一項又は第三項」を「第十二条第一項又は第四項」に改める。

第十八条中「第三項」を「第四項」に改め、「の策定」の下に、「公表若しくは労働者への周知」を加える。

第十九条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

第二十二条の見出しを「(主務大臣等)」に改

め、同条第二項中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第七條第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

第五條 次世代育成支援対策推進法の一部を次のように改正する。

第七條第二項第三号中「第二十四條第二項」を「第二十四條第四項」に改める。

第八條第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第九條第一項中「子育ての支援」の下に、「保護を要する子どもの養育環境の整備」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二條第一項中「三百人」を「百人」に改め、同条第四項中「三百人」を「百人」に改め、「(第六條第一項及び第二項において「中小事業主」という。)」を削る。

第十六條第一項中「中小事業主が」を「一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの(以下この項及び次項において「中小事業主」という。))」に改める。

(社会福祉法の一部改正)

第六條 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第二号中「又は子育て短期支援事業を、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三條及び第九條の規定 公布の日

二 第四條中次世代育成支援対策推進法第四條、第七條から第九條まで及び第二十二條の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一條並びに附則第十條、第十三條及び第十四條の規定 平成二十一年一月一日

四 第三條の規定及び第五條中次世代育成支援対策推進法第七條から第九條までの改正規定並びに附則第五條及び第十七條の規定 平成二十二年四月一日

五 第五條中次世代育成支援対策推進法第十二條及び第十六條の改正規定並びに附則第八條の規定 平成二十三年四月一日

(検討)

第二條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の

規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際現に第一條の規定による改正前の児童福祉法第六條の三に規定する里親である者(第一條の規定による改正後の児童福祉法(以下この条において「新法」という。))第三十四條の十第一項各号のいずれかに該当する者を除く。については、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日から起算して一年間に限り、新法第六條の三第二項に規定する養育里親とみなす。ただし、当該者が同日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第四條 この法律の施行の際現に第二條の規定による改正後の児童福祉法(以下この条において「新法」という。))第六條の二第六項に規定する地域子育て支援拠点事業を行っている市町村、社会福祉法人その他の者について社会福祉法第六十九條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の施行の日から起算して三月」とする。

2 この法律の施行の際現に新法第六條の二第七項に規定する一時預かり事業を行っている市町村、社会福祉法人その他の者について新法第三十四條の十一第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十年

法律第 号)の施行の日から起算して三月以内に」とする。

3 この法律の施行の際現に新法第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行っている国及び都道府県以外の者について新法第三十四条の三第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の施行の日から起算して三月以内に」とする。

4 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の児童福祉法第二十七条第七項の規定により同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を受けている者は、この法律の施行の日に新法第三十三条の六第一項の規定により都道府県又は児童自立生活援助事業を行う者(都道府県を除く)が同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行っている者とみなす。

第五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定による改正後の児童福祉法第六条の二第九項に規定する家庭的保育事業を行っている市町村について同法第三十四条の十四第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から起算して一月以内に」とする。

(一般事業主行動計画の公表に関する経過措置) 第六条 第四条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法(次項及び次条において「新法」という。)第十二条第三項の規定は、この法律の

施行の日以後に同条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置) 第七条 新法第十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条の二第二項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の届出に関する経過措置) 第八条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が百人を超え、三百人以下である次世代育成支援対策推進法第十二条第一項に規定する一般事業主が第五条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届け出た一般事業主行動計画(附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。)は、第五条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任) 第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第八号及び第二百九十二条第一項第八号中「第六条の三」を「第六条の三第一項」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十一条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中二をホとし、ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 児童福祉法の規定に基づき都道府県の委託を受けて行う当該委託に係る児童自立生活援助の実施の用

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正) 第十二条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「児童自立生活援助事業の下に」及び「小規模住居型児童養育事業」を加える。

(児童扶養手当法の一部改正)

第十三条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号中「第六条の三」を「第六条の三第一項」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十四条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十四号中「第六条の三」を「第六条の三第一項」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の二十一の次に次の一号を加える。

二十の二十二 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正) 第十六条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第五項中「第三十三条の六」を「第三十三条の七」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正) 第十七条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「第二十四条第二項」を「第二十四条第四項」に改める。

第十三条第二項の表第四十六号の二の項中「保育の実施の」を「保育所における保育を行うこと」に、「保育の実施等のため」を「助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うこと」に改め、同表第五十六号第八項の項中「保育の実施」を「私立認定保育所における保育を行うこと」に改め、同条第四項中「第二項の規定により読み替えられた同法第二十四条第二項に規定する保育の実施」を「私立認定保育所における保育を行うこと」に改める。

理 由

我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、子育て支援の充実、要保護児童に対する家庭的環境における養育の充実、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、地域における子育て支援の充実、要保護児童等に対する支援の強化、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 児童福祉法の一部改正

(一) 子育て支援のための新たな事業として、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び家庭的保育事業を法律上位置付けるとともに、都道府県はこれらの事業に対して指導監督を行うものとする。

(二) 要保護児童に対する家庭的環境における養育の充実を図るため、養子縁組を前提としない養育里親の制度化等を行うとともに、小規模住居型児童養育事業を創設すること。

(三) 児童養護施設の職員等が入所児童等に対して行う被措置児童等虐待について通告義務を設けるとともに、都道府県は通告等を受けたときは必要な措置を講ずるものとする。

2 次世代育成支援対策推進法の一部改正

(一) 市町村行動計画において保育の実施の事業等に係る目標等を定めるに当たつての参酌標準を国において設定するものとする。

(二) 一般事業主行動計画の策定等の義務付けの範囲の拡大、当該計画について策定等の義務が課せられる一般事業主に対する公表及び労働者への周知の義務等を規定すること。

3 施行期日

この法律は、一部を除き、平成二十一年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、地域における子育て

支援の充実、要保護児童等に対する支援の強化、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十年五月二十八日

厚生労働委員長 茂木 敏充

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 安心して子どもを生み育てられる社会を実現するため、次世代育成支援策の抜本的拡充のために国・地方を通じた必要な財源の確保を踏まえつつ、新たな次世代育成支援の枠組について、政府を挙げて速やかに検討を行うこと。

二 就労の有無に関わらず、地域とのつながりと支え合いの中で子育てに取り組むことができるよう、すべての家庭に対する支援の更なる拡充に努めること。

三 家庭的保育者の質の確保のため、すべての家庭的保育者が、家庭的保育を行うために必要な基礎的知識や技術などを習得することができるよう、研修体制の整備充実に努めるとともに、

就労していない保育士資格者に対する再就職支援に係る検討を進めること。

四 家庭的保育事業に当たっては、市町村が責任を持つて関与するとともに、その普及推進を図るため、家庭的保育者に対する支援、連携保育所の確保など実施体制の整備充実に努めること。

五 児童福祉施設の入所児童に対する虐待の防止措置を有効なものとするため、虐待の届出等について入所児童及び関係職員等に対して周知するとともに、すべての職員に対する研修を徹底すること。

六 児童養護施設等の要保護児童が入所する施設において、子どもの状態や年齢に応じた適切な支援を行うことができるよう、施設の最低基準や措置費の見直しを含めた検討を進めること。

その際、施設で生活を送る主体である子どもにとつてより暮らしやすい生活となるような視点に立つて、検討を進めること。

七 里親委託や小規模住居型児童養育事業の推進、児童養護施設等の施設の小規模化の推進などにより、要保護児童が家庭的な環境において個別的なケアを受けることができるような体制の整備を推進すること。

八 社会的養護の下で育った子どもが他の子どもたちと公平なスタートが切れるよう、児童自立生活援助事業等の充実を図るとともに、進学や就業への支援策の拡充を図ること。

九 一般事業主行動計画の策定及び届出が新たに義務付けられる従業員百人を超える事業主に対しては、平成二十三年四月一日までの間に、できる限り多くの事業主において行動計画の策定等が行われるよう、本法の周知及び行動計画の策定等の支援に努めること。また、行動計画の策定が努力義務とされている従業員が百人以下の事業主についても、できる限り行動計画の策定等が行われるよう支援を行うこと。

十 仕事と家庭を両立できる環境整備を推進するため、働きながら子育ての時間確保ができる短時間勤務制度の強化や男性の育児休業取得促進方策などについて、必要な措置を講ずること。

国家公務員制度改革基本法案

右
国会に提出する。

平成二十年四月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

国家公務員制度改革基本法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 国家公務員制度改革の基本方針(第五条—第十二条)

第三章 国家公務員制度改革推進本部(第十三条—第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、行政の運営を担う国家公務員に関する制度を社会経済情勢の変化に対応したものとすることが喫緊の課題であることにかんがみ、国民全体の奉仕者である国家公務員について、一人一人の職員が、その能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行することとするため、国家公務員制度改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国家公務員制度改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 国家公務員制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 議院内閣制の下、国家公務員がその役割を適切に果たすこと。

二 多様な能力及び経験を持つ人材を登用し、及び育成すること。

三 官民の人材交流を推進するとともに、官民の人材の流動性を高めること。

四 国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保し、及び育成すること。

五 国民全体の奉仕者としての職業倫理を確立するとともに、能力及び実績に基づく適正な評価を行うこと。

六 能力及び実績に応じた処遇を徹底するとともに、仕事と生活の調和を図ることができる環境を整備すること。

七 政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負う体制を確立すること。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、国家公務員制度改革を推進する責務を有する。

(改革の実施及び目標時期等)

第四条 政府は、次章に定める基本方針に基づき、国家公務員制度改革を行うものとし、このために必要な措置については、この法律の施行後五年以内を目標として講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目標として講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、職員の職務の特殊性に十分に配慮するものとする。

第二章 国家公務員制度改革の基本方針

(議院内閣制の下での国家公務員の役割等)

第五条 政府は、議院内閣制の下、国家公務員が内閣、内閣総理大臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすこととするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 各府省に、国会議員への政策の説明その他の政務に関し、大臣を補佐する職(以下この

項において「政務専門官」という。)を置くとともに、政務専門官以外の職員が国会議員に接触することに関し、大臣の指示を必要とするなど、大臣による指揮監督をより効果的なものとするための規律を設けること。

二 内閣官房に、内閣総理大臣の命を受け、内閣の重要政策のうち特定のものに係る企画立案に関し、内閣総理大臣を補佐する職(以下この条において「国家戦略スタッフ」という。)を、各府省に、大臣の命を受け、特定の政策の企画立案及び政務に関し、大臣を補佐する職(以下この項において「政務スタッフ」という。)を置くものとし、国家戦略スタッフ及び政務スタッフ(以下この号において「国家戦略スタッフ等」という。)の任用等については、次に定めるところによるものとする。

イ 公募を活用するなど、国の行政機関の内から人材を機動的に登用できるものとする。

ロ 国家戦略スタッフ等を有効に活用できるものとするため、給与その他の処遇及び退任後の扱いについて、それぞれの職務の特性に応じた適切なものとする。

三 事務次官、局長、部長その他の幹部職員(以下単に「幹部職員」という。)の任免については、内閣総理大臣による承認を要するものとし、内閣人事庁は、各大臣が人事を行うに当たって、内閣としての一体性が確保できる

官 報 (号 外)

よう、情報提供、助言等の支援を行うものとする。

四 各府省は、幹部職員の候補者名簿の原案を作成し、内閣人事庁は候補者の適格性の審査を行うものとする。ただし、内閣人事庁も、必要に応じ、候補者名簿を作成することができるものとする。

五 幹部職員は、内閣人事庁及び各府省に所属するものとする。

六 国家戦略スタッフは、内閣人事庁の職員をもつて充てるものとし、内閣人事庁の職員以外の者を国家戦略スタッフに任用しようとする場合においては、その者を内閣人事庁の職員とした上で、国家戦略スタッフに充てるものとする。

七 各府省の政務専門官及び政務スタッフ並びに課長その他の管理職員(地方支分部局及び施設等機関の職員を除く。以下単に「管理職員」という。)は、内閣人事庁に併任するものとする。

2 政府は、職員の育成及び活用を府省横断的に行うとともに、幹部職員及び管理職員(以下「幹部職員等」という。)について、適切な人事管理を徹底するため、次に掲げる事務を内閣人事庁において一元的に行うこととするための措置を講ずるものとする。

一 総合職試験の合格者からの採用及びこれに伴う各府省への配置の調整

二 次条第三項に規定する幹部候補育成課程に關する統一的な基準の作成及び運用の管理

三 次条第三項第三号に規定する研修のうち政府全体を通ずるものの企画立案及び実施

四 次条第三項に規定する課程対象者の府省横断的な配置換えに係る調整

五 管理職員の府省横断的な配置換えに係る調整

六 前項第四号に規定する適格性の審査及び候補者名簿の必要に応じた作成その他の各大臣が人事を行うに当たつての情報提供、助言等の支援

七 国家戦略スタッフに充てられている職員の管理

八 幹部職員等、次条第三項に規定する課程対象者及び総合職試験の合格者の中から採用された者の人事に関する情報の管理

九 次条第四項第二号に規定する目標の設定等を通じた公募による任用の推進

十 官民の人材交流の推進
(多様な人材の登用等)

第六条 政府は、採用試験について、多様かつ優秀な人材を登用するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 現行の採用試験の種類及び内容を抜本的に見直し、採用試験に次に掲げる種類を設けるとともに、その内容をそれぞれ次に定めるものとする。

イ 総合職試験 政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを重視して行う試験

ロ 一般職試験 的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験

ハ 専門職試験 特定の行政分野に係る専門的な知識を有するかどうかを重視して行う試験

二 前号の措置に併せ、次に掲げる採用試験の区分を設けるとともに、その内容をそれぞれ次に定めるものとする。

イ 院卒者試験 大学院の課程を修了した者又はこれと同程度の学識及び能力を有する者を対象とした採用試験

ロ 中途採用試験 係長以上の職への採用を目的とした採用試験

2 政府は、職員の職務能力の向上を図るため、研修その他の能力開発によつて得られた成果を人事評価に確実に反映させるとともに、自発的な能力開発を支援するための措置を講ずるものとする。

3 政府は、次に定めるところにより、管理職員としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を総合かつ計画的に育成するための仕組み(以下「幹部候補育成課程」という。)を整備するものとする。この場合において、幹部候補育成課程における育成の対象となる者(以下「課程対象者」という。)であること又は課程対象者であったことによつて、管理職員

への任用が保証されるものとしてはならず、職員の採用後の任用は、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

一 課程対象者の選定については、採用後、一定期間の勤務経験を経た職員の中から、本人の希望及び人事評価に基づいて随時行うものとする。

二 課程対象者については、人事評価に基づいて、引き続き課程対象者となるかどうかを定期的に判定するものとする。

三 管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修を行うものとする。

四 国の複数の行政機関又は国以外の法人において勤務させることにより、多様な勤務を経験する機会を付与するものとする。

4 政府は、幹部職員等に関し、その職責を担うにふさわしい能力を有する人材を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 幹部職員等に求められる役割及び職業倫理を明確に示すとともに、これらを人事評価の基準とするための措置を講ずること。

二 公募に付する幹部職員等の職の数について目標を定めるものとする。

5 政府は、高度の専門的な知識又は経験の求められる職に充てる人材を国の行政機関の内外から登用し、その能力を十分に発揮させるため、兼業及び給与の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

(官民の人材交流の推進等)

第七条 政府は、官民の人材交流を推進するとともに、官民の人材の流動性を高めるため、現行の制度を抜本的に見直し、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 民間企業その他の法人の意向を適切に把握した上で、国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第一条に規定する人事交流について、その透明性を確保しつつ、手続の簡素化及び対象の拡大等を行うこと。

二 課程対象者に、民間企業その他の法人における勤務の機会を付与するよう努めるものとし、そのための措置を講ずること。

三 給与、退職手当、年金その他の処遇を見直し、必要な措置を講ずること。

(国際競争力の高い人材の確保と育成)

第八条 政府は、国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保し、及び育成するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 国際対応に重点を置いた採用を行うための措置を講ずること。

二 課程対象者に国際機関、在外公館その他の外国に所在する機関における勤務又は海外への留学の機会を付与するよう努めるものとし、そのための措置を講ずること。

(職員の倫理の確立及び信賞必罰の徹底)

第九条 政府は、職員の倫理の確立及び信賞必罰

の徹底のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 人事評価について、次に定めるところにより行うものとする。

イ 国民の立場に立ち職務を遂行する態度その他の職業倫理を評価の基準として定めること。

ロ 業績評価に係る目標の設定は、所属する組織の目標を踏まえて行わなければならないものとする。

ハ 職員に対する評価結果の開示その他の職員の職務に対する主体的な取組を促すための措置を講ずること。

二 職務上知ることのできた秘密を漏らした場合その他の職務上の義務に違反した場合又は職務を怠った場合における懲戒処分について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置を講ずること。

三 国家賠償法(昭和二十二年法律第二百二十五号)に基づく求償権について、適正かつ厳格な行使の徹底を図るための措置を講ずること。

(能力及び実績に応じた処遇の徹底等)

第十条 政府は、職員が意欲と誇りを持って働くことを可能とするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 各部署において業務の簡素化のための計画を策定するとともに、職員の超過勤務の状況

を管理者の人事評価に反映させるための措置を講ずること。

二 優秀な人材の国の行政機関への確保を図るため、職員の初任給の引上げ、職員の能力及び実績に応じた処遇の徹底を目的とした給与及び退職手当の見直しその他の措置を講ずること。

三 雇用と年金の接続の重要性に留意して、次に掲げる措置を講ずること。

イ 定年まで勤務できる環境を整備するとともに、再任用制度の活用を拡大を図るための措置を講ずること。

ロ 将来における定年の引上げについて検討すること。

ハ イの環境の整備及びロの定年の引上げの検討に際し、これらに対応した給与制度の在り方並びに職制上の段階に応じそれに属する職に就くことができる年齢を定める制度及び職種に応じ定年を定める制度の導入について検討すること。

(内閣人事庁の設置)

第十一条 政府は、次に定めるところにより、内閣人事庁を設置するものとし、このために必要な法制上の措置について、第四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行後一年以内を目的として講ずるものとする。

一 内閣人事庁は、政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負うとともに、第五条第二項に掲げる事務及びこれらに関連する事務を所掌するものとする。

二 総務省、人事院その他の国の行政機関が国家公務員の人事行政に関して担っている機能について、内閣人事庁がその担う機能を実効的に発揮する観点から必要な範囲で、内閣人事庁に移管するものとする。

三 内閣人事庁の長は、内閣官房長官をもって充てるものとする。

(労働基本権)

第十二条 政府は、国家公務員の労働基本権の在り方については、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示してその理解を得ることが必要不可欠であることを勘案して検討する。

第三章 国家公務員制度改革推進本部

(国家公務員制度改革推進本部の設置)

第十三条 国家公務員制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、国家公務員制度改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第十四条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国家公務員制度改革の推進に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。
二 国家公務員制度改革に関する施策の実施の推進に関すること。

官 報 (号 外)

(組織) 第十五条 本部は、国家公務員制度改革推進本部長、国家公務員制度改革推進副本部長及び国家公務員制度改革推進本部員をもって組織する。 (国家公務員制度改革推進本部長) 第十六条 本部の長は、国家公務員制度改革推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。 (国家公務員制度改革推進副本部長) 第十七条 本部に、国家公務員制度改革推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。 (国家公務員制度改革推進本部員) 第十八条 本部に、国家公務員制度改革推進本部員(以下「本部員」という。)を置く。 2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。 (資料の提出その他の協力) 第十九条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。 2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があるとき、前項に規定する者以外の人に対して、必要な協力を依頼することができる。	(事務局) 第二十条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。 3 事務局長は、関係のある他の職を占める者であつて、かつ、公務内外の人事管理制度に関し意見を有する者をもって充てられるものとする。 4 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。 (設置期限) 第二十一条 本部は、その設置の日から起算して五年を経過する日まで置かれるものとする。 (主任の大臣) 第二十二条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。 (政令への委任) 第二十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (地方公務員の労働基本権等) 第二条 政府は、地方公務員の労働基本権の在り方について、第十二条に規定する国家公務員の労働基本権に係る検討に併せ、これと整合性をもって、検討する。 2 本部は、第十四条に掲げる事務のほか、前項の検討に関する事務をつかさどる。	理 由 国家公務員一人一人が、その能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行することとするための国家公務員制度改革については、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国家公務員制度改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進することが必要である。これが、この法律案を提出する理由である。	一 議案の目的及び要旨 本案は、国家公務員一人一人が、その能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行することとするための国家公務員制度改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国家公務員制度改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進するもので、その主な内容は次のとおりである。 1 国家公務員制度改革の基本理念等 (一) 国家公務員制度改革は、議院内閣制の下、国家公務員がその役割を適切に果たすこと、多様な能力及び経験を持つ人材を登用し、及び育成することなどを基本として行われるものとし、国は、この基本理念にのっとり、同改革を推進する責務を有すること。 (二) 政府は、2の基本方針に基づき、同改革を行うものとし、このために必要な措置については、この法律の施行後五年以内を目途として講ずるとともに、この場合において必要となる法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。 2 国家公務員制度改革の基本方針 (一) 議院内閣制の下、国家公務員が内閣、内閣総理大臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすこととするための措置を講ずるものとする。 (二) 採用試験について、多様かつ優秀な人材を登用するための措置を講ずるものとする。 (三) 官民の人材交流の推進とともに、官民の人材の流動性を高めるための措置を講ずるものとする。 (四) 国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保し、及び育成するための措置を講ずるものとする。 (五) 職員の倫理の確立及び信賞必罰の徹底の
---	--	---	---

ための措置を講ずるものとする。

(六) 職員が意欲と誇りを持って働くことを可能とするための措置を講ずるものとする。

(七) 内閣人事庁を設置するものとし、このために必要な法制上の措置は、この法律の施行後一年以内を目途として講ずるものとする。

(八) 国家公務員の労働基本権の在り方については、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示してその理解を得ることが必要不可欠であることを勘案して検討すること。

3 国家公務員制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする国家公務員制度改革推進本部を置くこと。

4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、国家公務員一人一人が、その能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行することとするための国家公務員制度改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国家公務員制度改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進するものであるが、議院内閣制の下での国家公務員の役割

を適切に果たすための措置として講ずる政務専門官を置く旨の規定及びその他の職員の国会議員への接触制限に関する規定を削除するとともに、政策の立案等の責任の明確化等に関する措置を講ずるものとする。内閣人事庁の設置に代えて、内閣官房に内閣人事局を置くものとする。労働基本権に関する規定を、政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする。これに改めるものとする。この修正を行う必要があるものと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

平成二十年五月二十八日

内閣委員長 中野 清

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

(小字及び―は修正)

(基本理念)

第二条 国家公務員制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 議院内閣制の下、国家公務員がその役割を適切に果たすこと。
- 二 多様な能力及び経験を持つ人材を登用し、及び育成すること。
- 三 官民の人材交流を推進するとともに、官民の人材の流動性を高めること。

四 国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保し、及び育成すること。

五 国民全体の奉仕者としての職業倫理を確立するとともに、能力及び実績に基づく適正な評価を行うこと。

六 能力及び実績に応じた処遇を徹底するとともに、仕事と生活の調和を図ることができ、及び男女共同参画社会の形成に資する環境を整備すること。

七 政府全体を通ずる国家公務員の人事管理に於いて、国民に説明する責任を負う体制を確立すること。

(議院内閣制の下での国家公務員の役割等)

第五条 政府は、議院内閣制の下、○政治主導を強化し、国家公務員が内閣、内閣総理大臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすこととするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 各府省に、内閣官房に、内閣総理大臣の命を受け、内閣の重要政策のうち特定のものに係る企画立案に關し、内閣総理大臣の政務の補佐に關し、大臣を補佐する職(以下この項において「政務専門官」という。)を置くこととする。
- 二 各府省に、大臣の命を受け、特定の政策の企画立案に關し、政務専門官以外の職員が国会議員に接し、大臣の指示を必要とする「政務スタッフ」というものを置くこととする。
- 三 各府省に、大臣の指示を必要とする「政務スタッフ」というものを置くこととする。

二 内閣官房に、内閣総理大臣の命を受け、内閣の重要政策のうち特定のものに係る企画立案に關し、内閣総理大臣を補佐する職(以下この条において「国家戦略スタッフ」という。)

を、各府省に、大臣の命を受け、特定の政策の企画立案及び政務に關し、大臣を補佐する職(以下この項において「政務スタッフ」という。)を置くものとし、国家戦略スタッフ及び政務スタッフ(以下この号において「国家戦略スタッフ等」という。)の任用等については、次に定めるところによるものとする。

イ

○国家戦略スタッフ等は、特別職の国家公務員とする。○公募を活用するなど、国の行政機関の内外から人材を機動的に登用できるものとする。

ロ 国家戦略スタッフ等を有効に活用できるものとするため、給与その他の処遇及び退任後の扱いについて、それぞれの職務の特性に応じた適切なものとする。

三 事務次官、局長、部長その他の幹部職員(以下単に「幹部職員」という。)の任免については、内閣総理大臣による承認を要するものとし、内閣人事庁は、各大臣が人事を行うに当たって、内閣としての一体性が確保できるよう、情報提供、助言等の支援を行うものとする。

四 各府省は、幹部職員の候補者名簿の原案を作成し、内閣人事庁は候補者の適格性の審査を行うものとする。ただし、内閣人事庁も、必要に応じ、候補者名簿を作成することができるものとする。

五 幹部職員は、内閣人事庁及び各府省に所属するものとする。

六 国家戦略スタッフは、内閣人事庁の職員をもつて充てるものとし、内閣人事庁の職員以外の者を国家戦略スタッフに任用しようとする場合においては、その者を内閣人事庁の職員とした上で、国家戦略スタッフに充てるものとする。

七 各府省の政務専門官及び政務スタッフ並びに課長その他の管理職員（地方支分部局及び施設等機関の職員を除く。以下単に「管理職員」という。）は、内閣人事庁に併任するものとする。

2 政府は、縦割り行政の弊害を排除するため、内閣の人事管理能力を強化し、並びに多様な人材の登用及び弾力的な人事管理を行えるよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 事務次官、局長、部長その他の幹部職員（地方支分部局等の職員を除く。以下単に「幹部職員」という。）を対象とした新たな制度を設けるものとする。

二 課長、室長、企画官その他の管理職員（地方支分部局等の職員を除く。以下単に「管理職員」という。）を対象とした新たな制度を設けるものとする。

三 幹部職員の任用については、内閣官房長官が、その適格性を審査し、その候補者名簿の作成を行うとともに、各大臣が人事を行うに当たって、任免については、内閣総理大臣及び内閣官房長官と協議した上で行うものとする。

四 幹部職員及び管理職員（以下「幹部職員等」という。）の任用に当たっては、国の行政機関の内外から多様かつ高度な能力及び経験を有する人材の登用に努めるものとする。

五 幹部職員等の任用、給与その他の処遇については、任命権者が、それぞれ幹部職員又は管理職員の範囲内において、その昇任、降任、昇給、降給等を適切に行うことができるようにする等その職務の特性並びに能力及び実績に応じた弾力的なものとすることを講ずるものとする。

3 政府は、政官関係の透明化を含め、政策の立案、決定及び実施の各段階における国家公務員としての責任の所在をより明確

なものとし、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 職員が国会議員と接触した場合における当該接触に関する記録の作成、保存その他の管理をし、及びその情報を適切に公開するために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、当該接触が個別の事務又は事業の決定又は執行に係るものであるときは、当該接触に関する記録の適正な管理及びその情報の公開の徹底に特に留意するものとする。

二 前号の措置のほか、各般の行政過程に係る記録の作成、保存その他の管理が適切に行われるようにするための措置その他の措置を講ずるものとする。

24 政府は、職員の育成及び活用を府省横断的に行うとともに、幹部職員及び管理職員（以下「幹部職員等」という。）について、適切な人事管理を徹底するため、次に掲げる事務を内閣人事庁において一元的に行うこととするための措置を講ずるものとする。

一 幹部職員等に係る各府省ごとの定数の設定及び改定
総合職試験の合格者からの採用及びこれに伴う各府省への配置の調整

二 次条第三項に規定する幹部候補育成課程に関する統一した基準の作成及び運用の管理

三 次条第三項第三号に規定する研修のうち政府全体を通ずるものの企画立案及び実施

四 次条第三項に規定する課程対象者の府省横断的な配置換えに係る調整

五 管理職員を任用する場合の選考に関する統一した基準の作成及び運用の管理

六 管理職員の府省横断的な配置換えに係る調整

七 幹部職員等以外の職員の府省横断的な配置に関する指針の作成

八 第二項
前項第四号に規定する適格性の審査及び候補者名簿の必要に応じた作成その他の各大臣が人事を行うに当たつての情報提供、助言等の支援

七 国家戦略スタッフに充てられている職員の管理

八 九 幹部職員等 次条第三項に規定する課程対象者及び総合職試験の合格者の中から採用された者の人事に関する情報の管理

九 十 次条第四項第二号に規定する目標の設定等を通じた公募による任用の推進

十 一 官民の人材交流の推進

十 二 能力及び実績に応じた処遇の徹底等

十 三 政府は、職員が意欲と誇りを持って働くことを可能とするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 各府省において業務の簡素化のための計画を策定するとともに、職員の超過勤務の状況を管理者の人事評価に反映させるための措置を講ずること。

二 優秀な人材の国の行政機関への確保を図るため、職員の初任給の引上げ、職員の能力及び実績に応じた処遇の徹底を目的とした給与及び退職手当の見直しその他の措置を講ずること。

三 雇用と年金の接続の重要性に留意して、次に掲げる措置を講ずること。

イ 定年まで勤務できる環境を整備するとともに、再任用制度の活用拡大を図るための措置を講ずること。

ロ 将来における定年の引上げについて検討すること。

ハ イの環境の整備及びロの定年の引上げの検討に際し、○高齢である職員の給与の抑制を可能とする制度その他の
の在り方並びに職制上の段階に応じそれに属する職に就くことができる年齢を定める制度及び職種に応じ定年を定める制度の導入について検討すること。

第十一條 政府は、次に定めるところにより、内閣官房に事務を追加するとともに、当該事務を行わせるために内閣人事庁を設置するものとし、このために必要な法制上の措置について、第四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行後一年以内を目途として講ずるものとする。

一 内閣官房長官
内閣人事庁は、政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負うとともに、第五條第二項に掲げる事務及びこれらに関連する事務を所掌するものとする。

二 総務省、人事院その他の国の行政機関が国家公務員の人事行政に関して担っている機能について、内閣人事庁がその担う機能を実効的に発揮する観点から必要な範囲で、内閣人事庁に移管するものとする。

三 内閣人事庁の長は、内閣官房長官をもって
充てるものとする。

(労働基本権)

第十二条 政府は、国家公務員の労働基本権の在
り方については、協約締結権を付与する職員
の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を
国民に提示してその理解を得ることが必要不可
の法的労働関係制度を措置するものとする。
欠であることを勘案して検討する。

附 則

(地方公務員の労働基本権等)

第二条 政府は、地方公務員の労働基本権の在
り方について、第十二条に規定する国家公務員の
労働関係制度労働基本権に係る^{措置}検討に併せ、これと整合性を
もって、検討する。

2 本部は、第十四条に掲げる事務のほか、前項
の検討に関する事務をつかさどる。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五—八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
（本体） 三三〇円
本号一部 三四五円